

岩国地区 景観形成ガイドライン

平成28年11月16日改訂

平成29年7月1日改訂

令和3年6月1日改訂

岩 国 市

目次

本編	岩国地区における景観形成の心得	I-1
1.	本ガイドラインの目的	I-2
2.	岩国地区の位置づけ	I-3
3.	景観形成の基本事項	I-5
4.	景観と景観形成基準の項目の関係	I-7
5.	届出対象と手続きの流れ	I-13
(1)	届出が必要となる行為	I-13
(2)	景観法に基づく届出手続きの流れ	I-14
(3)	補助金申請の流れ	I-14
解説編	景観形成基準の項目ごとの考え方について	II-1
1.	景観形成基準について	II-2
(1)	景観形成基準の役割	II-2
(2)	景観形成基準の構成	II-2
(3)	景観形成基準と補助金の関係について	II-2
2.	沿道にぎわい地区の景観形成基準の解説	II-3
(1)	基本事項	II-3
(2)	建築物・工作物	II-5
(3)	開発行為	II-31
(4)	その他	II-32
3.	こまちなみ地区の景観形成基準の解説	II-35
(1)	基本事項	II-35
(2)	建築物・工作物	II-37
(3)	開発行為	II-58
(4)	その他	II-59
4.	ゆとり住宅地区の景観形成基準の解説	II-62
(1)	基本事項	II-62
(2)	建築物・工作物	II-63
(3)	開発行為	II-79
(4)	その他	II-81

本 編

岩国地区における景観形成の心得

I 本ガイドラインの目的

この景観形成ガイドラインは、「岩国市景観計画」に定める岩国重点地区の届出対象行為と景観形成基準について、具体的な事例や写真を交えながら、分かりやすく解説・例示したものです。

令和3年1月に改定された「岩国市景観計画」では、新たに自然・風土と人々の生活・生業により育まれた「文化的景観」について位置づけを行うとともに、岩国城下町（横山地区・岩国地区等）における周辺の自然や人々の暮らしが育んできた景観を今後も大切にできないでいけるよう内容の拡充を目的とした景観形成基準の改定を行いました。

「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の保存・継承に向け、その一部を構成する岩国地区の良好な景観を形成していくために、建築物等の建設や改築等の際に、市民、事業者の方々が、岩国地区固有の景観の特徴を捉えた上で、具体的なイメージを描くときに参考となる手引書として、広く用いられることを目的に作成しています。

岩国重点地区の文化的景観を継承する景観まちづくりを推進していく中で、地域の実情にあった内容となるよう表現等の充実を図るために、今後も必要に応じて、本ガイドラインについては随時、見直しを行っていきます。

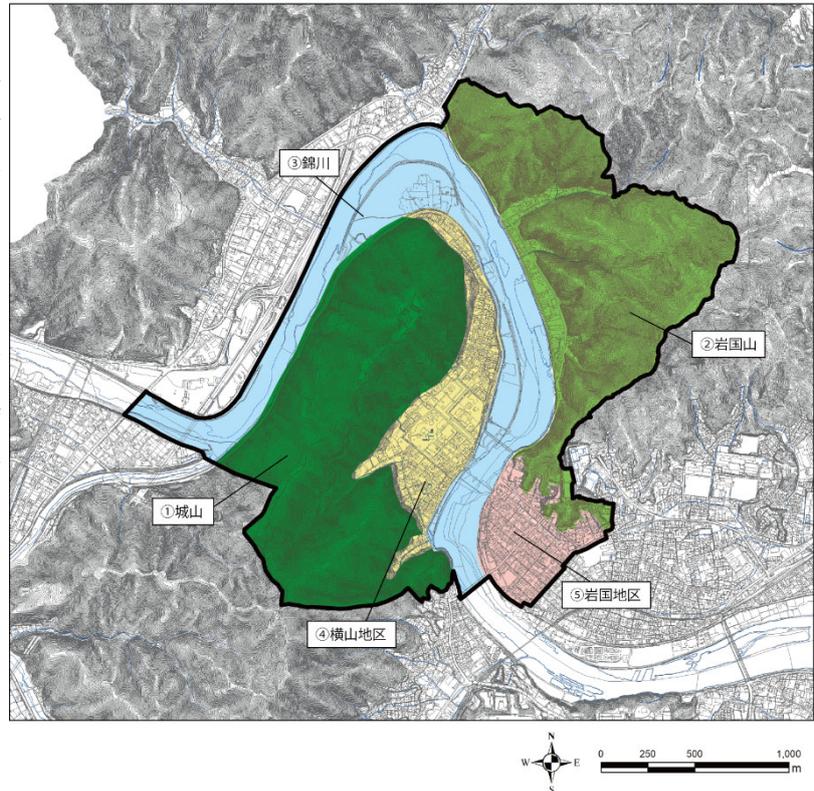


「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の価値を象徴する現在の風景

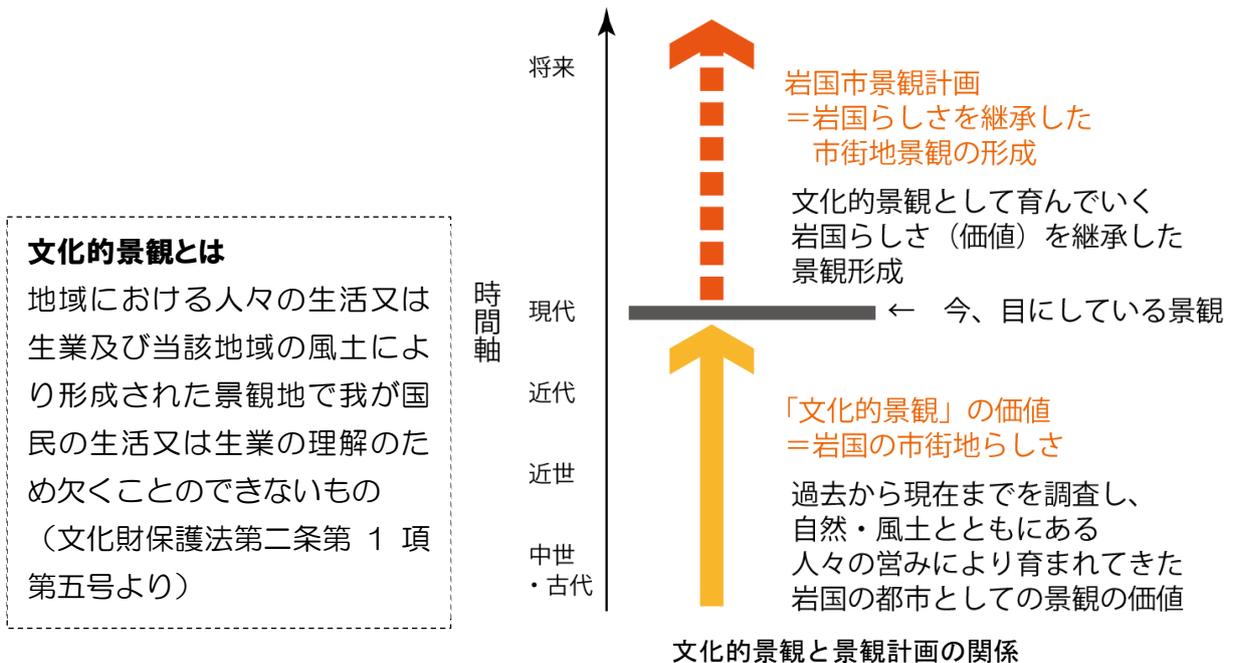
2 岩国地区の位置づけ

◆岩国重点地区は文化財保護法に基づく「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の一部であり、その特徴を継承していくことが重要です。

- ・岩国市景観計画に基づき、景観重点地区に指定されている岩国地区は、文化財保護法に基づく「文化的景観」である景観地の一部を構成しています。
- ・本地区の景観形成においては、この文化的景観の価値(その地区の景観上の特徴)を継承しながら、将来に向けた景観形成に取り組んでいくことが求められます。



岩国城下町地区の範囲とその構成



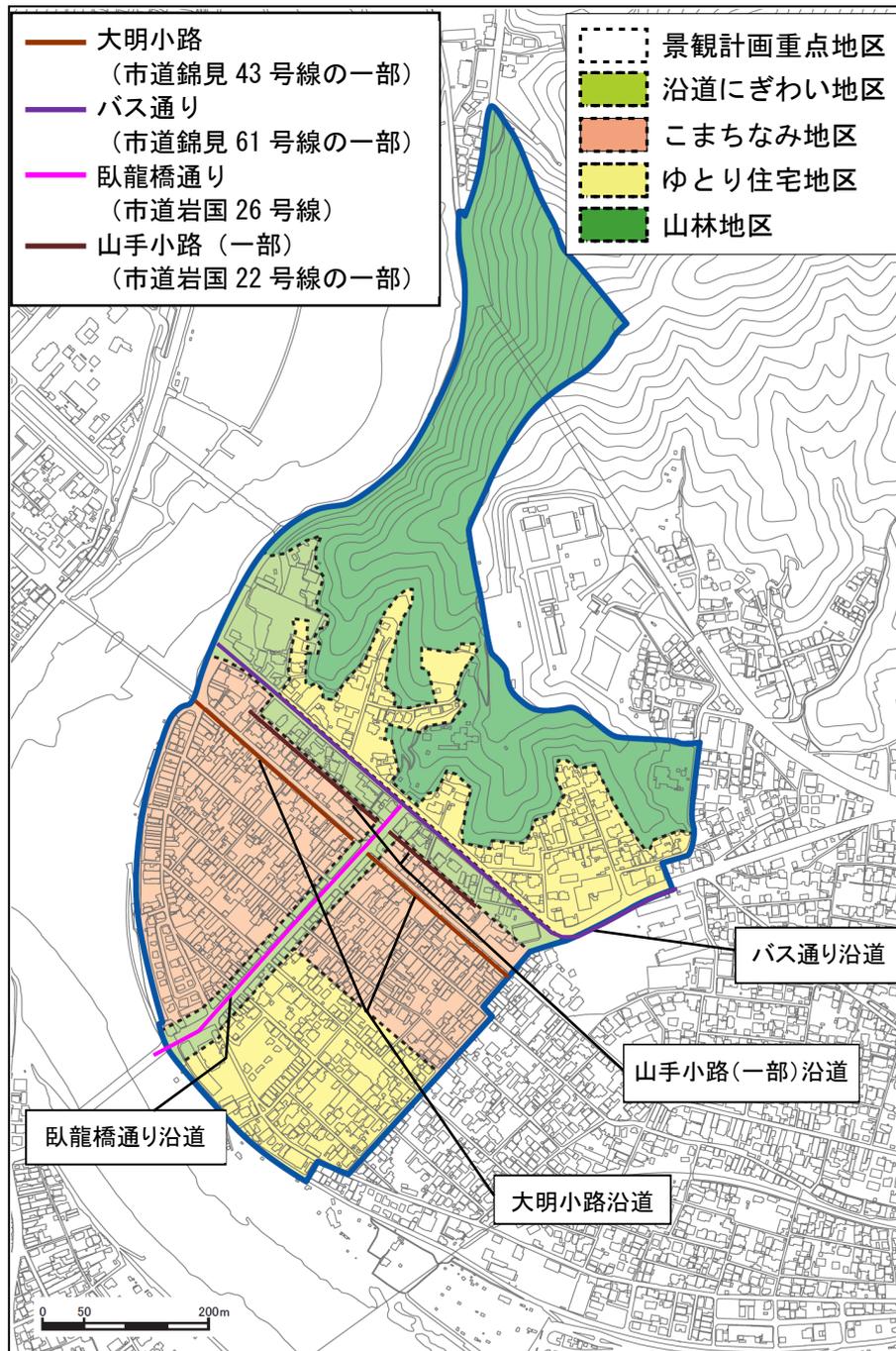
◆岩国重点地区の範囲と地区区分

- ・本地区は、こまちなみ地区、沿道にぎわい地区、ゆとり住宅地区、山林地区の4地区からなります。各地区では、岩国城下町として形成されてきた土地利用の由来を継承していくことが、文化的景観を継承した景観形成において重要なポイントとなります。

各地区の土地利用の由来

【武家屋敷地に由来する地区】こまちなみ地区（大明小路、山手小路（一部）沿道）
沿道にぎわい地区（バス通り沿道）、ゆとり住宅地区

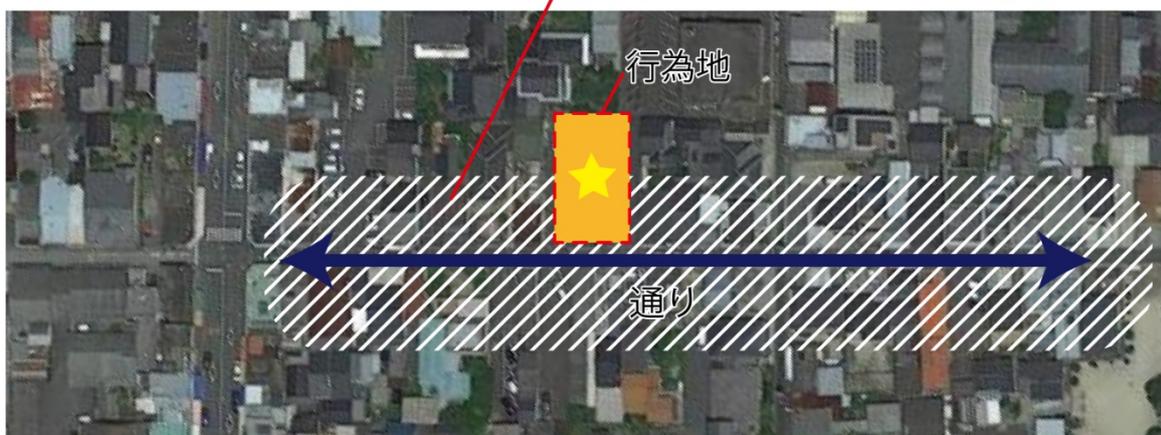
【町人地に由来する地区】こまちなみ地区（大明小路、山手小路（一部）以外の範囲）、
沿道にぎわい地区（臥龍橋通り沿道）



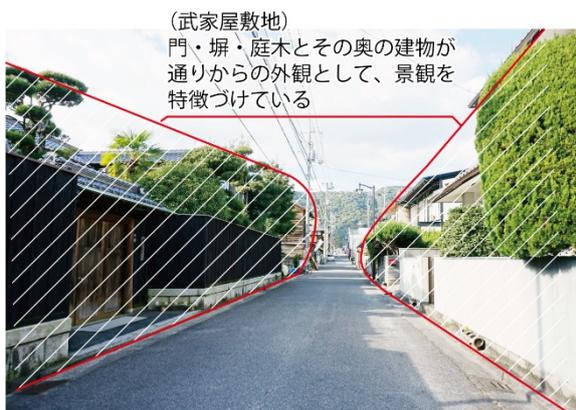
3 景観形成の基本事項

- ◆「景観への配慮」は、行為を行う土地の範囲（敷地や行為地、又は行為を行う対象範囲）を基本単位として、その周辺（通り）の景観の特徴を理解し、周囲に馴染むように計画を考えることが基本です。

行為地を中心に、通りの特徴を把握し、計画を考えることが重要！

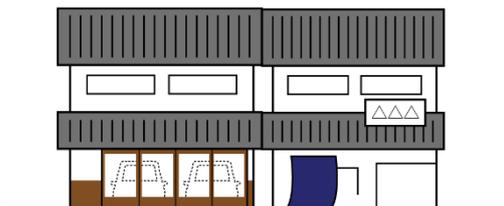
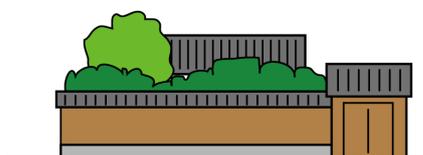


- ◆景観は、建築物のデザインだけではなく、「通りからの外観」として、建築物や外構等、敷地（行為地）の全体像を意識しながら、それぞれの計画内容を考えていくことが大事です。



通りからの敷地全体の見え方（又は見えないもの）に配慮することで、通りの景観の特徴を継承することにつなげていくことが重要です。

建物の位置・形態・意匠全てのバランスが通りからの外観として景観を特徴づけていることに配慮し、その特徴を継承することが重要です。



◆「文化的景観の継承」には、土地の使い方（城下町由来のまちでの暮らし方や営みの表れ）の特徴をふまえ、計画を考えることが大事な視点です。

<武家屋敷地>

・門と高い塀が通りに連続することが特徴の一つです。



・敷地内に建つ建物は平屋や2階建てが基本で、通りから塀や緑越しで建物が垣間見え、建物の外観が通りから丸見えになることはありません。



・近代化の中で業務地として土地利用が変化し、モダンな外観の近代建築が特徴となる場所もあります。



<町人地>

・通りに面する1階が座敷等の部屋として利用される場合、腰壁に窓の組合せが外観を特徴づけます。

・近代建築風の看板建築の外観も、時代の変化を伝える特徴の一つです。



・1階が土間（ミセ）利用だった場合、1階は引き戸等の開口部で構成されています。



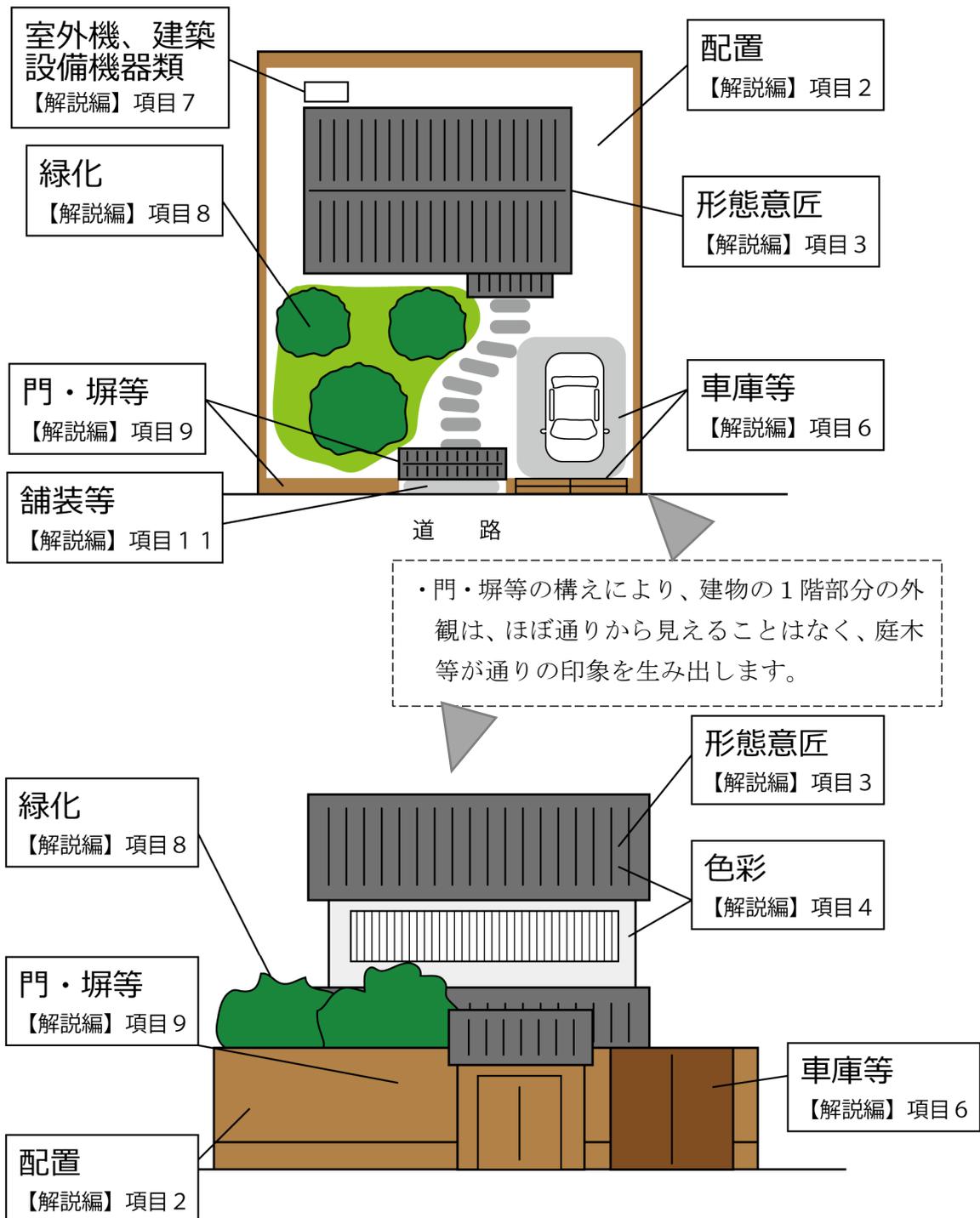
・土間利用の場合、ビルトインガレージとして、景観を保全しながらも現代の暮らしにあった新たな利用が可能となります。



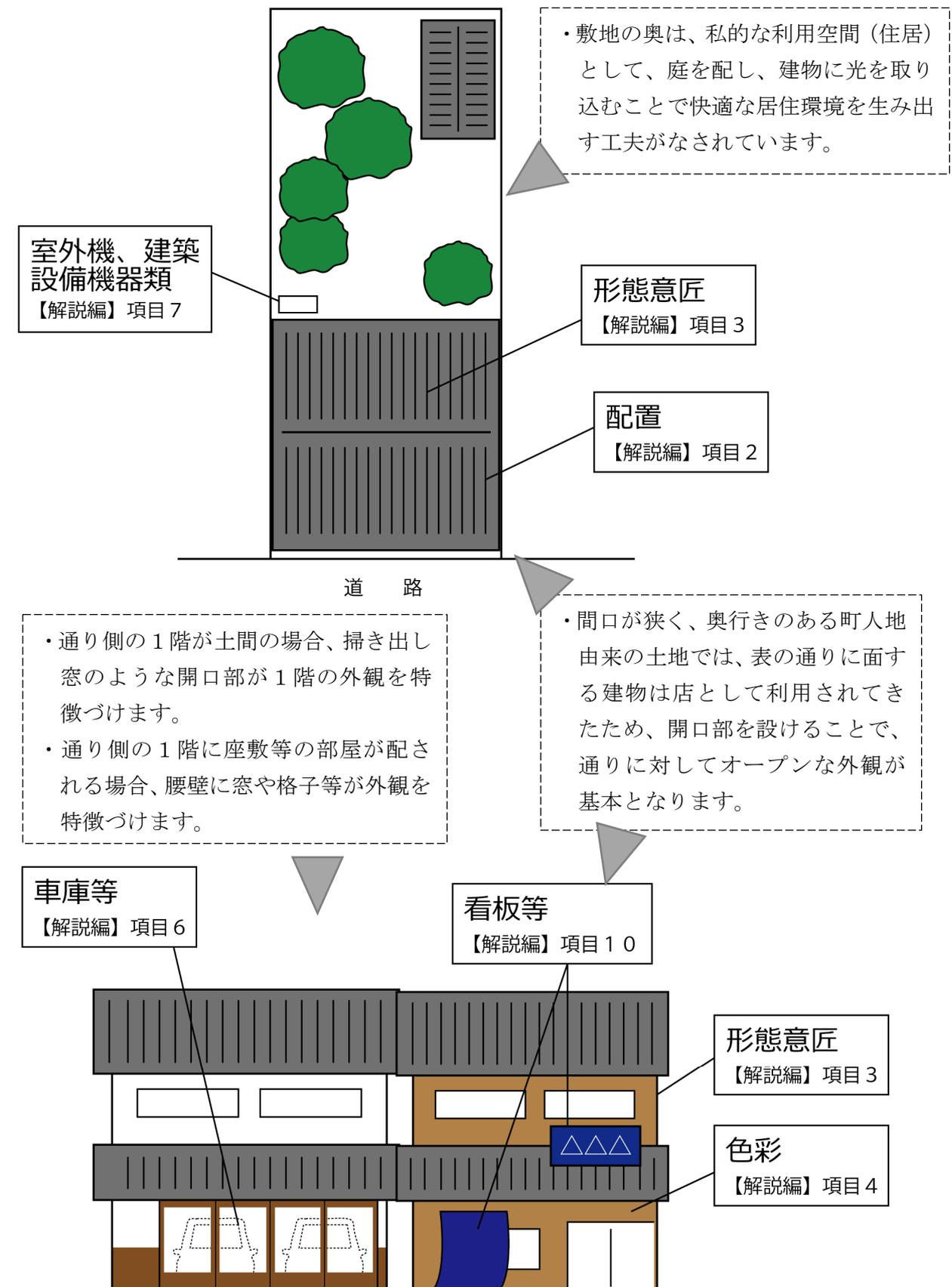
4 景観と景観形成基準の項目の関係

- ・景観形成とは、景観形成基準の項目を個別に確認するのではなく、各項目の総体として、その土地の景観が生み出されることです。各項目と全体像を常に意識しながら、最終的に、どのような「形」となるかを考えながら計画することが大切です。

◆武家屋敷地由来の土地の基本的な景観の構成と景観形成基準の項目の関係



◆町人地由来の土地の基本的な景観の構成と景観形成基準の項目の関係



◆岩国地区の景観形成の基本的な考え方

～地区の景観の手がかりとする「歴史的な建物」たち

- ・「城下町に由来するまち」である本地区には、その歴史を今に伝える伝統的な建築様式（注1）を保持しつづけている建物や門・塀等（以下「建物等」という。）が数多く見られます。
- ・それらの建物等は、本地区の歴史と文化を伝え続けてきた重要な資源であり、本地区の景観形成の道しるべとなる重要な要素です。
- ・また、時代の変化に対応しながら、人々の営みとともに生きてきた歴史的・文化的なまちの資産でもあります。
- ・これまでの本地区の歴史の中で繰り返されてきたように、現代の暮らしの中でも、快適に使い続けていくことが、魅力ある景観まちづくりにつながることから、修繕（注2）や修景（注3）を行うことにより、次の世代へ「城下町に由来するまち」の姿を受け継いでいくことを目指します。

※用語の定義

（注1）伝統的な建築様式とは、町家や武家屋敷等の歴史に由来を持つ建築様式のこととします。

（注2）修繕とは、本地区において昭和25年以前に建てられた建物等のうち、伝統的な構造を一部でも有しているものにおいて、建物等の全てを滅失させずに外観を整備することとします。なお、上記以外の建物等のうち、すでに特徴的な外観を有すると市長が認めたものにおいて、建物等の全てを滅失させずに外観を整備することも含めるものとします。

（注3）修景とは、上記以外の建物等を対象に、目標とする景観形成の方向に相応しい風合いに近づけるよう、外観を整備することとします。

【修繕対象候補物件の定義】

修繕の対象となる建築物等

市が指定した建築物等

【修繕の対象となる建築物等の選定条件】

- ①江戸～昭和初期の町家の形式を有するもの
- ②昭和初期の旅館の形式を有するもの
- ③江戸期の武家屋敷の形式を有するもの
- ④その他近代の洋風建築、和風建築の形式を有するもの



(参考)

『「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」保存活用計画』において、岩国地区における文化的景観の特徴は、以下のように示されています。

「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」保存活用計画

■文化的景観の保存及び活用に関する基本方針（第3章）

岩国地区の特徴

- ・ 錦川の左岸に位置し、大部分が州であった土地で、吉川氏による城下町整備により土手が築かれることで土地利用が可能となり、町割された地区である。
- ・ 城山と土手に囲まれた横山地区に対し、地形的な広がりを持っており、多くの家臣の屋敷地と町人地、寺町が配置されたことに由来する地区である。
- ・ 錦帯橋につながる大明小路沿いには武家地が配され、その南側に並行する二筋に岩国七町と称される町人地が配され、町と川の間に位置する土手（ナカドテ）沿いには土手町が形成された。さらに南側の筋には寺院や鉄砲組等の屋敷地が配された。
これらの土地利用の由来は、現在のまちなみを通して見ることができる。
- ・ 江戸時代から経済の中心地として栄え、現在でも町割を示す街区構成がほぼ維持されており、錦帯橋に通じる往来の中心を支える大明小路をはじめ、通りごとに、由来や変遷を表す特徴ある景観が形成されている。
- ・ 昭和40年代までは、拠点性を持つ商業・業務機能があり、それが看板建築等の形で表れている。現在の中心市街地である岩国駅周辺とともに、拠点市街地としての特性を有していた。
- ・ 近代化の過程において地区の防火対策を兼ねた市街地整備が臥龍橋通り沿いで行われた。
- ・ 現在では、商業地としての集積は少なくなってきたものの、武家地由来の門・塀の構えのある屋敷、町人地由来の町家、近代建築等、通りごとに特徴ある景観が継承されている。

◆大明小路地区

- ・ 武家地に由来する地区で、錦帯橋へと通じる往来を支える中心の通りである。近代に入り、武家地の一部が旅館へと変化するとともに、町の中心機能としての商業業務施設が立地したことにより、現在は風格のある屋敷地と旅館、商業業務施設が共存している。
- ・ 武家地に由来することを伝える屋敷地では、比較的広い敷地を維持している。立派な門構えと高い塀が通りに沿って建ち並び、塀越しには庭木、屋敷の屋根や2階建ての旅館等の建物が垣間見えることで、通りとしての風格を形成している。
- ・ 屋敷地から商業業務施設地への土地利用が変化したものについては、通りに面した建物配置の銀行や瀟洒な外観の写真館等の近代建築が建ち、地区における中心性ととも、これらが共存する時代ごとの特徴を伝える風格あるまちなみが継承されている。

- ・中国地方で初めて通された電車（岩国電気軌道。明治42年（1909）～昭和4年（1929））の駅が置かれた新町周辺では、ロータリーの形跡を伝える道路形状と周辺に立地した業務施設等により、かつて駅前であった地区特性を伝える景観が継承されている。

◆岩国七町地区

- ・岩国七町と称される町人地に由来する町で、近代以降も地域における経済を支えてきた商業地である。
- ・切妻屋根で平入りの2階建ての町家が多く残り、通りに面して1階の軒や下屋が連なる景観は、町人地由来の風情あるまちなみを継承している。
- ・町人地の町割による短冊状の土地に建つ町家は、通りに面して建築が立ち上がり、通りに面してミセ、奥に居住空間があるのが基本である。建物の奥に庭を設けて採光や通風を確保することで、通りの賑わいと住環境を両立させてきた。
- ・このような町家等の伝統的な建造物と時代に応じた洗練されたデザインの外観の商店等が混在しているのが当地区の特徴である。
- ・生活様式の変化に伴い、かつての町家等の建造物が減少しつつある。また、暮らしを支える商店は減少する一方で住宅利用は維持・増加しており、住・商が共存する町人地由来の町の暮らし方が変化しつつある。

◆橋本町地区

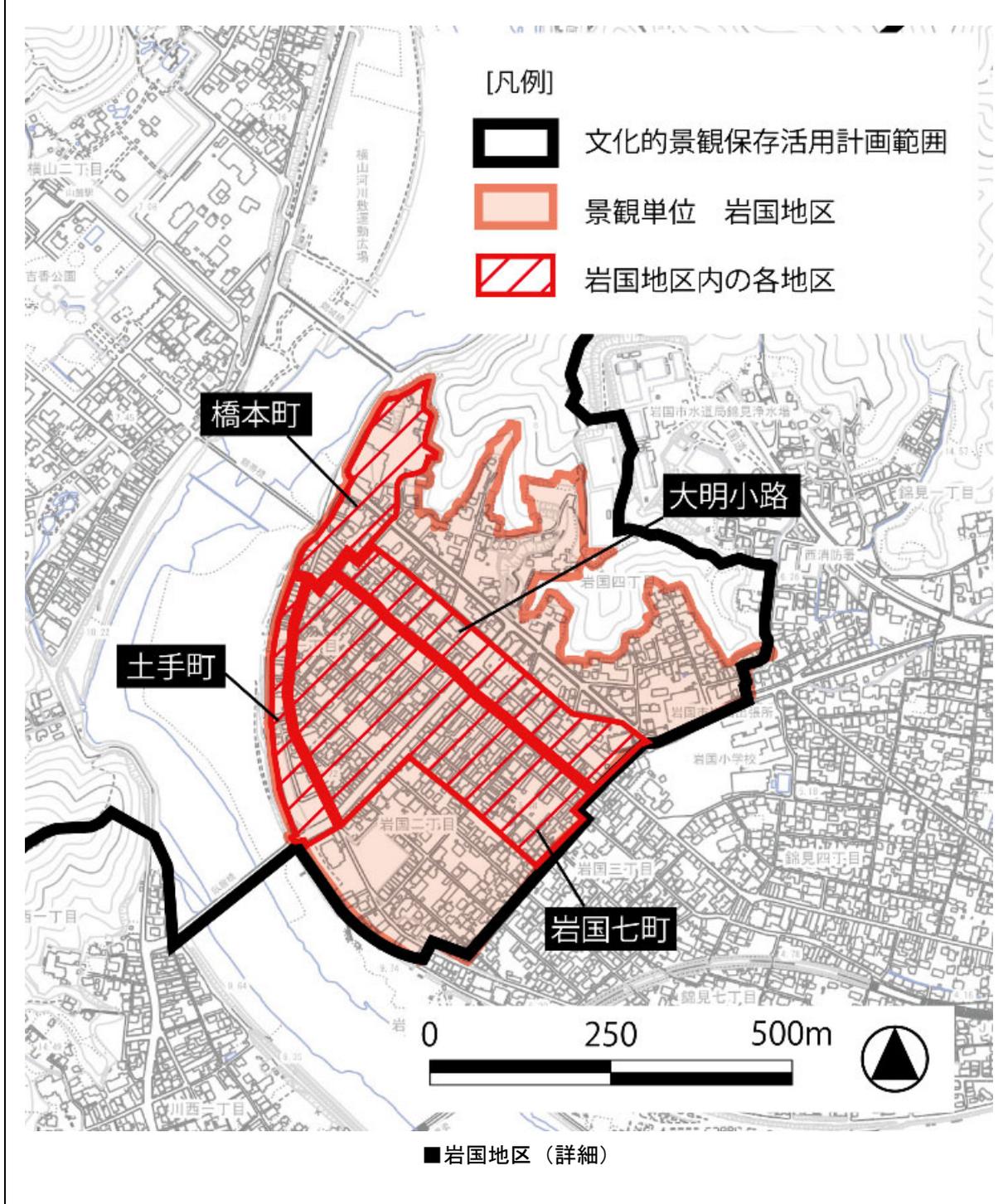
- ・錦帯橋を眺める場として近世に置かれた涼ミが発展して町が形成され、近代以降、旅館や土産物屋等の商店が建ち並ぶ地区である。これらの商店は、旅館業から食堂、土産物屋等、時代によって業態が変化しつつも、個々の建造物がそれらの履歴を伝えている。
- ・2階及び3階建ての木造建築が錦川に間口を向けて建ち並んでいる。道路に面して大きな開口を持ち、上階には錦川を臨む部屋に大きな開口が設けられている。
- ・錦帯橋を中心とした往来を支えるもてなしの生業が集積する地区であり、多くの建物が錦帯橋や錦川を眺める様式を有している。一方で、錦帯橋や錦川等から風景の一部として眺められる地区でもあり、錦帯橋を中心とした風景と密接な関係のある地区である。

◆土手町地区

- ・近世の土手（ナカドテ）上の道路に面する地区である。かつてはナカドテに対して懸作りで建てられた町家と、その敷地の奥にあたる川側に独立して建てられた建物の2棟で構成されていた。
- ・カワドテが整備されるまでは河原と連続した暮らし方がなされており、川側の建物の1階やナカドテ側の建物の地階は、増水時には浸水することを前提とした利用がなされていた。また、川側の2階には錦川を臨む部屋があり、川を楽しむ暮らしが継承されている。
- ・現在は、カワドテにより川との連続性は失われたものの、ナカドテの石垣を建物内に有する懸作りの町家と、川側の外を眺める居室を持つ建物からなる2棟を一体化した構造

を継承した住宅として住みこなされている。

- ・ナカドテ側は町家の連なりを有する一方で、カワドテ側は錦帯橋や錦川の眺めを楽しむ部屋を持つもの等、川との関わりを継承している。また、錦川沿いの風景の一部ともなっており、川との関わりを伝える営みがおだやかに継承されている。



出典：『「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」保存活用計画策定事業報告書』P22～24

5 届出対象と手続きの流れ

- 建築物、工作物、開発行為、土石の採取、木竹の植栽又は伐採、屋外の資材置き場等について、市へ届出が必要です。
- **本地区は事前協議が必要です。**計画を考える上では、できる限り早い段階から事前協議を始めていただくことで、その後の調整等において、効率的な事業進捗が可能となります。
- 届出については規定の書類があります。届出いただいた後、市では景観形成基準に基づき審査を行います。
- 届出内容が景観形成基準に適合している場合は工事に着手していただきますが、不適合の場合は、適合するように変更をお願いします。

※改善に関しては、勧告、変更命令等の法的な誘導措置があります。

※届出が必要な規模に関わらず、景観形成基準を遵守してください。

(1) 届出が必要となる行為

建築物、工作物の新築、増改築、移転、撤去、外観の変更となる修繕、模様替え、塗装塗り替え等は、届出が必要です。

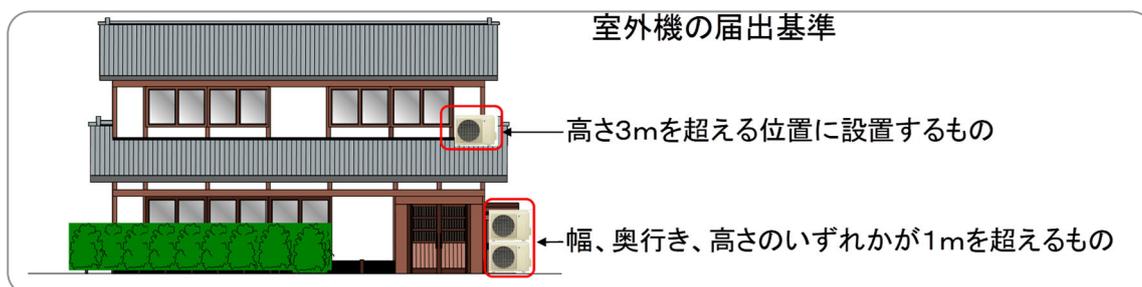
① 建築物・工作物

行為の種類		届出が必要な規模等
建築物	・ 建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去	・ 規模にかかわらず全ての行為
	・ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	
工作物	・ 工作物の新設、増築、改築、移転又は撤去	
	・ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	
	・ 看板、自動販売機等の設置、取替又は移転	

※カーポートは、建築物に該当します。

※工作物は、塀、門、室外機、自動販売機、建築設備機器、看板類、玄関アプローチ等の舗装、擁壁、鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等となります。

※室外機等の生活関連設備機器については、前面道路から見えるもののうち、幅、奥行き、高さのいずれかが1mを超えるもの及び高さ3mを超える位置に設置するものについて、届出が必要です。



② 開発行為等

行為の種類	届出が必要な規模等
開発行為 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 (主として建築物の建設又は特定工作物建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)	・対象面積が10㎡を超えるもの 又は ・高さ1.5mを超える法を生じさせる切土・盛土
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更	・対象面積が10㎡を超えるもの
木竹の植栽又は伐採	・樹高5mを超えるもの 又は ・伐採の面積が100㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	・対象面積が10㎡を超えるもの 又は ・堆積の高さ1.5mを超えるもの

※なお、以下の行為については、届出の必要はありません。

- 仮設のもの
- 維持管理のために通常行う木竹の伐採
- 堆積期間が30日を超えて継続しないもの 等

(2) 景観法に基づく届出手続きの流れ

- 新築、増築、改築、外壁の塗装、門、車庫、玄関アプローチの舗装等をお考えの際は、事前協議が必要です。修景の考え方、届出の手続き、補助等に関して説明します。
- 工事予定日の30日前までに、市へ届出を提出してください。
- 届出後、市では内容を審査します。審査結果が出る前に工事に入ることはできません。
- 届出の内容が景観形成基準に適合している場合は、適合通知書受領後は工事に着手していただくことが可能となります。
- 届出の内容が景観形成基準に適合しない場合は、計画内容を景観形成基準に適合するように変更をお願いします。
- 行為が完了(中止)した場合は、完了届(中止届)を提出してください。

(3) 補助金申請の流れ

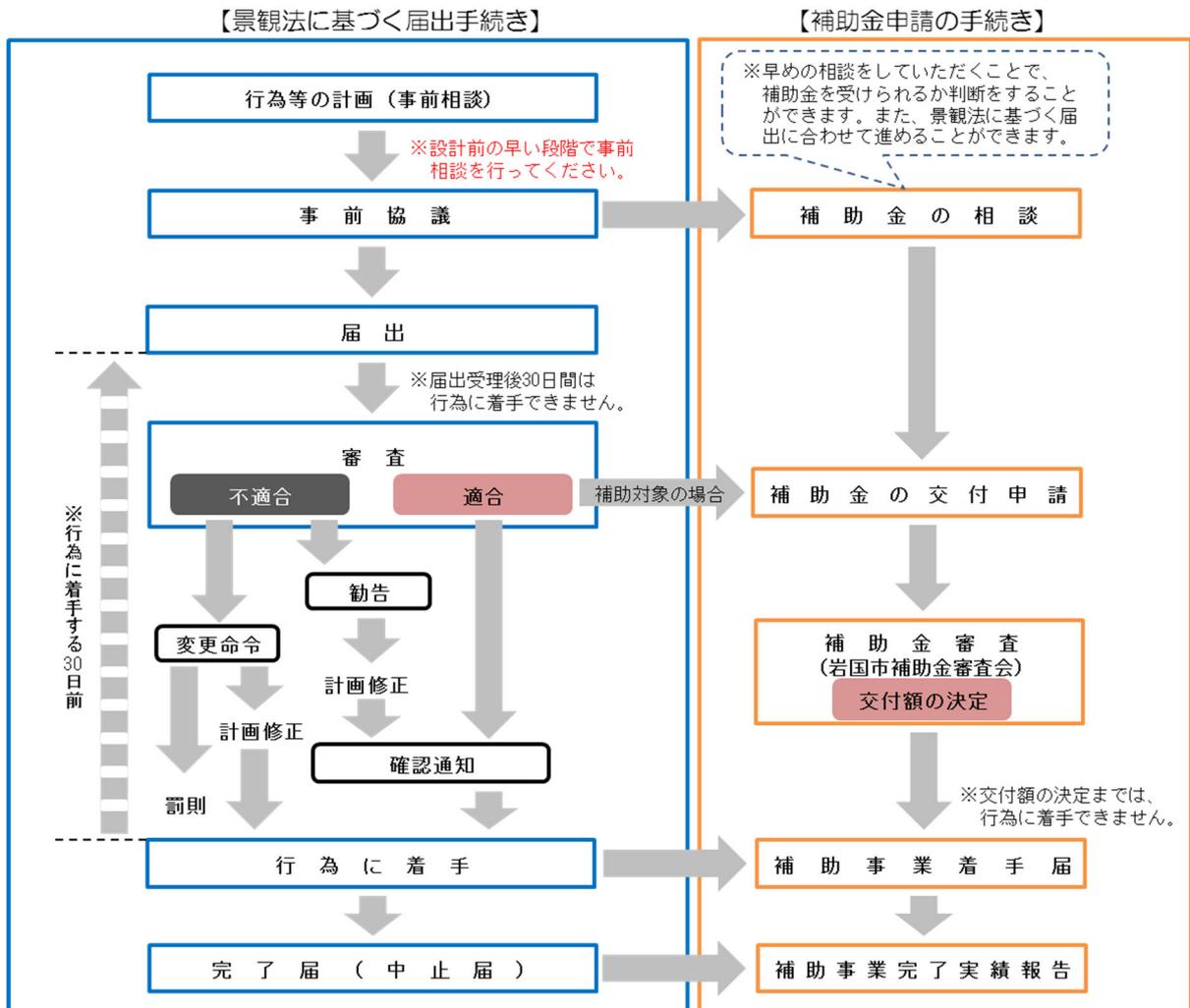
- 景観法に基づく届出手続きの事前相談を行う際に、行為の内容について、補助金を受けることができるかの相談を併せて行います。
- 補助金の申請については、景観法に基づく届出手続きと併せて補助金の申請書を提出してください。(※事前相談がされている場合に限りです。)
- 補助金の交付額については、補助金審査会にて審査した後、補助金交付決定通知書にてお知らせいたしますので、それまでは行為に着手することはできません。

- 行為の着手後は、速やかに着手届を提出してください。
- 行為が完了した場合は、完了後 15 日以内又は当該年度の 3 月 20 日のいずれか早い時期までに完了実績報告書を提出してください。
- 完了実績報告書提出後は、市で内容を確認し、現地確認を行います。

※注意) 修繕対象となる場合＝P I-9用語の定義参照。

- 修繕対象となっている物件をお持ちの方で、修繕等を含め何か行為をお考えの際には、まずは市窓口にご相談ください。
- 計画段階からご相談いただけることにより、本補助金も含め、複数の技術的・財政的な支援が可能となる場合もあります。修繕等を行う場合には、計画・設計の段階からご相談いただくことにより、専門家を交えて、使い方と建物本来の外観の良さとの両立にむけた設計協議を行うことが可能になります。
- なお、景観重要建造物等の指定等を了承していただける場合には、設計費についても補助対象となる場合があります。詳細につきましては、市へご相談ください。
- 事前相談がない場合には、修繕行為とみなせない場合がありますので、ご注意ください。

■景観法に基づく届出手続き及び補助金申請の手続きの流れ



解 説 編

景観形成基準の項目ごとの考え方について

Ⅰ 景観形成基準について

(1) 景観形成基準の役割

景観形成基準は、岩国地区がこれまで大切に育んできた歴史・文化を継承しつつ、よりいっそうの魅力あるまちづくりにつながることを目的に、地区住民・事業者とともに形成していくために定めたものです。

そのため、岩国地区の景観を構成する建築物や工作物、景観を変えることにつながる開発行為等について、守るべき項目を示しています。なお、届出が必要とされていない行為についても、景観形成基準を遵守してください。

(2) 景観形成基準の構成

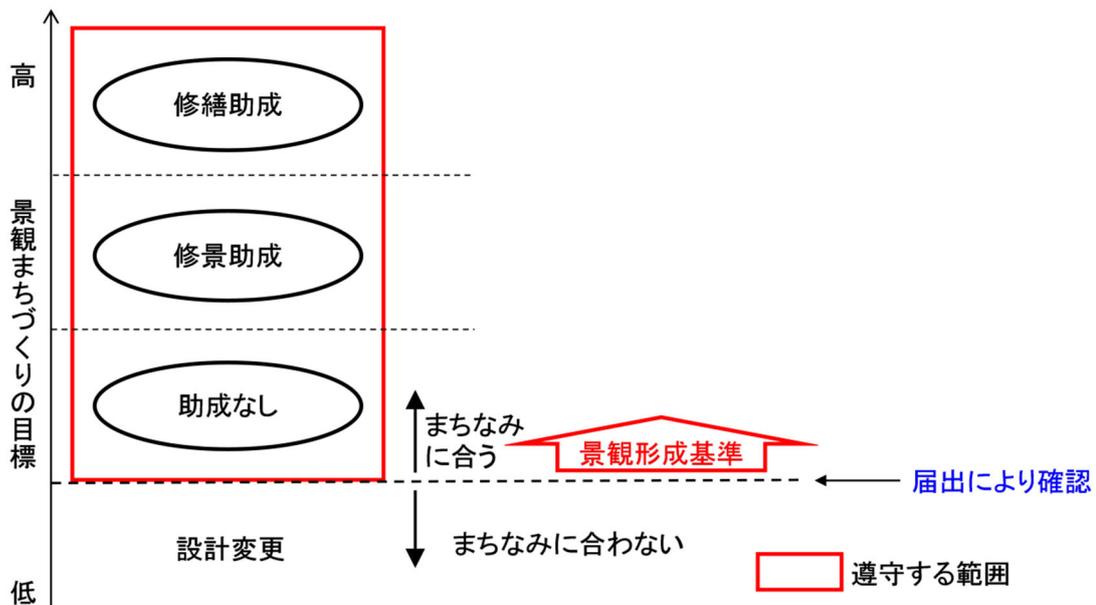
景観形成基準の構成は、本編 P I-4 地区区分ごとに、「基本事項」、「建築物・工作物」、「開発行為等」の順に示しています。特に、基本事項は、本地区の景観特性を継承していくために、最も大切な事項に相当します。

(3) 景観形成基準と補助金の関係について

景観形成基準は、景観法に基づき「岩国市景観計画」において適合する必要がある内容であり、補助金の基準ではありません。

岩国地区は、岩国市景観条例に基づく重点地区として、助成を実施するものであり、補助対象は、景観形成基準に適合するとともに、岩国地区の魅力ある景観形成に向け、本編 P I-9 に示す伝統的な建築様式を有する物件の修繕を行う場合や、より良好な景観形成につながるような配慮・工夫を行う場合に、補助金の対象となります。

■景観形成基準のライン及び補助金の範囲の関係図



2 沿道にぎわい地区の景観形成基準と解説

項目1	基本事項	対象	全ての行為
景観形成基準	□岩国城下町に由来する歴史や文化、商業地のにぎわいを継承しながら、風格と統一感のある通り景観を形成することを目的に、和のしつらえや近代建築等のモダンと調和した佇まいを基本とする。		

解説

【城下町に由来する歴史や文化、商業地のにぎわいの継承】

- ・本地区は、岩国城下町として形成された町のなかで、地区外からの自家用車やバス等によるアクセスを担う幹線道路に面する地区であり、岩国地区を訪れる人に対して、岩国城下町の印象を保全・形成するとともに、風格を感じさせる商業地にふさわしい魅力ある景観形成を図る地区です。

【風格と統一感のある通り】

○バス通り沿道等

- ・かつて武家地として形成された歴史と文化を有する地区です。
- ・武家地の印象を継承するまちなみを保全・形成することにより、通りとしての風格と統一感が育まれます。
- ・バス通り沿道に連なる塀と前庭の緑等と和のしつらえによる建物が一体となることにより、武家地の風情を継承した幹線沿道の商業地にふさわしい統一感のある通り景観の形成を図るための配慮や工夫を行うことを基本とします。



城山を背景とした景観
(バス通り沿道)

○臥龍橋通り沿道

- ・椎尾神社の参道としての歴史と文化を有するエリアであり、まちの防火性を高めるために近代に入り市街地整備が行われ、現在の商業地としての特徴的なまちなみが形成されています。
- ・臥龍橋通り沿道に、店舗と住宅が一体となった建物が建ち並ぶことで、通り全体としての風格と賑わいが調和しています。
- ・臥龍橋通り沿道では、建物の連なり、その外観、魅力ある店舗利用による、統一感のある通り景観の形成を図るための配慮や工夫を行うことを基本とします。
- ・また、市街地整備による近代建築等によるモダンさを醸し出す外観を活かし、歴史ある商業地にふさわしい佇まいの形成を図ることとします。



建物群が作り出す通り景観
(臥龍橋通り沿道)



角地を活かした形態

【和のしつらえや近代建築等のモダンと調和した佇まい】

- ・本地区における「和のしつらえや近代建築等のモダン」とは、岩国地区に多く残る伝統的な建築様式を有する修繕対象物等の外観に代表されるしつらえであり、これらと調和する配慮や工夫を行うこととします。

<和のしつらえ>

- 屋根：瓦はいぶし銀の和形日本瓦で、切妻、入母屋、寄棟等の構造で道路に対して傾斜し、1階には前面道路に面して軒庇を有する形態。
- 前面道路に面して設けられる開口部：腰窓、虫籠窓、掃出し窓で、建具の様式は、格子戸や引き戸、引違いの戸や窓、固定窓。
- 壁面の仕上げ：漆喰壁、土壁、板張り（焼き杉含む）、砂壁状吹付等で、色は漆喰や土、木材、砂の素材色、それらに類する白色、薄い茶色、薄い灰色。
- 門：薬医門や棟門等の和風の門構え。
- 塀：白壁、土塀、小壁付き和風の塀、板塀等。

<モダン>

- 地区内に残る近代建築の形態・意匠を残す建物の外観
(洋館や石造風の外観、素材でのしつらえ)
- 全体として通りのまちなみを維持しつつ賑わいを創出するための簡素で上品な意匠となるよう配慮した建物の外観
(ショーウィンドウやガラス壁面など)

【地区の歴史的な建物等】

- ・岩国地区における景観の手がかりとなるものとして、地区内にある歴史的な建物等があります。
- ・歴史的な建物とは、文化的景観における重要な構成要素に指定されている建造物（建物や門・塀）等や、修繕対象物等を指します。行為を行おうとする場所の通りにおけるこれらの建物との調和を図ることを景観形成の基本とします。

項目2	配置	対象	建築物・工作物
景観形成基準	□道路に面して建物壁面や塀等が連なって建ち並ぶ配置を基本とし、通りのまちなみとの調和を図ること。		

解説

【道路に面して建物壁面や塀等が連なって建ち並ぶ配置】

- ・それぞれの通り景観を印象づけるものとして、通りに面した部分の使い方が重要です。
- ・建物が後退し塀等が連なる通りや、建物が後退せず壁面等が連なる通り等、それぞれの通りごとに統一感や連続性を感じさせる配慮を行うことで、通りの特徴を継承した景観を形成するよう、配慮や工夫が必要です。

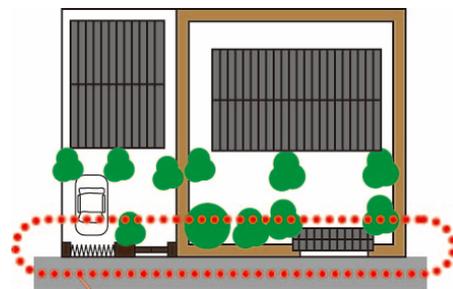
【通りのまちなみとの調和】

○バス通り沿道

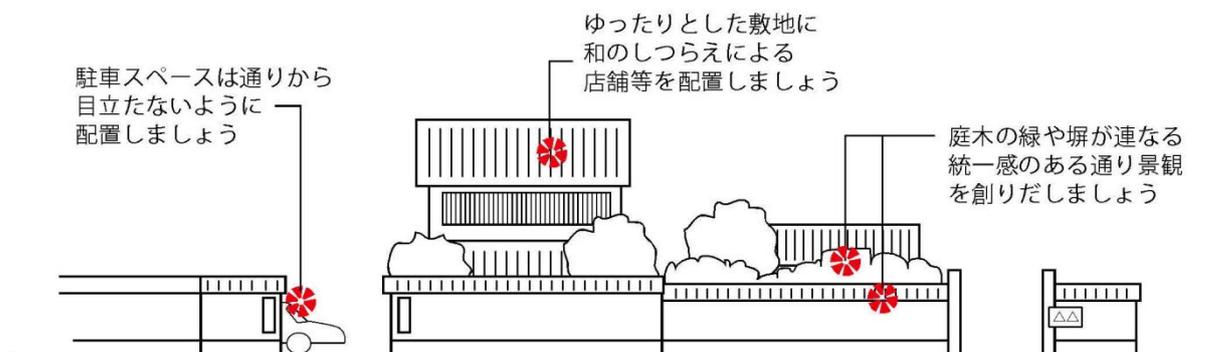
- ・バス通りに面する敷地では、前面道路に面して、かつての武家地を印象づける門・塀や緑等を配置し、建物は後退することを基本とし、統一感のある通り景観の形成に向けた配慮や工夫を行うこととします。

(⇒「門・塀」の形態・意匠等はP II-25の基準を参照)

- ・敷地条件等により敷地に門・塀等の配置が困難な場合には、通りとしての連続性を喪失させないように、建物の位置や緑等での工夫により敷地の見え方において配慮を行うこととします。

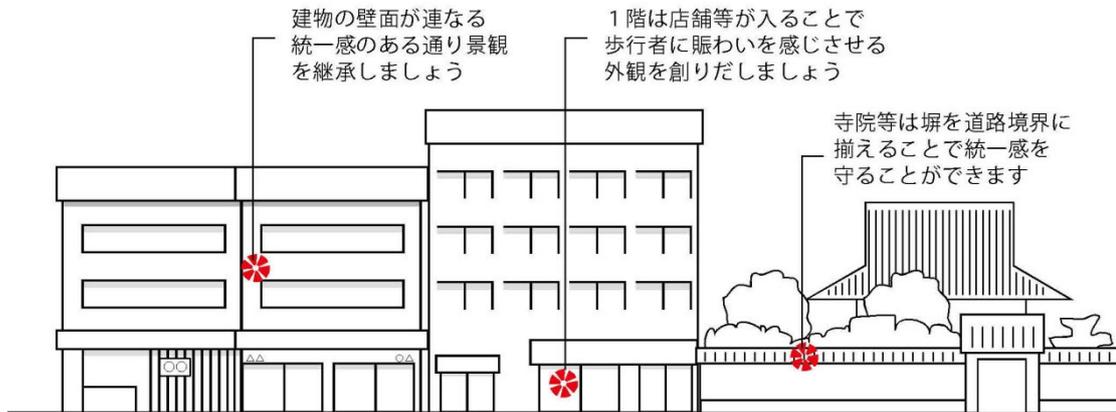


通りに面して門・塀等が連なる
配慮や工夫を行い連続性を維持しましょう

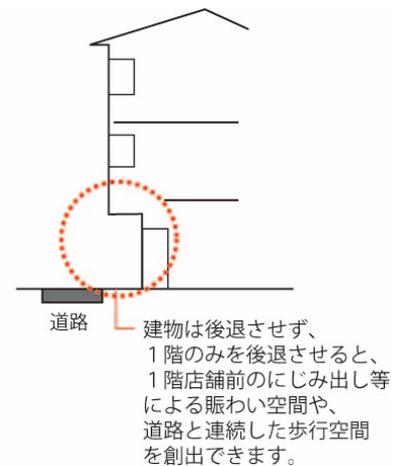
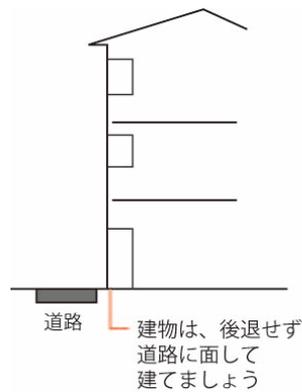


○臥龍橋通り沿道

- ・臥龍橋通り沿道では、建物は後退させず、連続する建物のファサードが創り出すまちなみとの調和に向けた配慮や工夫を行うことを基本とします。
- ・ただし、すでにある寺院等のように、建物が道路から後退する必要がある場合には、敷き際に塀等を配置し、通りとしての連続性を維持する配慮や工夫を行うこととします。



(例) 建物は道路から後退せず、1階のみを後退させると、1階での店舗利用と合わせた賑わい空間(看板やフラワーポット等によるにじみ出しの場合)と、通り景観としての連続性の両方を維持することができます。



修繕

- ・本地区における修繕対象では、すでに通りの連続性を維持しているものであることから、既存の配置を維持することを基本とします。
- ・なお、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。

項目 3	形態意匠（高さ及び形態）	対象	建築物 低層（10m未満）
景観形成 基準	□歴史的な建物等からなる通りとしての連続したまちなみを阻害せず、地区の歴史的な建物と調和した高さ及び形態とすること。		

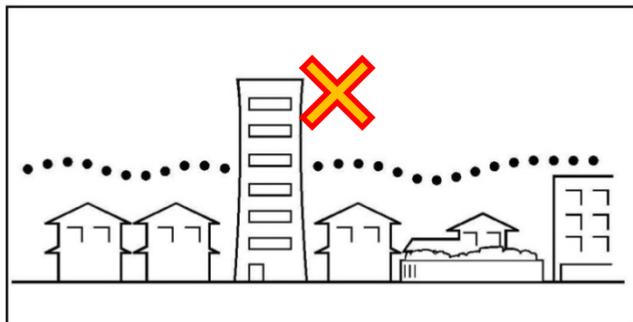
項目 3	形態意匠（高さ及び形態）	対象	建築物 中層（10m以上）
景観形成 基準	□歴史的な建物等からなる通りとしての連続したまちなみを阻害せず、地区の歴史的な建物と調和した形態及び高さを基本とし、地区のまちなみと調和した10～12m程度とすること。ただし、地区の歴史的な建物と調和した傾斜屋根とする場合には、15mを限度とすることができる。		

解 説

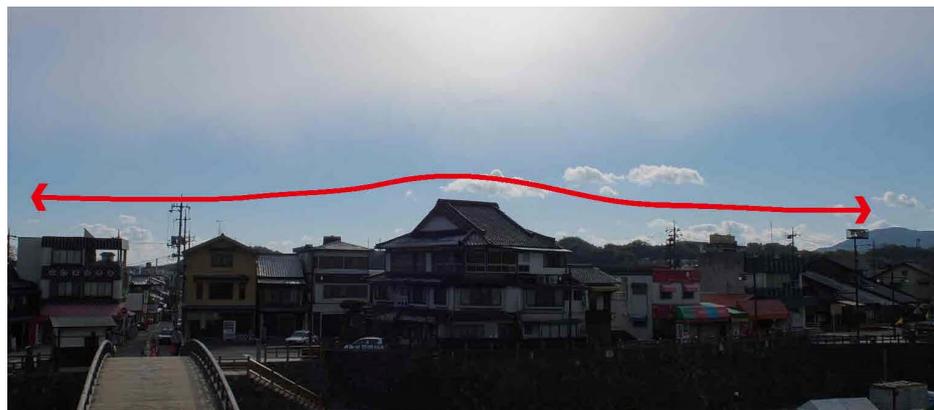
【歴史的な建物と調和した高さ及び形態】

- ・岩国地区は、全体として2階建てが大部分を占めています。本地区は、比較的幅員の広い幹線道路に面することから、2～4階建てが立地しています。
- ・通り全体として連続するスカイラインの形成を目指すとともに、錦帯橋や錦川から岩国地区への眺めに影響を与えないよう、高さや形態における配慮を行うこととします。
- ・特に、バス通り沿道は、錦帯橋や錦川沿いから見通しがきくエリアであることに留意し、周辺から大きく突出するような建物の高さとならないよう、建物の規模や配置での配慮や工夫を行うこととします。

(例) 周囲より突出した規模の建築物が立地すると、まちなみ全体への影響を与えるとともに、日照や通風等も含めた住環境にも影響が大きくなります。



(例) 錦帯橋から岩国地区を眺めた際、岩国地区全体の中で周囲から突出した建物がないことで、まち全体としてのまとまりを感じさせる眺望景観が形成されています。



項目 3	形態意匠（形態及び高さ）	対象	工作物等
景観形成 基準	□歴史的な建物等からなる通りとしての連続したまちなみを阻害せず、地区の歴史的な建物と調和した形態及び高さとし、地区のまちなみと調和する 12 m程度を限度とすること。		

解 説

【歴史的な建物と調和した形態及び高さ】

- ・岩国地区は、全体として2階建てが大部分を占めています。
- ・工作物については、歴史的な建物等からなる通りとしてのまちなみを阻害しないよう、歴史的な建物等と調和するよう形態及び高さに配慮し、最高でも12m程度を限度とします。

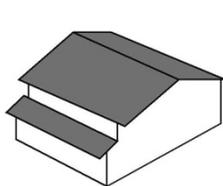
項目 3	形態意匠（屋根）	対象	建築物
			低層（10m未満）
景観形成基準	<p>□バス通り沿道では、屋根は、地区の歴史的な建物と調和した傾斜屋根とし、傾斜（勾配）を沿道側に向け、まちなみの連続性に配慮すること。なお、錦川沿いでは、傾斜（勾配）を錦川側に向けること。</p> <p>□臥龍橋通り沿道では、屋根は、周囲のまちなみを阻害しないものとする。</p>		

解説

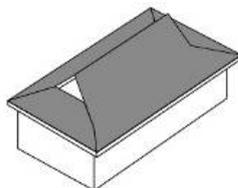
【地区の歴史的な建物と調和した傾斜屋根】

- ・バス通り沿道は、かつての武家地という歴史・文化を有しており、その武家屋敷の屋根は、切妻や入母屋、寄棟で平入り（前面道路に対して棟が平行）であり、道路から見ると、道路に向かって屋根の傾斜が向く景観を形成しています。

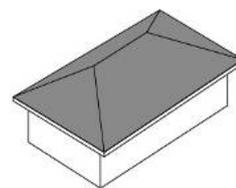
▼伝統的な屋根の形（例）



切妻屋根



入母屋屋根

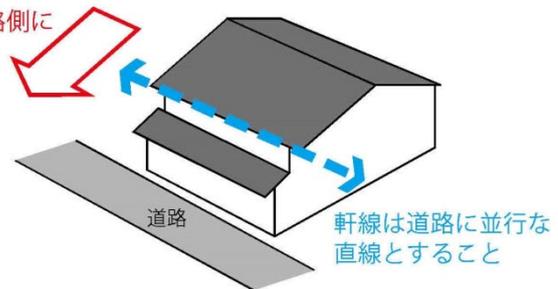


寄棟屋根

【屋根によるまちなみの連続性】

- ・バス通り沿道では、上記の歴史的な建物がつくりだす屋根なみとの調和を図るため、前面道路に対して傾斜する屋根をかけることを基本とします。
- ・なお、錦川沿いの建物は、錦川側にも屋根の傾斜を向け、錦帯橋や錦川からの景観に配慮することとします。
- ・また、その勾配は、極端に勾配が緩いものや極端に勾配がきついものは避け、地区内の建物と調和したものとなるよう配慮することとします。
(⇒「色彩」はP II-14の基準を参照)

屋根の向きは、道路側に傾斜が流れること



【周囲のまちなみを阻害しない】

- ・臥龍橋通り沿道では、極端に勾配がきつい屋根や奇抜な外観の印象につながる形態は避け、背後に広がるこまちなみ地区のまちなみや通り景観としての調和につながるよう配慮することとします。
(⇒「色彩」はP II-16の基準を参照)

修繕

- ・本地区における修繕対象では、既存の屋根の構造を維持することを基本とします。
- ・ただし、建物の老朽化等の状況により、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。

修景

- ・かつての武家屋敷や町家等と調和した伝統的な日本家屋の屋根の形態として、切妻、入母屋、寄棟等の傾斜屋根で、前面道路や錦川側に向けて傾斜することとします。
- ・勾配は、道路側に対して、目安として10分の3.5～5.5とします（ただし、寺院等、固有の形態を有する場合はこの限りではありません）。

項目3	形態意匠（屋根）	対象	建築物
			中層（10m以上）
景観形成基準	<input type="checkbox"/> 勾配屋根の場合は、周辺のまちなみと調和したものとし、建物全体としてまとまりある意匠とすること。 <input type="checkbox"/> 錦川沿いでは、屋根は、切妻、入母屋、寄棟等の傾斜屋根とし、傾斜（勾配）を錦川側に向けること。		

解説

【勾配屋根としない場合】

- ・勾配屋根としない場合には、地区の歴史的な建物と調和するよう、シンプルな形態を基本に、建物全体とバランスがとれたものとする事とします。

【勾配屋根とする場合】

- ・勾配屋根とする場合には、勾配は地区の歴史的な建物と調和するよう、極端に緩いまたは極端にきついものは避け、建物全体とバランスがとれたものとする事とともに、前面道路に向かって傾斜することとします。

【錦川沿いでの屋根】

- ・本地区における錦川沿いの建物は、錦帯橋や錦川から岩国地区全体とともに眺望されることから、屋根は、切妻、入母屋、寄棟等の傾斜屋根とし、錦川側にも屋根の傾斜を向けることとします。
(⇒「屋根の色」はPⅡ-18の基準を参照)

修景

- ・かつての武家屋敷や町家と調和した伝統的な日本家屋の屋根の形態として、切妻、入母屋、寄棟等の傾斜屋根で、前面道路や錦川側にむけて傾斜することとします。
- ・勾配は、建物全体としてバランスのとれたものとする事とします。

項目 3	形態意匠（外壁等）	対象	建築物
			低層（10m未満）
景観形成基準	<p>□バス通り沿道では、外壁等は、地区のまちなみ特徴づける武家屋敷の外観と調和した落ち着いた意匠とすること。</p> <p>□臥龍橋通り沿道では、外壁等は、通り景観の連続性を創り出す意匠とすること。</p> <p>□臥龍橋通り沿道では、前面道路に面して、出入り口や窓等の開口部を設け、建物全体として壁のみが目立つことのないよう配慮すること。</p>		

解 説

●バス通り沿道

【地区のまちなみ特徴づける武家屋敷の外観との調和】

- ・バス通り沿道では、武家屋敷の歴史的な建物が残っており、これらの外観は、漆喰や板張り等の自然素材が外壁材に使用されたものが多く、格子戸の玄関や引き違い窓、固定窓が設けられ、全体として落ち着いた外観となっています。
- ・これらと調和するよう、外壁の仕上げや開口部の意匠に配慮し、建物全体として和のしつらえと調和した落ち着いた意匠とするものとします。
(⇒「色彩」 P II-14 の基準を参照)

●臥龍橋通り沿道

【通り景観の連続性を創り出す意匠】

- ・臥龍橋通り沿道では、市街地整備において整備されたモダンな装飾や隅切りを活かしたデザインを伴った商店街のイメージをもつ魅力ある通り景観形成を目指します。
- ・そこで通り全体としての風格あるまちなみを維持しつつ、商店街として歩いて楽しい賑わいを創出するため、建物全体としてはすっきりとしたデザインとなるよう配慮しつつ、1階部分ではショーウィンドウを設ける等、歩行者の視線が通ることにより、歩行空間とのゆるやかな連続性と賑わいを感じさせる配慮や工夫を行うこととします。
(⇒「色彩」 P II-16 の基準を参照)
(⇒「ベランダ」 P II-20 の基準を参照)



歩く人に賑わいを感じさせる工夫

【出入り口や窓等の開口部を設ける】

- ・臥龍橋通り沿道では、建物のファサードが通りの表情を生み出していることに留意し、前面道路に面して窓や出入口を設けることにより、通りから壁のみが目立つことのないよう建物全体としての外観に配慮することとします。

修繕

- ・本地区における修繕対象には、武家屋敷や町家等の伝統的な建築様式の建物や近代建築があり、それぞれ時代や用途により外観の特徴が異なります。そのため、1つの統一した様式があるものではないことから、個々の現状の外観を基本に修繕を行うこととします。
- ・なお、物件の状況に応じて増改築の影響等を加味しながら、建物本来の持つ良好な外観に修繕するものとし、個々の状況により、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。

修景

- ・バス通り沿道において、道路から見える位置に開口部を設ける場合は、格子戸や引違窓、掃出し窓や面格子等、和のしつらえと調和するものとし、ます。

▼和風のデザイン（例）

【出入口】



建具店のデザイン見本より参照

LIXIL より参照

【窓・面格子】



LIXIL より参照

- ・臥龍橋通り沿道では、1階に前面道路に面して固定窓（ショーウィンドウ等）を設けることとします。

イメージ



項目 3	形態意匠（外壁等）	対象	建築物
			中層（10m以上）
景観形成基準	<p>□バス通り沿道では、外壁等は、錦川や錦帯橋、城山からの見え方に留意し、地区のまちなみを特徴づける歴史的な建物の規模及び外観と調和した意匠とすること。</p> <p>□臥龍橋通り沿道では、外壁等は、通りの連続性を創りだす意匠とすること。</p> <p>□臥龍橋通り沿道では、前面道路に面して、出入り口や窓等の開口部を設け、建物全体として壁のみが目立つことのないよう配慮すること。</p>		

解 説

【バス通り沿道での配慮】

- ・バス通り沿道では、PⅡ-11「形態意匠（低層）」によるまちなみと調和することに配慮するとともに、本地区のまちなみを印象づける歴史的な建物よりも規模が大きいことに留意し、奇抜なデザインは避け、すっきりと風格ある外観となるよう配慮することとします。
- ・また、錦川や城山からの見通しを阻害しないこととします。
- ・大規模なものとなる場合には、バス通りの連続した景観に与える印象を最小限化するよう、建物の配置や色彩とあわせた配慮を行うこととします。
 (⇒「色彩」PⅡ-18の基準を参照)
 (⇒「ベランダ」PⅡ-20の基準を参照)

【臥龍橋通り沿道での配慮】

- ・臥龍橋通り沿道では、市街地整備において整備されたモダンな装飾や隅切りを活かしたデザインを伴った商店街のイメージをもつ魅力ある通り景観形成を目指します。
- ・そこで通り全体としての風格あるまちなみを維持しつつ、商店街として歩いて楽しい賑わいを創出するため、建物全体としてはすっきりとしたデザインとなるよう配慮しつつ、1階部分ではショーウィンドウを設ける等、歩行者の視線が通ることにより、歩行空間とのゆるやかな連続性と賑わいを感じさせる配慮や工夫を行うこととします。
- ・高層又は大規模となる場合には、通りとしての連続性を阻害しないよう配慮するとともに、巨大な壁を感じさせないとともに、商店街としての通りの印象を大きく妨げないよう配慮や工夫を行うこととします。
 (⇒「色彩」PⅡ-18の基準を参照)
 (⇒「ベランダ」PⅡ-20の基準を参照)

修 景

- ・臥龍橋通り沿道では、1階に前面道路に面して固定窓（ショーウィンドウ等）を設けることとします。

イメージ



項目 4	色彩（バス通り沿道）	対象	建築物
			低層（10m未満）
景観形成基準	<input type="checkbox"/> バス通り沿道では、屋根の色は、和形いぶし日本瓦等と調和した黒色、濃い灰色（いぶし銀）等を基本とし、通りのまちなみとの調和を図ること。 <input type="checkbox"/> バス通り沿道では、外壁等の色は、伝統的外壁材料の色目を基本とし、落ち着いた着きのあるものとする。		

解説

【屋根の色におけるまちなみとの調和】

- ・本エリアは、錦川や錦帯橋からの見通しや、椎尾神社の参道等から見おろされるエリアであり、武家地の風情と調和した屋根の色彩とすることとします。
- ・そのため、和形いぶし日本瓦等と調和した黒色や濃い灰色の屋根とし、屋根の色が他から目立つことのないよう、落ち着いた着きのあるものとする。推奨色は以下の範囲を参考とします。

▼推奨色

屋根材における推奨色を以下に示します。

黒色、濃い灰色（いぶし銀）

N5	N4	N3	N2
			

マンセル値：N2.0 ～ N5.0

色彩に示す数値は、マンセルカラーチャートによる標準色です。
※印刷では実際の色とは異なることがあります。

【落ち着いた着きのある外壁の色彩】

- ・歴史的な建物の外壁と調和する色として、PⅡ-15 に示す修景の素材の色と調和し、自然素材による色に近いものとします。
- ・また、歴史的な建物にみられるような伝統的な日本家屋の形態以外の建物では、外壁の色彩は単色利用に留め、建物全体として落ち着いた着きのあるものとします。

修繕

- ・本地区における修繕対象の屋根には、和形いぶし日本瓦葺きを基本としますが、物件ごとの屋根の状況に応じて、既存の屋根に使用されているものと同じもの、又は類似する素材を使用することを基本とします。
- ・ただし、屋根の老朽化等の状況や素材の入手の容易さ等を考慮し、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。
- ・外壁の色彩は、PⅡ-12「形態意匠の修繕基準」とあわせ、外壁材とともに判断することとします。

修景

- ・バス通り沿道では、かつて武家地であった歴史・文化を醸し出す外壁や屋根の素材、色彩を基本に、以下に示す範囲での整備を行うこととします。

▼外壁の素材

土壁	漆喰壁	珪藻土壁	板張り
			
自然色 (茶色(土色))	自然色 (白色)	自然色 (白色、薄い茶色(土色))	自然色 (木素材色、焼き板スギの黒や板張りの茶色)

サイディング	砂壁状吹き付け
・土壁、しっくい壁、板張りに近い仕上がりとする	リシン吹付 スタッコ吹付 (和風仕上げ)
白色・灰色・薄い茶色(土色)	

▼主な屋根材

和形いぶし日本瓦	
本葺き (平瓦+丸瓦)	棧瓦(J形等)
	
黒、濃い灰色(いぶし銀)	

項目 4	色彩（臥龍橋通り沿道）	対象	建築物
			低層（10m未満）
景観形成基準	<input type="checkbox"/> 臥龍橋通り沿道では、屋根の色は、通りのまちなみと調和し、建物の外壁色と調和したものとする。 <input type="checkbox"/> 臥龍橋通り沿道では、外壁等の色は、通りの連続性を意識し、まちなみとの調和に配慮し、建物全体として落ち着きあるものとする。 <input type="checkbox"/> 臥龍橋通り沿道では、歩行者が賑わいを感じられる連続した通りの景観形成を意識し、外壁や開口部等での彩度の高い色や強い色等の利用は1階での部分的な利用のみとする。		

解 説

【建物の外壁と調和した屋根の色】

- ・臥龍橋通り沿道には、近代の市街地整備によるビル型の市街地住宅や寺院等が連なる商店街であり、屋根の色は外壁色と調和したものとし、ただし、屋根面が前面道路から見える場合には、城下町の一部であることをふまえ、地区全体の風情を壊すことのないよう、周囲のまちなみから突出した奇抜な色の使用は避けることとします。

【全体としての落ち着きとアクセント利用】

- ・臥龍橋通りは、建物のファサードが通りとしての連続性を感じさせていることから、建物外壁の基調となる色彩は、派手なものは避け、風格を醸し出す落ち着きのあるものとし、通りとしての統一感を阻害しないこととします。
- ・商店街であることをふまえ、1階外壁や開口部等では、歩いて賑わいを感じられる通りとしての景観形成を目指します。ただし、PⅡ-11「形態意匠」とともにアクセントとなる色彩の利用は、部分的なものとし、

（⇒テント等は「建築設備機器等」PⅡ-22の基準を参照）

修繕

- ・本地区における修繕対象には、町家や近代建築等、外観の特徴が異なることから、屋根の色は、物件ごとに外壁等の状況に応じて、既存の色彩を基本に修繕することとします。ただし、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。
- ・外壁の色彩は、P II-12「形態意匠の修繕基準」とあわせ、外壁材とともに判断することとします。

修景

- ・通りの印象を牽引している既存の市街地住宅のファサードが作り出す外壁等の色彩や寺院の塀の色彩等と調和するよう、白色又は薄い茶色系の使用を基本とします。

▼外壁の素材

土壁	漆喰壁	珪藻土壁
		
自然色 (茶色(土色))	自然色 (白色)	自然色 (白色、薄い茶色(土色))

サイディング	砂壁状吹き付け
・土壁、しっくい壁、板張りに近い仕上がりとする	リシン吹付 スタッコ吹付 (和風仕上げ)
白色・灰色・薄い茶色(土色)	

▼主な屋根材（寺院、専用住宅のみ）

和形いぶし日本瓦	
本葺き (平瓦+丸瓦)	棧瓦(J形等)
	
黒、濃い灰色(いぶし銀)	

項目 4	色彩	対象	建築物
			中層（10m以上）
景観形成 基準	<input type="checkbox"/> 屋根の色は、通りのまちなみと調和し、建物の外壁色と調和したものとすること。 <input type="checkbox"/> 外壁等の色は、通りの連続性を意識し、まちなみとの調和に配慮し、建物全体として落ち着きあるものとすること。 <input type="checkbox"/> 臥龍橋通り沿道では、歩行者が賑わいを感じられる連続した通りの景観形成を意識し、外壁や開口部等での彩度の高い色や強い色等の利用は1階での部分的な利用のみとすること。		

解 説

【建物の外壁色と調和した屋根の色】

- ・屋根の色は外壁色と調和したものとします。ただし、屋根面が前面道路から見える場合には、城下町の一部であることをふまえ、地区全体の風情を壊すことのないよう、周囲のまちなみから突出した奇抜な色の使用は避けることとします。

【全体としての落ち着きのあるもの】

- ・規模の大きな建物は、建物の外観が通りのまちなみに影響を与えることがあることから、通りとしての連続性を阻害せず、周囲と調和するよう配慮することとします。
- ・そのため、建物外壁の基調となる色彩は、派手なものは避け、風格を醸し出す落ち着きのある、通りとしての統一感を阻害しないものとし、参考となる色は白色や薄い茶色、薄い灰色等とします（寺社を含む歴史的な建築様式の建物の場合は除く）。

【臥龍橋通りのアクセント色】

- ・臥龍橋通りは、商店街であることをふまえ、1階外壁や開口部等では、歩いて賑わいを感じられる通りとしての景観形成を目指します。ただしPⅡ-13「形態意匠」とともにアクセントとなる色彩の利用は、部分的なものとし、
（⇒テント等は「建築設備機器等」PⅡ-22の基準を参照）

修景

- ・周囲のまちなみと調和するよう白色又は薄い茶色系の使用を基本とします。

▼外壁の素材

サイディング	砂壁状吹き付け
・土壁、しっくい壁、板張りに近い仕上がりとする	リシン吹付 スタッコ吹付 (和風仕上げ)
白色・灰色・薄い茶色(土色)	

▼主な屋根材 (バス通りのみ)

和形いぶし日本瓦	
本葺き (平瓦+丸瓦)	棧瓦(J形等)
	
黒、濃い灰色(いぶし銀)	

※寺社を含む歴史的な建築様式の建物の場合には、PⅡ-17と同様のものとする。

項目5	ベランダ	対象	建築物
景観形成 基準	□ 前面道路に面して設置しないこと。		

解 説

【前面道路とベランダ】

- ・本地区は、バスや自家用車等が多く通行する幹線道路に面するとともに、まちを訪れた人々も多く歩く地区です。
- ・そのため、ベランダの設置は、前面道路側には設けないこととします。
- ・なお、角地等で2面以上の道路に面する敷地の場合、建物の外壁と一体となったデザイン等の工夫を行うなど、まちなみとの調和を図ることとします。



通り側がオモテの顔として
ベランダは設けられていない

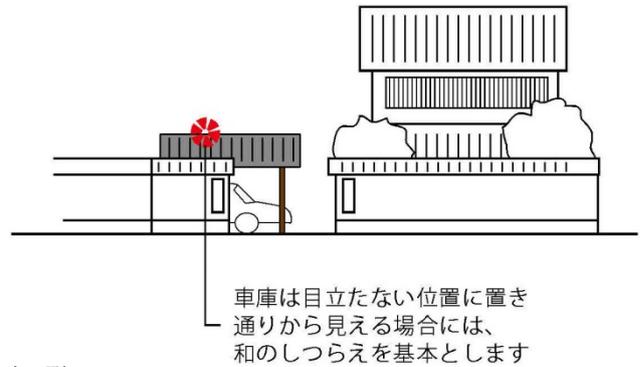
項目6	車庫等	対象	建築物
景観形成基準	□ 車庫等は、通り景観の連続性を創出するための配慮を行うとともに、周辺の景観と調和したものとすること。		

解説

【バス通り沿道】

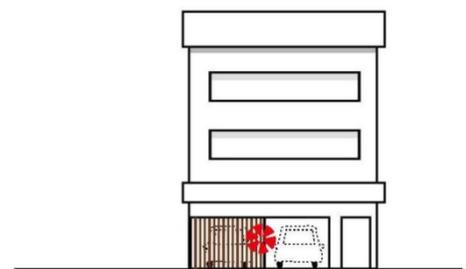
- ・車庫は目立たない位置に置き、通りから見える場合には、建物の外観と調和したデザインとします。
- ・敷地形状等により車庫の位置が前面道路に面して設けざるを得ない場合には、門・塀との連続性を阻害しないよう配慮・工夫を行うこととする。

(⇒「門・塀等」PⅡ-25、27の基準を参照)



【臥龍橋通り沿道】

- ・臥龍橋通りは、1階にインナーガレージを配置するなどにより、商店街としての連続性を阻害しないことに配慮することとします。
- ・やむを得ず、前面道路より建物が後退した上で、敷地内に車庫を設ける場合には、車庫は目立たない位置に置き、通りから見える場合には建物の外観と調和したデザインとします。
- ・また、敷地条件により、前面道路に面して車庫を設けざるを得ない場合には、通りとしての連続性を阻害しないよう配慮・工夫を行うこととします。



1階にインナーガレージとする場合には、格子やガラス等によるシャッターや掃出し窓を設け、通りのにぎわいとの調和を図りましょう

項目 7	室外機、建築設備機器等	対象	建築物
景観形成基準	□ 室外機等は、道路から見えない場所に設置するか、視線を和らげるため周囲と同系色とする。又は、木製格子等の目隠しを施すものとする。		

解 説

【配置や色による配慮】

- ・ 室外機等の設備類は、本来、多くの人の目に触れる必要のないものであり、通りから見えない場所に設置することを基本とします。
- ・ 敷地条件や建物の状況等により、やむを得ず公共空間から見える範囲に設置しなければならない場合には、目隠しを行うか、建物の外観と同系色での処理を行う等、目立たないような配慮及び工夫を行うこととします。

修 景

- ・ 公共空間から容易に見える場所に設置する室外機等の設備機器に対して、木製格子等室外機が設置される建物の外観と調和した材料を用いて目隠しを施すか、設置される外壁と同系色の着色等を施すことにより、まちなみと調和を図ることとします。



室外機の目隠し実施例

項目 7	室外機、建築設備機器等	対象	建築物
景観形成基準	□ 日よけテント、オーニング等は、周辺のまちなみとの調和に配慮した形態、意匠、色彩とすること。		

解 説

【まちなみとの調和】

- ・ 日よけテントやオーニング等は、商業地において賑わいを感じさせたり、アクセントとなる場合もありますが、そのデザインや色彩が奇抜なものの場合には、通りとしての印象を壊す場合もあります。
- ・ バス通りでは、武家地としてのまちなみの印象を阻害しないことに配慮した形態、意匠、色彩とし、奇抜な印象につながりやすい高彩度のものの使用は避け、落ち着いた色彩のものを使用することとします。
- ・ 臥龍橋通りでは、商店街としての賑わいを感じさせる要素として使用する場合には、P II-11～18「形態意匠」及び「色彩」基準に沿った範囲内での使用に留めることとします。

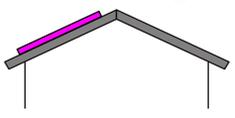
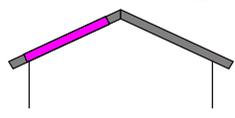
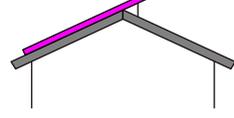
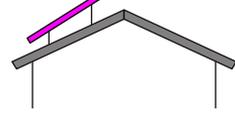
項目7	室外機、建築設備機器等	対象	建築物
景観形成基準	□ 太陽光パネル、太陽熱温水器は、屋根と違和感のないものとする。ただし、錦川沿い（岩国1丁目・2丁目）の建築物の川に面した部分には設置しないこと。		

解説

【屋根と違和感のないよう配慮】

- ・岩国城下町としての歴史・文化を継承した景観形成を図る上で、太陽光パネルや太陽熱温水器の設備類が目立つことは、本来ある魅力あるまちなみを阻害することにつながります。
- ・屋根面と一体となったものや、通りから容易に見えない位置に配置するなど、設備のデザインや配置において配慮や工夫を行うこととします。

▼太陽光パネル、太陽熱温水器の設置位置の適用例

屋根密着型 	屋根材一体型 	独立設置型 	立設置型 
			

▼太陽光パネル（発電モジュール）の色彩（例）

パネル面の色	黒とする		
		○	×
パネル面の光沢	キラツキ感がないもの		
セルの目地	目立たないもの		
		○	×
フレーム	黒とする		

【錦川に向けた設置はしない】

- ・錦帯橋を中心とした区域は名勝に指定され、自然と人の営みがつくりだす美しく広がりのある風景が広がっています。
- ・錦川に面する屋根には、太陽光パネルや太陽温水器等の設備類の設置は禁止します。

項目 8	緑化	対象	建築物
景観形成基準	□ 前面道路に面して植栽を行う場合には、門・塀等による通り景観の連続性との調和に配慮すること。		

解 説

【門・塀等による通り景観の連続性】

- ・ 前面道路に面して門や塀を設けず、生垣を設ける場合には、通りにおける門・塀等が連なるまちなみ景観を分断しないよう、配置や植栽密度に配慮した設置を行うこととします。
- ・ 敷地の前面に空地が生じる場合には、できる限り樹木等による植栽を施し、門・塀や建物と一体となった緑による通り景観の連続性の創出に努める。

項目 8	緑化	対象	工作物等
景観形成基準	□ 周囲のまちなみとの調和に配慮した緑化を図ること。		

解 説

【周囲のまちなみと調和に配慮した緑化】

- ・ 工作物と一体として利用される土地（行為地）が生じる場合には、工作物が周囲から目立たないよう、行為地内における緑化（植栽や生垣等）による調和に向けた配慮を行うこととします。

項目 9	門・塀等（バス通り） （建築物に付属する物を含む）	対象	工作物等
景観形成 基準	<input type="checkbox"/> バス通り沿道では、敷き際に門・塀等を設置する等により、通りの連続したまちなみの形成を図ること。 <input type="checkbox"/> バス通り沿道では、門・塀等は、武家屋敷地の風合いと調和したものとすること。		

解 説

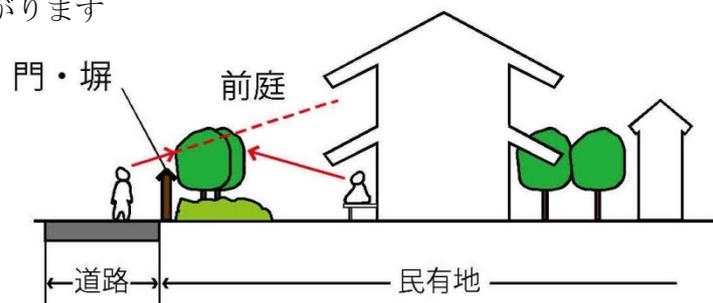
【門・塀等による通りの連続したまちなみ】

- ・バス通り沿道では、武家地の風情を継承・創出するため、敷際に門・塀等を設置し、塀、植栽等が連なる通りとしてのまちなみの連続性を維持・創出することとします。
- ・敷地条件により、前面道路に面して車庫等を配置せざるを得ない場合には、ゲート等を設置することにより、門・塀が連なるまちなみとの調和をはかることとします。

【武家屋敷地の風合いと調和した門・塀等】

- ・岩国地区における武家屋敷地では、小壁付き和風板塀や板塀、土壁や白壁等の塀と、薬医門や棟門等の構成となっており、これらと調和した形態意匠の門・塀等となるよう配慮・工夫することとし、透視性の高いフェンスのみの設置は避けることとします。
- ・また、植栽等により門・塀等と調和を図る場合には、生け垣や、フェンスと植栽の組み合わせ等により、通りとしての連続性を創出することとします。
- ・塀や生垣等の高さ（フェンスと植栽の組み合わせの場合には全体としての高さ）は、通りを歩く人が容易に覗きこむことができない高さ（目安として1. 2 m程度）を超える高さを推奨します。

（例）道路境界に門・塀を設けることでオモテである道路を通る人の目線から、敷地内や住居内の様子をさえぎることができます。また、門・塀から建物までの間を前庭として整備するなどにより、居室内からの眺めも良好なものとなるなど、良好な住環境の形成につながります



修繕

- ・本地区にある修繕対象として、既存の白壁や板塀、土塀等の塀や、薬医門や棟門等の門は、できる限り現状の外観を基本に修繕を行うこととします。
- ・ただし、それぞれの建造物の状況により、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。

修景

- ・岩国地区の武家屋敷で見られる門・塀と同等のものを設置することとします。
- ・塀は、白壁や白壁風の塀、板塀、小壁付きの和風板塀、土塀、土塀風の塀等とします。

▼塀の形態・意匠



小壁付き和風板塀



板塀



土塀や土塀風の塀



白壁や白壁風の壁

▼透視性の低い塀（既製品例）



（参照：三協アルミ）

- ・門は、薬医門、棟門及びこれらの形態意匠と調和した、格子や木、瓦を活用した和風のデザインのを基本とし、まちなみと違和感が創出しない限り、既製品や耐久性のあるアルミ製を使用することも可能とします。
- ・敷地条件により前面道路に面して車庫等を配置する場合には、敷地を閉じるためのゲートとして、跳ね上げ式ゲートや外構と一体となったスライドゲート等を設置することとします。

▼薬医門や棟門等の門構えの例



岩国地区に見られる薬医門



既製品の棟門（LIXIL より参照）

▼道路境界を閉じる車庫前のゲート（例）



間口が狭くても閉じることができる、跳ね上げ式ゲート
（参照：LIXIL）



外構と一体となったスライド式ゲート
（参照：三協アルミ）

項目 9	門・塀等（臥龍橋通り沿道） （建築物に付属する物を含む）	対象	工作物等
景観形成 基準	□ 臥龍橋通り沿道では、建物壁面が連ならない場合は、門・塀等を設置し、通り景観の連続性を創出するとともに、周辺の景観と調和したものとすること。		

解 説

【門・塀等による通りの連続性の創出】

- ・敷地条件等により、建物が前面道路から後退せざるを得ない場合には、通りとしてのまちなみが閑散とした印象とならないよう、門・塀、車庫のゲート等の設置や緑の配置等による敷地の工夫により、通りの連続性を創出することとします。
- ・なお、門・塀等を設ける場合には、通りにある寺院等の塀と調和するよう配慮し、すっきりとしたデザインや植栽等を活用することとします。

修 繕

- ・本地区にある修繕対象として、既存の白壁、土塀等の塀や、薬医門や棟門等の門は、できる限り現状の外観を基本に修繕を行うこととします。
- ・ただし、それぞれの建造物の状況により、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。

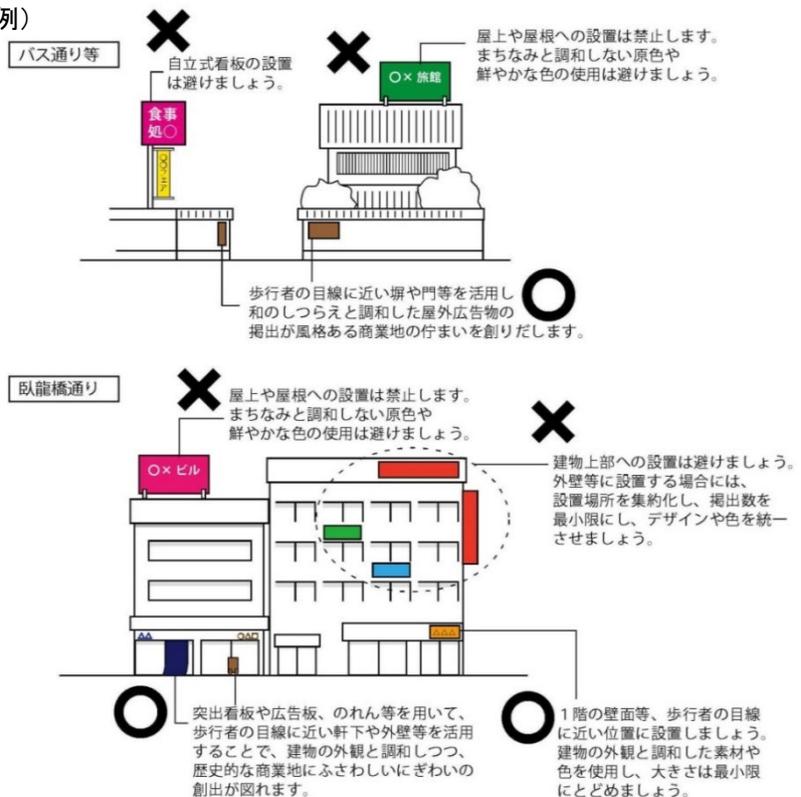
項目10	看板等	対象	工作物等
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> □ 自立式看板を設置する場合には、周辺のまちなみとの調和に配慮した高さ、形態、意匠とすること。 □ 壁面看板を設置する場合は、周辺のまちなみとの調和及び建物本体との調和に配慮した設置箇所、形態、意匠とすること。 □ 屋上及び屋根面には設置しないこと。 □ のぼり旗や立看板等の掲示物については、周辺のまちなみに配慮したものとすること。 □ 電飾看板は、使用しないこと。 		

解説

【まちなみとの調和】

- ・本地区の風格と統一感のある商業地としての賑わいある景観には、看板もひとつの要素であり、通りとしてのまちなみと調和するよう、その掲出する配置や規模、デザイン等において配慮が必要です。
- ・本地区では、通りを歩く人の目線を意識した屋外広告物の設置を基本とし、中低層のまちなみを活かすため、屋根よりも高い位置での設置は避け、1～2階レベルにおいて、建物の外観と調和したのれんや看板の設置を行うこととします。
- ・また、1つの建物に数多くの看板を掲示することは避け、最小限の数としたり、掲出場所を集約したりすることにより効率的なPRを行うなど、看板が建物の外観以上に目立つことのないよう、掲出位置やデザインにおいて配慮や工夫を行うこととします。

▼通りごとの看板の設置（例）



修景

- ・壁面看板や突出看板、のれん等の建物に付随する看板は、歴史的な建物の外観との調和や建物全体との調和に配慮した素材やデザインとし、掲出数を最小限とすることとします。

項目 1 1	舗装等	対象	工作物等
景観形成基準	□ 建築物の壁面後退により生じる土地のうち、通りから容易に見える部分の舗装は、周辺のまちなみと調和し、落ち着いたのあるしつらえとすること。		

解説

【通りから容易に見える部分】

- ・道路から建物等が後退することにより生まれる用地のうち、前面道路から目にすることができる玄関までのアプローチや駐車スペース等、舗装を必要とする部分をさします。

【落ち着いたのあるしつらえ】

- ・玄関アプローチや駐車スペース等は、その舗装の種類により、建物や門・塀等で形成するまちなみとは異なる洋風な印象を与えたり、簡素なイメージとなる場合があります。
- ・舗装が必要な場合には、和のしつらえやモダンさと調和する舗装として、石張りや洗い出し舗装、脱色アスファルト舗装等とし、色は石や土等の自然素材と調和したものとすることを推奨します。

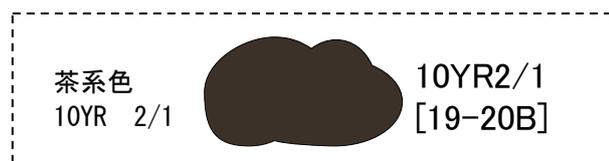
項目 1 2	自動販売機	対象	工作物等
景観形成基準	□ 自動販売機については、周辺のまちなみに配慮した色とすること。		

解説

【色による配慮】

- ・自動販売機等は、設備そのものが広告的な役割もあり、企業カラー等による派手な色彩のものが多くなるため、色彩についてはまちなみとの調和が必要です。
- ・道路沿いに自動販売機等を設置する場合には、まちなみとの調和に配慮した色として、以下の色彩を推奨します。

▼推奨色



茶系色とした自動販売機

項目13	擁壁	対象	工作物等
景観形成基準	□ 擁壁の規模・形態は圧迫感を与えないものとなるよう配慮し、周辺のまちなみと調和するように配慮すること。		

解説

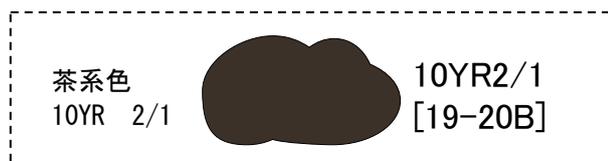
- ・既存の石積み等はできる限り修繕します。
- ・大規模な地形改変は避けるとともに、圧迫感を与えないよう擁壁の高さや延長は最小限となるよう努力します。
- ・新たに擁壁を設置する場合には、石積みを標準とし、コンクリートやブロックによる場合は、塀等との調和に配慮した和風のしつらえとします。

項目14	鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等	対象	工作物等
景観形成基準	□ 鉄塔等の設置は避けること。 □ 電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等は、周辺に調和したものとする。		

解説

- ・本地区は市街地ですが、城山や錦帯橋、錦川等から眺望されるエリアであり、地区内への鉄塔等の設置は避けることとします。
- ・岩国地区は、横山地区とともに岩国城下町として形成された一体的な地区であり、また多くの来訪者が訪れるまちでもあり、道路に附帯する街灯等の仕様については、城下町として統一感のある景観整備を行うこととします。
- ・電柱や街路灯、カーブミラー等は、自然やまちなみと調和する色として、最も目立ちにくい茶系色とし、以下の推奨色を基本とします。

▼推奨色



項目15	仮設物	対象	工作物等
景観形成基準	□ 仮囲い等の仮設の工作物等は、周辺のまちなみとの調和に配慮すること。		

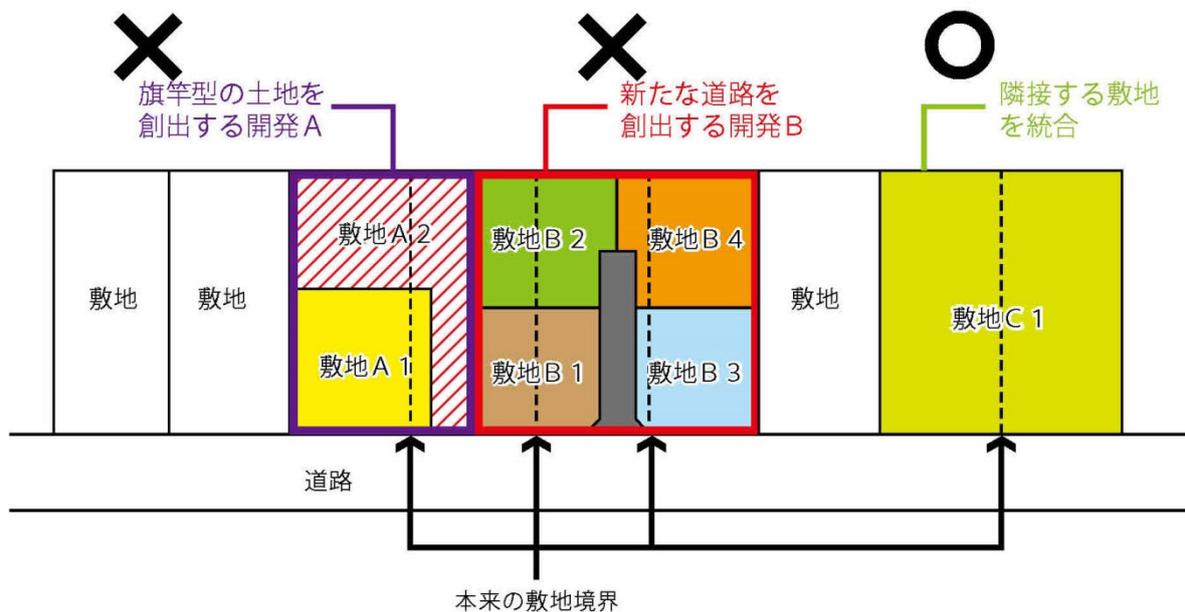
解説

- ・本地区は、岩国地区へのアクセスを担う幹線道路に面し、多くの人が訪れる賑わいのある商業地です。
- ・そのため、工事中の仮囲い等においても、周辺のまちなみとの調和に配慮した落ち着いた色やデザインとし、設置中の適切な維持・管理を行うこととします。

項目 1 6	開発行為（住宅開発等）	対象	開発行為
景観形成基準	□ 開発後の状態が周辺のまちなみと不調和とならないこと。		

解 説

- ・本地区は、歴史的な商業地であるこまちなみ地区に隣接するとともに、岩国城下町へのアクセスを担う幹線道路に面しており、錦帯橋や錦川をはじめとした岩国城下町全体を訪れる来街者への印象を大きく左右する特性を持っています。
- ・そのため、開発の際には、開発後の状態が、城下町としての歴史的な町割を損ねたり、まちなみと不調和を起こす可能性のあるようなものとならないよう、配慮した整備を行うこととします。
- ・なお、バス通り及び臥龍橋通り沿道では、通りに面して敷地を前後に分割するために歴史的な通りに面して垂直に道路を設ける住宅開発（行き止まり道路や位置指定道路による住宅開発）についても、同様に禁止します



項目 1 6	開発行為（住宅開発等）	対象	開発行為
景観形成基準	<input type="checkbox"/> 樹木の伐採は、必要最小限とすること。 <input type="checkbox"/> 住宅宅地開発の場合、建築物の敷地面積の最低限度は 150 m ² とする。ただし、延長敷地及び法面を除いた有効宅地を対象とする。 <input type="checkbox"/> 造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめること。		

解 説

- ・造成前後のまちなみの変化が最小限となるような計画をたてることに留意し、樹木の伐採は最小限としたり、可能な限り地形改変を行わないよう配慮することとします。
- ・なお、造成に伴い擁壁や法面等ができる場合には、必要最小限な規模かつ周囲のまちなみに与える影響を最小限となるよう配慮したものとします。

項目 1 7	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	対象	その他
景観形成基準	<input type="checkbox"/> 行為後の状態が周辺のまちなみと不調和とならないこと。 <input type="checkbox"/> 長大な法面を生じないように配慮し、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 <input type="checkbox"/> 行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により景観の復元を図ること。		

解 説

- ・行為地の周辺に植栽を行い、行為地を道路等の公共の場所から見えないようにし、土地の形質の変更後は、地域に生育する樹木の植栽によって景観の復元に努めることとします。
- ・高さ 1.5m を越える法面を生じないように計画し、法面は緑化に努め、法面に複数種の樹木、草本を組み合わせた植栽を設けるようにします。
- ・行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により景観の復元に努めることとします。

項目 1 8	木竹の植栽又は伐採	対象	その他
景観形成基準	<input type="checkbox"/> 植栽は、地域に生育する樹木を中心とした植樹により周辺の景観との調和を図ること。 <input type="checkbox"/> 伐採後は、地域に生育する樹木による緑化等により景観の復元を図ること。		

解 説

- ・本地区は、城山や椎尾神社の森の緑を背景とした地区であり、敷地内における樹木もまちなみをつくり出す重要な要素のひとつとなっています。
- ・そのため、現在、庭木として利用されている樹木を保全し、伐採後の復元や樹木の植樹を推進します。

▼庭木として利用される樹種（例）

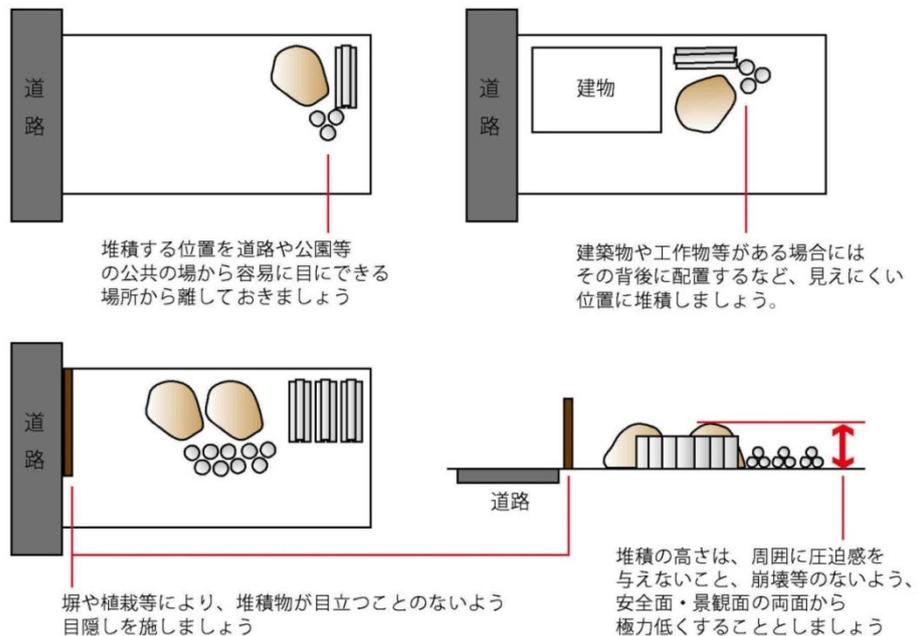
形態	区分		主な樹種
独立木	針葉樹		クロマツ、アカマツ等
庭木 (高木)	広葉樹	常緑樹	クスノキ、シイ（スダジイ、ツブラジイ）、アラカシ、シラカシ等
		落葉樹	ケヤキ、エノキ、ムクノキ等
庭木 (中木)	針葉樹		カイヅカイブキ、イヌマキ、コウヤマキ、ゴヨウマツ等
	広葉樹	常緑樹	クロガネモチ、ウバメガシ、ヤブツバキ、ヤマモモ、キンモクセイ、マテバシイ、マサキ等
庭木 (低木)	針葉樹		イチイ、コノテガシワ等
	広葉樹	常緑樹	サザンカ、アオキ、カナメモチ、イヌツゲ、ネズミモチ等
		落葉樹	ツツジ（サツキ、ドウダンツツジ）等

項目 19	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	対象	その他
景観形成基準	<input type="checkbox"/> 堆積等の面積は、必要最小限にとどめ、高さを極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 <input type="checkbox"/> 道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等の植栽を施し、周辺のまちなみとの調和に配慮すること。		

解説

- 道路に近い場所での高い堆積物は、安全面及び地域の住環境の面から、問題があり、道路から目立たないように敷地奥への配置や、建築物や工作物の背後への配置、又は、塀や生け垣等で目隠しを施す等、地域の住環境への影響を最小限にすることとします。

▼堆積例

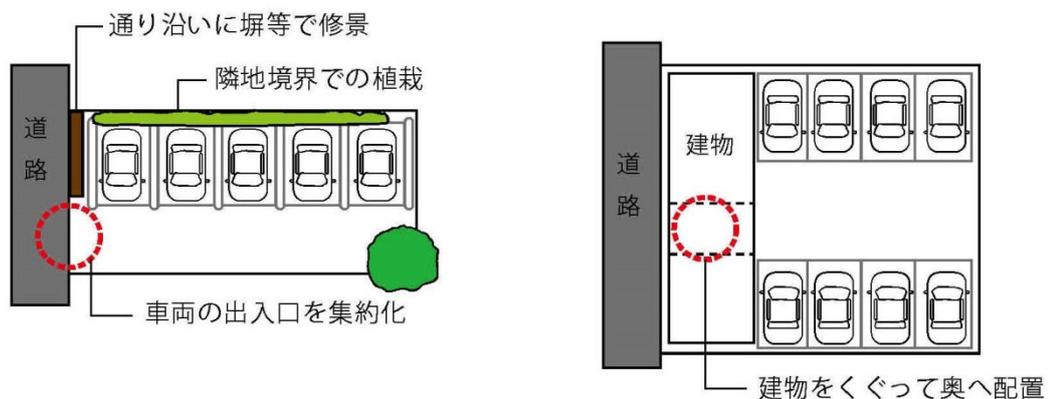


項目20	駐車場	対象	その他
景観形成基準	<input type="checkbox"/> 駐車場として土地を利用する場合には、できる限り車両の出入り口を集約化し、周辺のまちなみに与える影響を最小限とし、敷き際は、遮へい又は生け垣等の植栽による目隠し等を行うことにより、周辺の景観との調和を図ること。なお、塀等を設ける場合には、その意匠は工作物の基準に準ずるものとする。		

解説

- ・ 自家用車を移動手段として多く利用する現代の暮らしには、路外駐車場は地区住民だけでなく、地区を訪れる人にとっても必要な機能ですが、建物や塀が建ち並ぶ通りの景観においては、どうしても閑散とした印象を与えてしまいます。
- ・ そのため、時間貸しや月極等の駐車場として整備する場合には、道路への車両の出入り等、通りを歩く歩行者の安全性を確保することに留意するとともに、通りごとのまちなみとの調和に配慮することが必要であり、通りからの出入口を集約化することとします。
- ・ また、駐車場の隣接地との境界等では、排気ガスや騒音等に関する周辺への配慮も含め、植栽等に努めることとします。

▼路外駐車場や敷地内駐車場での配慮（例）



項目21	空き地	対象	その他
景観形成基準	<input type="checkbox"/> 空き地は、適切な維持・管理を行うこと。		

解説

- ・ 建築物を滅失させた後に、土地を空き地としておく場合には、周辺のまちなみに与える影響が最小限となるように、適切な土地の維持・管理を行うこととします。

3 こまちなみ地区の基準と解説

項目 1	基本事項	対象	全ての行為
景観形成 基準	□岩国城下町に由来する商業地として栄えてきた歴史と文化を継承することを目的に、町家や武家屋敷のもつ和のしつらえや近代建築等のモダンと調和した佇まいを基本とする。		

解 説

【城下町に由来する商業地として栄えてきた歴史と文化を継承する】

- ・本地区は、岩国城下町として形成された町割が継承される中で、伝統的な建築様式である町家や武家屋敷等の「和」を感じさせる様式の美しさと、時代ごとに岩国の賑わいを牽引してきた歴史ある商業地としての特性を今に伝える地区です。
- ・大明小路は、錦帯橋につながるメインストリートであり、武家屋敷や宿屋等が建ち並ぶまちとして栄えてきた歴史を有し、今でも通り沿いには屋敷の門・塀が立ちならび、その背後に庭木の緑と建物が垣間見える通り景観が形成されています。
- ・その他のエリアは、かつて町家として整備された錦見七町を中心に商業地として栄えた歴史を有し、今でも通り沿いには町家等の家々の軒が連なり、通りごとに風情あるまちなみが形成されています。



通り沿道に連続する塀や緑と家々がつくりだす大明小路



通り沿道に連続する町家がつくりだす岩国一丁目

【和のしつらえや近代建築等のモダンと調和した佇まい】

- ・本地区における「和のしつらえや近代建築等のモダン」とは、岩国地区に残る文化的景観の重要な構成要素の建造物や修繕対象物等の外観に代表されるしつらえであり、これらと調和するよる配慮や工夫を行うこととします。

<和のしつらえ>

- 屋根：瓦はいぶし銀の和形日本瓦で、切妻、入母屋、寄棟等の構造で道路に対して傾斜し、1階には前面道路に面して軒庇を有する形態。
- 前面道路に面して設けられる開口部：腰窓、虫籠窓、掃出し窓で、建具の様式は、格子戸や引き戸、引違いの戸や窓、固定窓。
- 壁面の仕上げ：漆喰壁、土壁、板張り（焼き杉含む）、砂壁状吹付等で、色は漆喰や土、木材、砂の素材色、それらに類する白色、薄い茶色、薄い灰色。
- 門：薬医門や棟門等の和風の門構え。
- 塀：白壁、土塀、小壁付き和風の塀、板塀等。

<モダン>

- 地区内に残る近代建築の形態・意匠を残す建物の外観（洋館や石造風の外観、素材でのしつらえ）

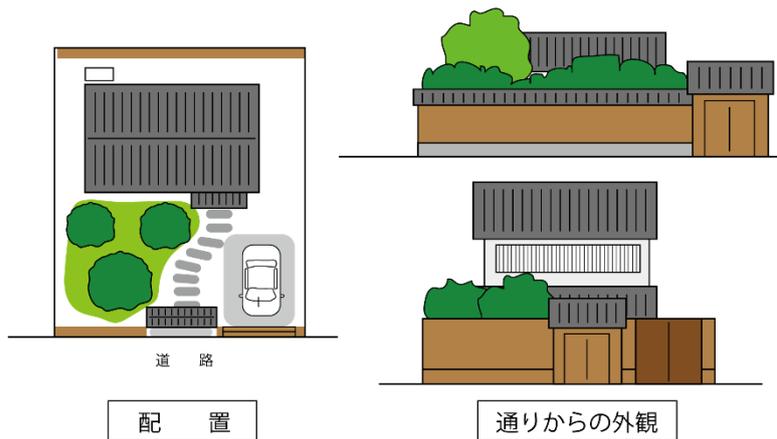
項目 1	基本事項	対象	全ての行為
景観形成 基準	□岩国城下町として受け継がれてきた町割やまちなみの連続性の継承を基本とする。		

解 説

【受け継がれてきた町割やまちなみの連続性の継承】

- ・本地区は、近世に吉川広家により城下町として整備された町割を基本に配置された道や敷地割が、現在まで受け継がれており、これらは本地区のまちなみを形成するベースとなっているものです。
- ・町割の特徴としては、間口に対して奥行きが長い敷地の形状で、間口の大小は通りや時代によっても違いがあります。
- ・本地区において、通り沿いの特徴的なまちなみを継承するためには、通りと敷地割がつくりだすベースに基づき、それぞれの敷地における敷地の使い方に留意して、まちなみの連続性の継承につながる配慮や工夫を行うこととします。

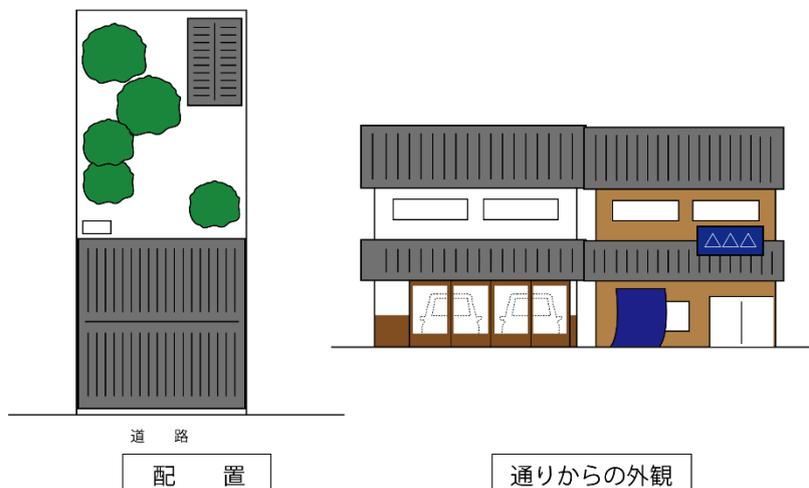
▼武家屋敷地由来の土地における配置と外観の関係



文化的景観の継承には、土地の使い方による景観としての現れ方が大きなポイントとなります。

○武家屋敷地に由来する土地では、敷地内における建物と外構の関係性が、通りからの外観を成し、その連続性が通りとしての特徴を印象づけています。

▼町人地由来の土地における配置と外観の関係



○町人地に由来する土地では、前面道路に面して建物が連なり、町家等の建物の連続性がその通りとしての特徴を印象づけています。

項目2	配 置	対象	建築物・工作物
景観形成 基準	<p>□大明小路等の武家屋敷地に由来する通りでは、門・塀に囲まれた構えを基本に、道路に面して門・塀が連なる配置とし、周囲のまちなみとの調和を図ること。ただし、道路から大きく後退せず1階軒等が連なる場合は、この限りではない。</p> <p>□その他の通りでは、歴史的な建物と調和した配置を基本に、道路に面して1階軒等が連なる配置とし、まちなみとの調和を図ること。ただし、やむを得ず、道路から建物が大きく後退する場合には、道路に面して門・塀が連なる、又は車庫等の軒が連なる配置とし、歴史的な建物がつくりだすまちなみとの調和を図ること。</p>		

解 説

【道路に面して1階軒、塀等が連なる配置】

- ・それぞれの通り景観を印象づけるものとして、通りに面した部分の使い方が重要です。
- ・敷地の前面（道路側）が大きくなりすぎると、本地区の特徴である通り沿いに連続するまちなみが途切れてしまい、閑散とした印象につながることもあります。
- ・建物が後退し塀等が連なる通りや、道路に面して1階軒が連なる通り等、それぞれの通りごとに統一感や連続性を感じさせる配慮や工夫を行うこととします。



連続する軒がつくるまちなみ

【通りのまちなみとの調和】

○錦見七町や土手町等の通り沿道（大明小路以外の通り）

- ・前面道路に面して建物は後退せず、通りに面して1階の軒等が連なる配置とします。
- ・敷地条件等により建物が後退する場合や、前面道路に面して車庫等を設ける場合には、車庫等の軒や門・塀等を配置することにより、通りの連続性を維持する配慮や工夫を行うこととします。

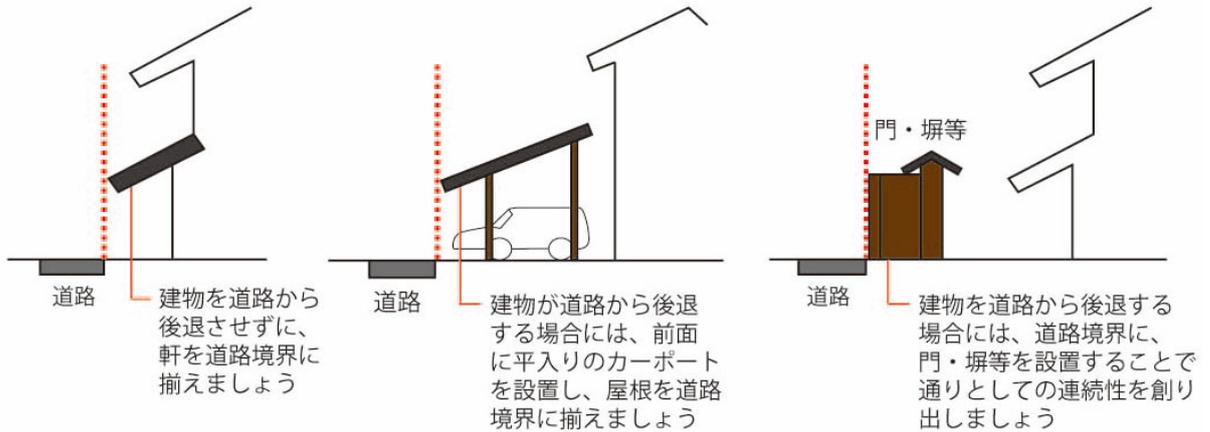
（⇒「門・塀」P II-52の基準を参照）

（⇒「車庫」P II-48の基準を参照）



通り沿道に連続する塀や緑と家々が作りだす大明小路

▼軒や塀等がつらなる配置（例）

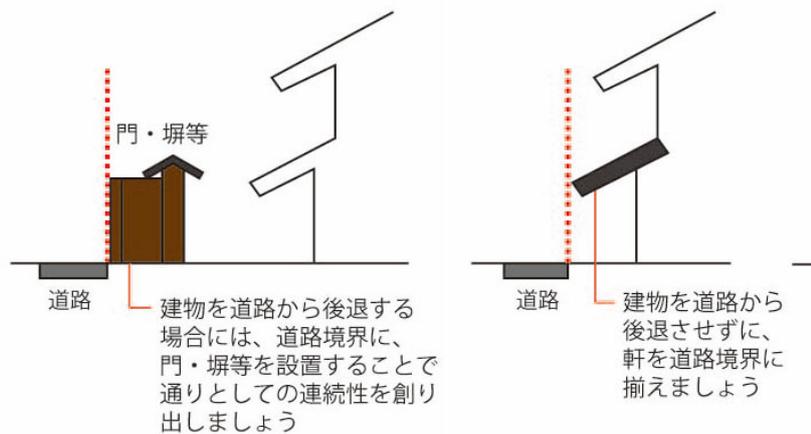


○大明小路や山手小路（一部）沿道

- ・通りに面して門・塀や縁等が連なる配置を基本とし、連続性を感じさせる通り景観の形成に向けた配慮や工夫を行うこととします。
- ・敷地条件等により敷き際に門・塀等の配置が困難な場合には、建物の位置や車庫前のゲート、植栽等により、通りとしての連続性を維持する配慮や工夫を行うこととします。

(⇒「門・塀」P II-52 の基準を参照)

▼軒や塀等がつらなる配置（例）



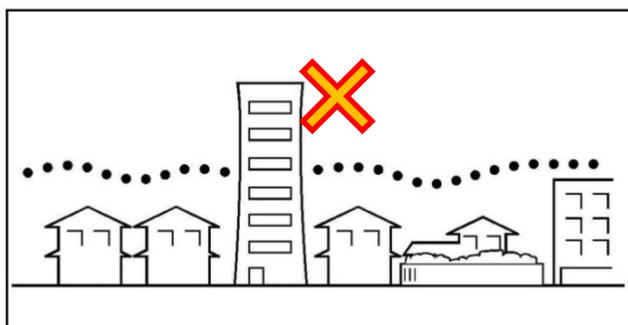
項目3	形態意匠（形態及び高さ）	対象	建築物
景観形成 基準	<p>□歴史的な建物等からなる通りとしての連続したまちなみを阻害せず、地区の歴史的な建物と調和した形態及び高さを基本とし、やむを得ず中層となる場合には、地区のまちなみと調和した10～12m程度とすること。ただし、地区の歴史的な建物と調和した傾斜屋根とする場合には、15mを限度とすることができる。</p>		

解説

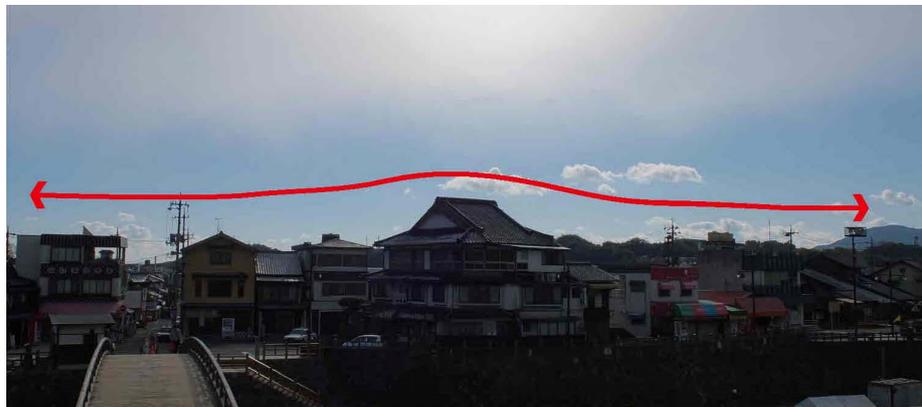
【歴史的な建物等からなる通りとしての連続したまちなみと高さ】

- ・本地区は、2～3階建ての低層の家屋が多く、通りとして建物の高さがそろっているのが特徴です。低層が建ち並ぶことにより通りのまちなみが形成されていることに留意した高さとなるよう配慮や工夫を行うこととします。
- ・やむを得ず中層となる場合には、上層階のみを後退させるなど、建物の配置や形態における配慮や工夫を行い、通りのまちなみとの調和を図ることとします。
- ・また、本地区は、錦帯橋や錦川沿いから見通しがきくエリアであることに留意し、地区全体がつくりだすスカイラインから大きく突出するような建物の高さとならないよう、建物の規模や配置での配慮や工夫を行うこととします。

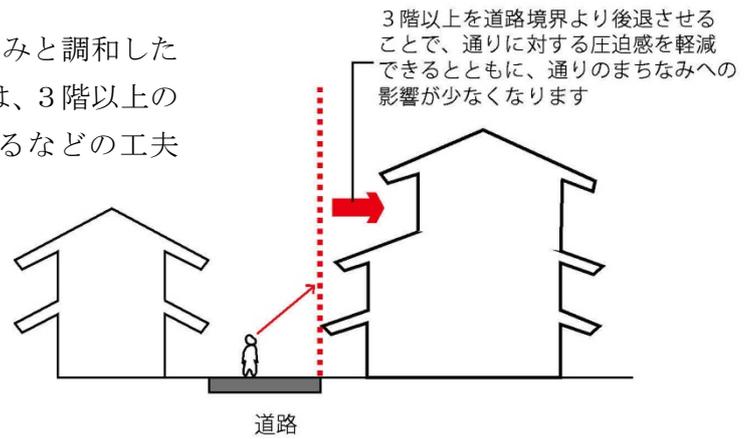
(例) 周囲より突出した規模の建築物が立地すると、まちなみ全体への影響を与えるとともに、日照や通風等も含めた住環境にも影響が大きくなります。



(例) 錦帯橋から岩国地区を眺めた際、岩国地区全体の中で周囲から突出した建物がないことで、まち全体としてのまとまりを感じさせる眺望景観が形成されています。



(例) 2階建てがつくりだすまちなみと調和した中高層の建物を建てる場合には、3階以上の壁面を道路境界から後退させるなどの工夫で、歴史的な通りらしさを醸しだす低層のまちなみへの影響が最小限となり、通りからの人の目線において、圧迫感を軽減することもできます。



項目 3	形態意匠（形態及び高さ）	対象	工作物等
景観形成基準	□歴史的な建物等からなる通りとしての連続したまちなみを阻害せず、地区の歴史的な建物と調和した形態及び高さとし、地区のまちなみと調和する 12 m程度を限度とすること。		

解 説

【歴史的な建物と調和した形態及び高さ】

- ・岩国地区は、全体として2階建てが大部分を占めています。
- ・工作物については、歴史的な建物等からなる通りとしてのまちなみを阻害しないよう、歴史的な建物等と調和する形態及び高さに配慮し、最高でも12m程度を限度とします。

項目3	形態意匠（屋根）	対象	建築物
景観形成基準	□屋根は、傾斜屋根等、地区の歴史的な建物と調和したものとし、傾斜屋根については傾斜（勾配）を沿道に向け、まちなみの連続性に配慮すること。なお、錦川沿いでは、傾斜（勾配）を錦川側にも向けること。		

解説

【地区の歴史的な建物と調和した傾斜屋根】

- ・本地区では、武家屋敷や宿屋、町家等が数多く残っています。これら伝統的な様式を持つ建物は、切妻や入母屋、寄棟で平入り（前面道路に対して棟が平行）であり、道路に向かって屋根の傾斜が向くことで通りとして統一感のあるまちなみを形成しています。
- ・また、錦川沿いでは、錦川に向かって屋根の傾斜が向くことで、錦川沿いのまとまりのある景観が形成されています。

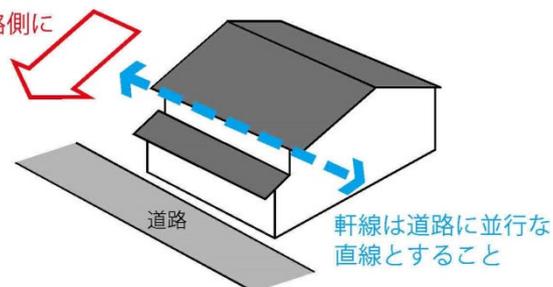


錦帯橋から川沿いの眺め

【屋根によるまちなみの連続性】

- ・本地区では、上記の歴史的な建物がつくりだす屋根なみとの調和を図るため、前面道路に対して傾斜する屋根をかけることを基本とします。
- ・なお、錦川沿いの建物は、錦川側にも屋根の傾斜を向け、錦帯橋や錦川からの景観に配慮することとします。
- ・また、その勾配は、極端に勾配が緩いものや極端に勾配がきついものは避け、地区内の建物と調和したものとなるよう配慮することとします。
(⇒「色彩」はPⅡ-45の基準を参照)

屋根の向きは、道路側に傾斜が流れること



修繕

- ・本地区における修繕対象では、既存の屋根の構造を維持することを基本とします。
- ・ただし、建物の老朽化等の状況により、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。

修景

- ・かつての武家屋敷や町家等と調和した伝統的な日本家屋の屋根の形態として、切妻、入母屋、寄棟等の傾斜屋根で、前面道路や錦川側にむけて傾斜することとします。
- ・勾配は、道路側に対して、目安として10分の3.5～5.5とします（ただし、寺院等、固有の形態を有する場合はこの限りではありません）。

項目 3	形態意匠（外壁等）	対象	建築物
景観形成 基準	<p>□外壁・開口部・軒・庇・敷地境界から壁面までのしつらえ等からなる外観は、地区のまちなみを特徴づける歴史的な建物の外観と調和した意匠とすること。なお、中層の場合には、錦川や錦帯橋、城山からの見え方に留意し、落ち着いた意匠とすること。</p> <p>□前面道路に面して、出入口や窓等の開口部を設け、建物全体として壁のみが目立つことのないよう配慮すること。</p>		

解 説

【地区のまちなみを特徴づける町家等の外観との調和】

- ・本地区内にある町家等の歴史的な建物は、道路に面して連なる軒や道路に面して建つ壁面により、通りとして連続したまちなみを形成しています。
- ・これらの外観は、時代背景や店舗の種類によりさまざまな意匠を有していますが、全体として、土や漆喰の塗壁または板張り等の自然素材による外壁と、前面道路に面して設けられる腰窓や虫籠窓、掃出し窓等が一体となって、魅力あるファサードの表情を創りだしており、通り全体としての風情あるまちなみを形成しています。
- ・また、近代の増改築等によるモダンな意匠を施した建物は、風格のある外観を形成しています。
- ・これらと調和するよう、外壁の仕上げや開口部の意匠に配慮し、建物全体として和のしつらえと調和した落ち着いたものとしします。
- ・なお、1階土間を駐車スペースとする場合には、閉塞感を軽減するため、引き戸又は建物の外壁と調和したデザインのシャッターとする等、通りごとのまちなみと調和したものとしします。
 (⇒「色彩」PⅡ-45の基準を参照)
 (⇒「ベランダ」PⅡ-47の基準を参照)



和のしつらえを醸し出す外観



重厚感のある近代建築の外観

【出入口や窓等の開口部を設ける】

- ・建物の開口部も通りの表情を生み出す重要な要素であることに留意し、前面道路に面して窓や出入口を設けることにより、通りから壁のみが目立つことのないよう建物全体としての外観に配慮することとしします。

修繕

- ・本地区における修繕対象には、武家屋敷や町家等の伝統的な建築様式の建物や近代建築があり、それぞれ時代や用途により外観の特徴が異なります。そのため、1つの統一した様式があるものではないことから、個々の現状の外観を基本に修繕を行うこととします。
- ・なお、物件の状況に応じて増改築の影響等を加味しながら、建物本来の持つ良好な外観に修繕するものとし、個々の状況により、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。

修景

- ・公共空間から見える位置の開口部は、格子戸や引違窓、掃出し窓や面格子等、和のしつらえと調和するものとし、

▼形態・意匠

【出入口】



建具店のデザイン見本より参照



LIXIL より参照

【窓・面格子】



LIXIL より参照

【事例】



引き戸の玄関と格子窓



土間の駐車利用と引き戸



土間の駐車利用と格子戸

項目3	形態意匠（外観）	対象	建築物
景観形成 基準	□低層を中心とした通りごとの連続性に配慮し、やむを得ず中層となる場合には、圧迫感の軽減に配慮した形態意匠とすること。		

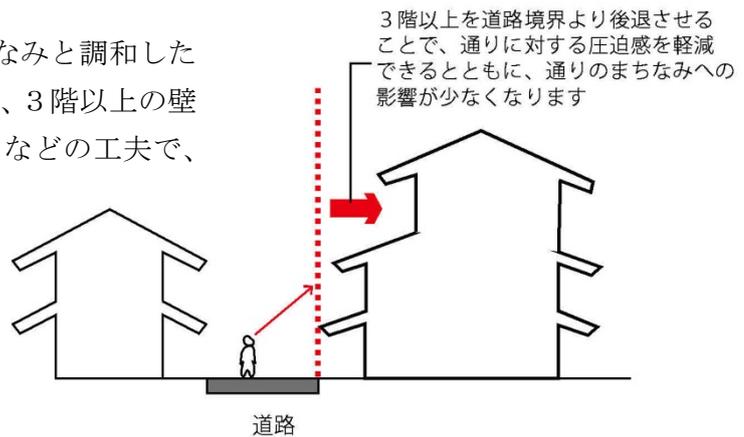
解説

【圧迫感の軽減に配慮】

- ・低層のまちなみである通りの景観との調和には、やむを得ず中層となる場合、上層部のみを後退させるなど、建物の配置や形態における配慮や工夫を行い、通りのまちなみとの調和を図ることとします。

(例) 2階建てがつくりだすまちなみと調和した

中層の建物を建てる場合には、3階以上の壁面を道路境界から後退させるなどの工夫で、歴史的な通りらしさを醸しだす低層のまちなみへの影響が最小限となり、通りからの人の目線において、圧迫感を軽減することもできます。

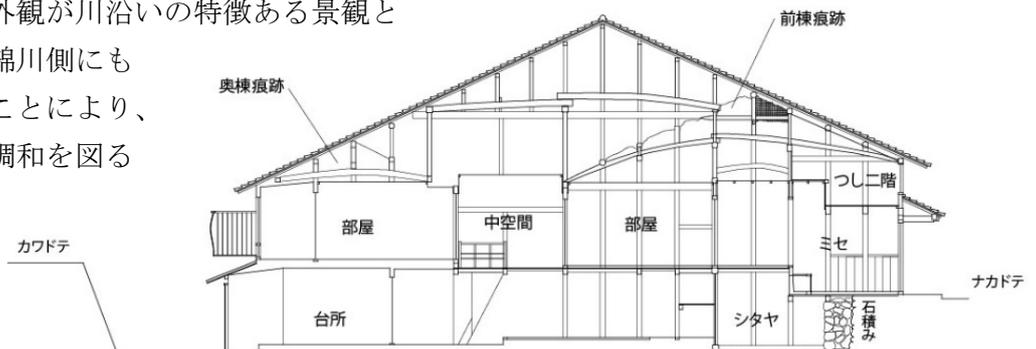


項目3	形態意匠（外観）	対象	建築物
景観形成 基準	□錦川沿い（土手町等）では、ナカドテと一体となった歴史的な建物群がつくりだすまちなみと調和する形態意匠とするとともに、錦帯橋や錦川からの眺めに配慮した形態意匠とすること。		

解説

【ナカドテと一体となった歴史的な建物群との調和】

- ・土手町等の錦川沿いは、ナカドテに懸作りで建つ歴史的な建物がまちなみを形成しています。ナカドテ側に間口が向き、通りに面して軒が連なるまちなみと調和した形態・意匠となるよう配慮が必要です。
- ・カワドテ側は錦川や錦帯橋を眺める開口部を有した建物の外観が川沿いの特徴ある景観となっており、錦川側にも窓等を設けることにより、まちなみとの調和を図ることとします。



項目 4	形態意匠（色彩）	対象	建築物
景観形成 基準	<p>□屋根の色は、和形いぶし日本瓦等と調和した黒色、濃い灰色（いぶし銀）等、建物の外壁色と調和したものとすること。</p> <p>□外壁等の色は、伝統的外壁材料の色目を基本に、通りの連続性を意識し、まちなみと調和した落ち着いたものとする。</p>		

解 説

【屋根の色】

- ・本地区では、城下町の町家やメインストリートとしての歴史を今に伝える風情を継承しているエリアです。
- ・屋根の色は、歴史的な建物の屋根に多く見られる和形いぶし日本瓦等と調和した黒色や濃い灰色の屋根とし、推奨色は次に示す範囲を参考とします。

▼推奨色

屋根材における推奨色を以下に示します。

黒色、濃い灰色（いぶし銀）

N5	N4	N3	N2
			

マンセル値：N2.0 ～ N5.0

色彩に示す数値は、マンセルカラーチャートによる標準色です。※印刷では実際の色とは異なることがあります。

【落ち着いた外壁の色彩】

- ・歴史的な建物の外壁にみられる素材や色を参考に、それらと調和する色の使用を行うこととします（黒は焼き板スギ以外での使用の際には部分的な利用にとどめることとします）。P II-46 に示す修景の素材や、自然素材を使用する場合は、問題ありません。
- ・また、歴史的な建物にみられるような伝統的な日本家屋の形態以外の建物では、外壁の色彩は単色利用に留め、建物全体として落ち着いたものとする。

修繕

- ・本地区における修繕対象の屋根には、和形いぶし日本瓦葺きを基本としますが、物件ごとの屋根の状況に応じて、既存の屋根に使用されているものと同じもの、又は類似する素材を使用することを基本とします。
- ・ただし、屋根の老朽化等の状況や素材の入手の容易さ等を考慮し、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。
- ・外壁の色彩は、PⅡ-43「形態意匠の修繕基準」とあわせ、外壁材とともに判断することとします。

修景

- ・かつて町家や武家地であった歴史・文化を醸し出す外壁や屋根の素材、色彩を基本に、以下に示す範囲での整備を行うこととします。

▼外壁の素材

土壁	漆喰壁	珪藻土壁	板張り
			
自然色 (茶色(土色))	自然色 (白色)	自然色 (白色、薄い茶色(土色))	自然色 (木素材色、焼き板スギの黒や板張りの茶色)

サイディング	砂壁状吹き付け
・土壁、しっくい壁、板張りに近い仕上がりとする	リシン吹付 スタッコ吹付 (和風仕上げ)
白色・灰色・薄い茶色(土色)	

▼主な屋根材

和形いぶし日本瓦	
本葺き (平瓦+丸瓦)	棧瓦(J形等)
	
黒、濃い灰色(いぶし銀)	

項目5	ベランダ	対象	建築物
景観形成 基準	□前面道路に面して設置しないこと。		

解 説

【前面道路とベランダ】

- ・本地区は、まちを訪れた人々が多く歩く地区であることから、家々のオモテの顔が面する場所でもあります。
- ・そのため、ベランダの設置は、前面道路側には設けないこととします。
- ・なお、角地等で2面以上の道路に面する敷地の場合、建物の外壁と一体となったデザイン等の工夫を行うなど、まちなみとの調和を図ることとします。



通り側がオモテの顔として
ベランダは見えないのが特徴

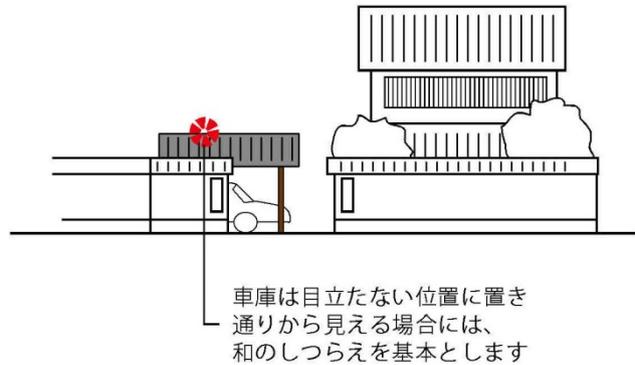
項目6	車庫等	対象	建築物
景観形成基準	<p>□車庫等は、建物との一体的な利用も含め、通りのまちなみの連続性を損ねないことに配慮した配置とすること。</p> <p>□道路に面して車庫等を設置する場合には、屋根の傾斜（勾配）を沿道側に向け、軒の連なりとの調和に配慮する等、通り景観の連続性を創出するための配慮を行うとともに、通りとしての連続性を生み出す形状及び色彩とすること。</p>		

解説

【まちなみの連続性を損ねない配置】

○大明小路や山手小路沿道

- ・車庫は目立たない位置に置き、通りから見える場合には、建物の外観と調和したデザインとします。
- ・敷地形状等により車庫の位置が前面道路に面して設けざるを得ない場合には、門・塀との連続性を阻害しないよう配慮・工夫を行うこととする。（⇒「門・塀等」PⅡ-52の基準を参照）



○岩国七町や土手町等の通り沿道（大明小路以外の通り）

- ・町家等の土間を利用し、インナーガレージを配置するなどにより、歴史的なまちなみの連続性を阻害しないことに配慮することとします。
- ・やむを得ず、敷地内に車庫を設ける場合には、車庫は目立たない位置に置き、通りから見える場合には建物の外観と調和したデザインとします。
- ・また、敷地条件等により、前面道路に面して車庫を設ける場合には、前面道路に面して屋根が傾斜することにより、軒が連なる形態・意匠及びゲートで閉じる等により、通りとしてのまちなみの連続性を維持するよう配慮・工夫を行うこととします。（⇒「門・塀等」PⅡ-52の基準を参照）

▼車庫のイメージ



修景（平入り）

- ・前面道路に面して車庫を設ける場合には、前面道路に向かって傾斜する平入りで、むくりやそりのないものとし、道路に面して軒の連なりがでることにより、まちなみの連続性が維持されるものとします。
- ・前面道路に面する車庫の意匠は、通りのまちなみと調和したデザインとします。

項目7	室外機、建築設備機器等	対象	建築物
景観形成基準	□室外機等は、道路から見えない場所に設置するか、視線を和らげるため周囲と同系色とする。又は、木製格子等の目隠しを施すものとする。		

解説

【配置や色による配慮】

- ・ 室外機等の設備類は、本来、多くの人の目に触れる必要のないものであり、通りから見えない場所に設置することを基本とします。
- ・ 敷地条件や建物の状況等により、やむを得ず公共空間から見える範囲に設置しなければならない場合には、目隠しを行うか、建物の外観と同系色での処理を行う等、目立たないような配慮及び工夫を行うこととします。

修景

- ・ 公共空間から容易に見える場所に設置する室外機等の設備機器に対して、木製格子等室外機が設置される建物の外観と調和した材料を用いて目隠しを施すか、設置される外壁と同系色の着色等を施すことにより、まちなみと調和を図ることとします。



室外機の目隠し実施例

項目7	室外機、建築設備機器等	対象	建築物
景観形成基準	□日よけテント、オーニング等は、周辺のまちなみとの調和に配慮した形態、意匠、色彩とすること。		

解説

【まちなみとの調和】

- ・ 日よけテントやオーニング等は、商業地において賑わいを感じさせたり、アクセントとなる場合もありますが、そのデザインや色彩が奇抜なものの場合には、通りとしての印象を壊す場合もあります。
- ・ 町家や武家屋敷地等の歴史的なまちなみの印象を阻害しないことに配慮した形態、意匠、色彩とし、奇抜な印象につながりやすい高彩度のものの使用は避け、落ち着いた色彩のものを使用することとします。

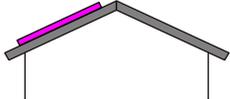
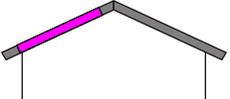
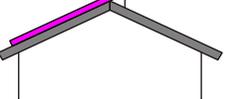
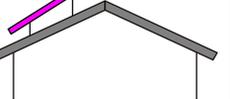
項目7	室外機、建築設備機器等	対象	建築物
景観形成基準	□太陽光パネル、太陽熱温水器は、屋根と違和感のないものとする。ただし、錦川沿い（岩国1丁目・2丁目）の建築物の川に面した部分には設置しないこと。		

解説

【屋根瓦と違和感のないよう配慮】

- ・岩国城下町としての歴史・文化を継承した景観形成を図る上で、太陽光パネルや太陽熱温水器の設備類が目立つことは、本来ある魅力あるまちなみを阻害することにつながります。
- ・屋根面と一体となったものや、通りから容易に見えない位置に配置するなど、設備のデザインや配置において配慮や工夫を行うこととします。

▼太陽光パネル、太陽熱温水器の設置位置の適用例

屋根密着型 	屋根材一体型 	独立設置型 	立設置型 
			

▼太陽光パネル（発電モジュール）の色彩（例）

パネル面の色	黒とする		
		○	×
パネル面の光沢	キラツキ感がないもの		
セルの目地	目立たないもの		
		○	×
フレーム	黒とする		

【錦川に向けた設置はしない】

- ・錦帯橋を中心とした区域は名勝に指定され、自然と人の営みがつくりだす美しく広がりのある風景が広がっています。
- ・錦川に面する屋根には、太陽光パネルや太陽温水器等の設備類の設置は禁止します。

項目 8	緑 化	対象	建築物
景観形成 基準	□前面道路に面して植栽を行う場合には、門・塀等による通り景観の連続性との調和に配慮すること。		

解 説

【門・塀等による通り景観の連続性】

- ・前面道路に面して門や塀を設けず、生垣を設ける場合には、通りにおける門・塀等が連なるまちなみ景観を分断しないよう、配置や植栽密度に配慮した設置を行うこととします。
- ・敷地の前面に空地が生じる場合には、できる限り樹木等による植栽を施し、門・塀や建物と一体となった緑による通り景観の連続性の創出に努める。

項目 8	緑 化	対象	工作物等
景観形成 基準	□周囲のまちなみとの調和に配慮した緑化を図ること。		

解 説

【周囲のまちなみとの調和に配慮した緑化】

- ・工作物と一体として利用される土地（行為地）が生じる場合には、工作物が周囲から目立たないように、行為地内における緑化（植栽や生垣等）による調和に向けた配慮を行うこととします。

項目 9	門・塀等（建築物に付属するものを含む）	対象	工作物等
景観形成 基準	<p>□前面道路から建物が後退する場合には、敷き際に塀・門等を設置し、通り景観の連続性を維持・創出すること。</p> <p>□門・塀等は、地区の歴史的な建物と調和した風合いを有するものとする。</p>		

解 説

【通り景観の連続性を維持・創出】

○大明小路や山手小路沿道

- ・通りに面して門・塀等が連なることにより醸し出されている武家地の風情を維持するため、敷き際に塀・門等を設置することとします。
- ・敷地条件により、前面道路に面して車庫等を配置せざるを得ない場合には、ゲート等を設置することにより、門・塀が連なるまちなみとの調和をはかることとします。

○錦見七町や土手町等の通り沿道（大明小路以外の通り）

- ・敷地条件等により、建物が前面道路から後退せざるを得ない場合には、通りとしてのまちなみが閑散とした印象とならないよう、門・塀、車庫のゲート等の設置や緑の配置等による敷き際の工夫により、通りの連続性を創出することとします。

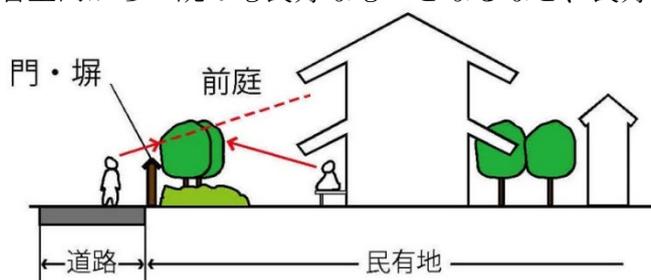
【歴史的な建物と調和した風合い】

- ・岩国地区における武家屋敷地では、小壁付き和風板塀や板塀、土壁や白壁等の塀と、薬医門や棟門等の構成となっており、これらと調和した形態意匠の門・塀となるよう配慮・工夫することとし、透視性の高いフェンスのみの設置は避けることとします。
- ・また、植栽等により門・塀等と調和を図る場合には、生け垣や、透視性の高いフェンスと植栽の組み合わせ等により、通りとしての連続性を創出することとします。
- ・塀や生け垣等の高さ（フェンスと植栽の組み合わせの場合には全体としての高さ）は、通りを歩く人が容易に覗きこむことができない高さ（目安として1.2m程度）を超える高さを推奨します。



武家屋敷地の門・塀

(例) 道路境界に門・塀を設けることでオモテである道路を通る人の目線から、敷地内や住居内の様子をさえぎることができます。また、門・塀から建物までの間を前庭として整備するなどにより、居室内からの眺めも良好なものとなるなど、良好な住環境の形成につながります



修繕

- ・本地区にある修繕対象として、既存の白壁や板塀、土塀等の塀や、薬医門や棟門等の門は、できる限り現状の外観を基本に修繕を行うこととします。
- ・ただし、それぞれの建造物の状況により、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。

修景

- ・岩国地区の武家屋敷で見られる門・塀と同等のものを設置することとします。
- ・塀は、白壁や白壁風の塀、板塀、小壁付きの和風板塀、土塀、土塀風の塀等とします。

▼塀の形態・意匠



小壁付き和風板塀



板塀



土塀や土塀風の塀



白壁や白壁風の壁

▼透視性の低い塀（既製品例）



（参照：三協アルミ）

- ・門は、薬医門、棟門及びこれらの形態意匠と調和した、格子や木、瓦を活用した和風のデザインのを基本とし、まちなみと違和感が創出しない限り、既製品や耐久性のあるアルミ製を使用することも可能とします。
- ・敷地条件により前面道路に面して車庫等を配置する場合には、敷き際を閉じるためのゲートとして、跳ね上げ式ゲートや外構と一体となったスライドゲート等を設置することとします。

▼薬医門や棟門等の門構えの例



岩国地区に見られる薬医門



既製品の棟門（LIXIL より参照）

▼道路境界を閉じる車庫前のゲート（例）



間口が狭くても閉じることのできる、跳ね上げ式ゲート
（参照：LIXIL）



外構と一体となったスライド式ゲート
（参照：三協アルミ）

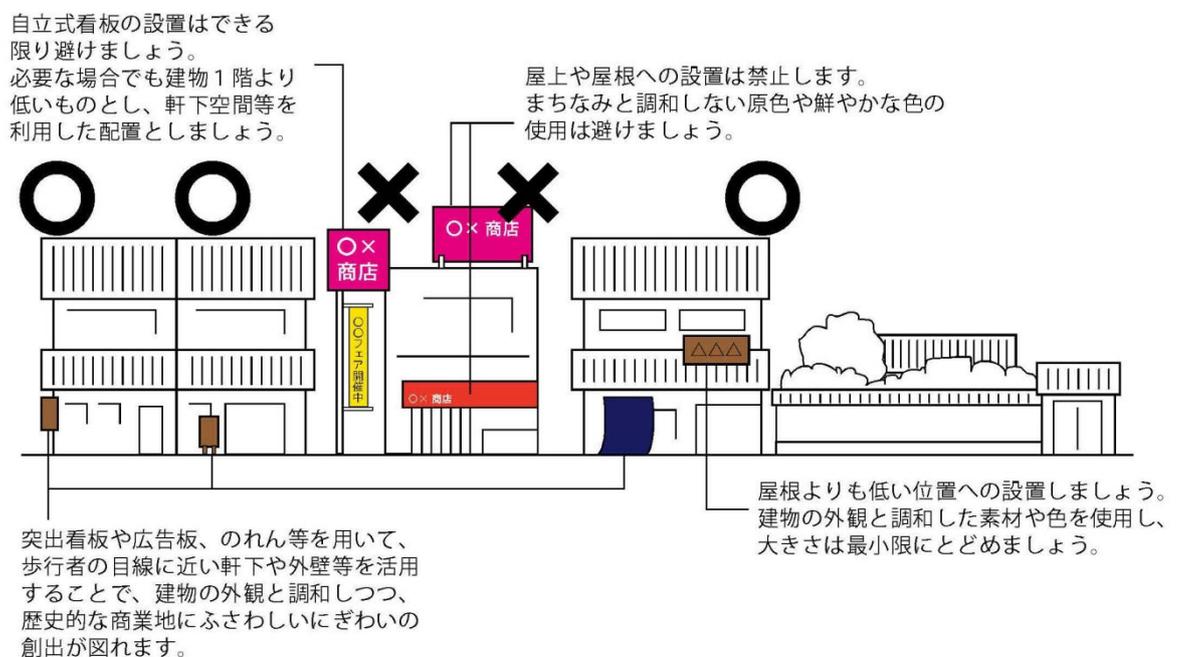
項目10	看板等	対象	工作物等
景観形成基準	<p>□自立式看板を設置する場合には、周辺のまちなみとの調和に配慮した高さ、形態、意匠とすること。</p> <p>□壁面看板を設置する場合は、周辺のまちなみとの調和及び建物本体との調和に配慮した設置箇所、形態、意匠とすること。</p> <p>□屋上及び屋根面には設置しないこと。</p> <p>□のぼり旗や立看板等の掲示物については、周辺のまちなみに配慮したものとすること。</p> <p>□電飾看板は、使用しないこと。</p>		

解説

【まちなみとの調和】

- ・本地区の風格と統一感のある商業地としての賑わいある景観には、看板もひとつの要素であり、通りとしてのまちなみと調和するよう、その掲出する配置や規模、デザイン等において配慮が必要です。
- ・本地区では、通りを歩く人の視線を意識した屋外広告物の設置を基本とし、中低層のまちなみを活かすため、屋根よりも高い位置での設置は避け、1～2階レベルにおいて、建物の外観と調和したのれんや看板の設置を行うこととします。
- ・また、1つの建物に数多くの看板を掲示することは避け、最小限の数としたり、掲出場所を集約したりすることにより効率的なPRを行うなど、看板が建物の外観以上に目立つことのないよう、掲出位置やデザインにおいて配慮や工夫を行うこととします。

▼通りごとの看板の設置（例）



修景

- ・壁面看板や突出看板、のれん等の建物に付随する看板は、歴史的な建物の外観との調和や建物全体との調和に配慮した素材やデザインとし、掲出数を最小限とすることとします。

項目11	舗装等	対象	工作物等
景観形成基準	□建築物の壁面後退により生じる土地のうち、通りから容易に見える部分の舗装は、周辺のまちなみと調和し、落ち着いたあるしつらえとすること。		

解説

【通りから容易に見える部分】

- ・道路から建物等が後退することにより生まれる用地のうち、前面道路から目にすることができる玄関までのアプローチや駐車スペース等、舗装を必要とする部分をさします。

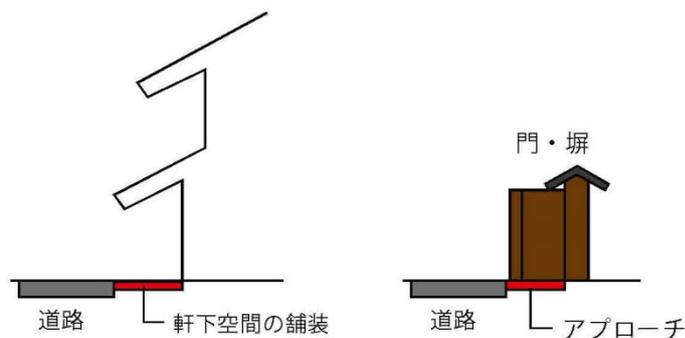
【落ち着いたあるしつらえ】

- ・玄関アプローチや駐車スペース等は、その舗装の種類により、建物や門・塀等で形成するまちなみとは異なる洋風な印象を与えたり、簡素なイメージとなる場合があります。
- ・舗装が必要な場合には、和のしつらえやモダンさと調和する舗装として、石張りや洗い出し舗装、脱色アスファルト舗装等とし、色は石や土等の自然素材と調和したものとすることを推奨します。

修景

- ・前面道路に面して軒が連なる場合の軒下や、門・塀等が連なる場合の門前空間等では、石張りや洗い出し等の歴史的な建物や門・塀等と調和した舗装とします。

▼舗装の対象



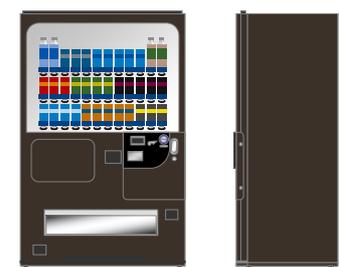
項目 1 2	自動販売機	対象	工作物等
景観形成 基準	□自動販売機については、周辺のまちなみに配慮した色とすること。		

解 説

【色による配慮】

- ・自動販売機等は、設備そのものが広告的な役割もあり、企業カラー等による派手な色彩のものが多くなるため、色彩についてはまちなみとの調和が必要です。
- ・道路沿いに自動販売機等を設置する場合には、まちなみとの調和に配慮した色として、以下の色彩を推奨します。

▼推奨色



茶系色とした自動販売機

項目 1 3	擁 壁	対象	工作物等
景観形成 基準	□擁壁の規模・形態は圧迫感を与えないものとなるよう配慮し、周辺のまちなみと調和するように配慮すること。		

解 説

- ・既存の石積み等はできる限り修繕します。
- ・大規模な地形改変は避けるとともに、圧迫感を与えないよう擁壁の高さや延長は最小限となるよう努力します。
- ・新たに擁壁を設置する場合には、石積みを標準とし、コンクリートやブロックによる場合は、塀等との調和に配慮した和風のしつらえとします。



地区内に見られる石積みの擁壁

項目 1 4	鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等	対象	工作物等
景観形成 基準	<input type="checkbox"/> 鉄塔等の設置は避けること。 <input type="checkbox"/> 電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等は、周辺に調和したものとする。		

解 説

- ・本地区は市街地ですが、城山や錦帯橋、錦川等から眺望されるエリアであり、地区内への鉄塔等の設置は避けることとします。
- ・岩国地区は、横山地区とともに岩国城下町として形成された一体的な地区であり、また多くの来訪者が訪れるまちでもあり、道路に附帯する街灯等の仕様については、城下町として統一感のある景観整備を行うこととします。
- ・電柱や街路灯、カーブミラー等は、自然やまちなみと調和する色として、最も目立ちにくい茶系色とし、以下の推奨色を基本とします。

▼推奨色



項目 1 5	仮 設 物	対象	工作物等
景観形成 基準	<input type="checkbox"/> 仮囲い等の仮設の工作物等は、周辺のまちなみとの調和に配慮すること。		

解 説

- ・本地区は、歴史的風情が残った落ち着いた住宅地であるとともに、多くの人が訪れる賑わいのある商業地です。
- ・そのため、工事中の仮囲い等においても、周辺のまちなみとの調和に配慮した落ち着いた色やデザインとし、設置中の適切な維持・管理を行うこととします。

項目 1 6	開発行為（住宅開発等）	対象	開発行為
景観形成基準	□開発後の状態が周辺のまちなみと不調和とならないこと。また、城下町由来の町割の継承を阻害しない形状とすること。		

解 説

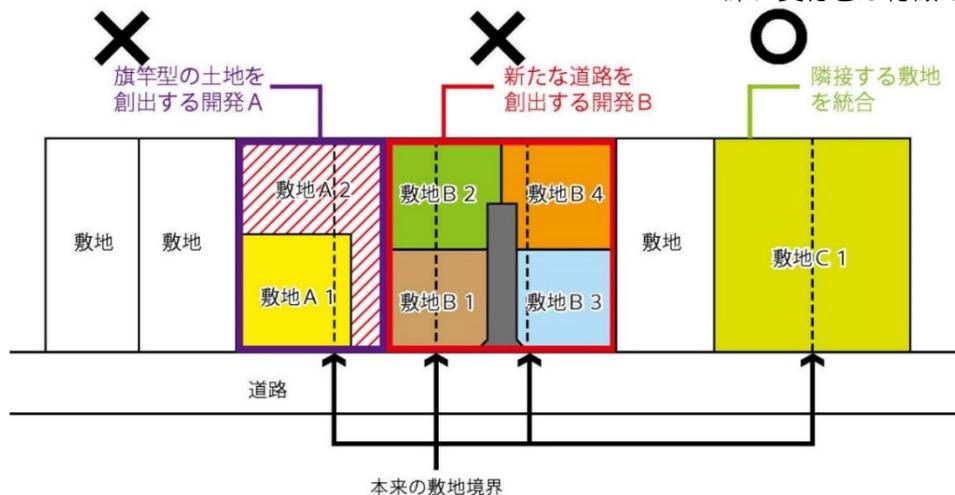
- ・本地区は、歴史的な通りに対して、一定の間口と深い奥行きを特徴とした敷地割が基本となって、通り沿道に建物の軒が連続するまちなみが形成されています。
- ・これは、本地区のまちなみが敷地形状に大きく影響を受けて、形づくられているものであり、この地区固有の文化を継承するものです。
- ・そのため、一定の間口が道路に面して連続する敷地特性を失わせる旗竿型による土地の創出は、本来のまちなみを著しく変化させるものであり、周辺のまちなみと不調和なものとなることから、住宅開発の際の旗竿型の土地の形状を創出することは禁止します。
- ・また、通りに面して敷地を前後に分割するために歴史的な通りに面して垂直に道路を設ける住宅開発（行き止まり道路や位置指定道路による住宅開発）についても、同様に禁止します。



一定の間口が隣接する敷地形状を感じさせるまちなみ



深い奥行きが特徴の敷地と町家



項目 1 6	開発行為（住宅開発等）	対象	開発行為
景観形成基準	□樹木の伐採は、必要最小限とすること。 □住宅宅地開発の場合、建築物の敷地面積の最低限度は 150 m ² とする。ただし、延長敷地及び法面を除いた有効宅地を対象とする。 □造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめること。		

解 説

- ・造成前後のまちなみの変化が最小限となるような計画をたてることに留意し、樹木の伐採は最小限としたり、可能な限り地形改変を行わないよう配慮することとします。
- ・なお、造成に伴い擁壁や法面等ができる場合には、必要最小限な規模かつ周囲のまちなみに与える影響を最小限となるよう配慮したものとします。

項目 17	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	対象	その他
景観形成基準	<input type="checkbox"/> 行為後の状態が周辺のまちなみと不調和とならないこと。 <input type="checkbox"/> 長大な法面を生じないように配慮し、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 <input type="checkbox"/> 行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により景観の復元を図ること。		

解 説

- ・行為地の周辺に植栽を行い、行為地を道路等の公共の場所から見えないようにし、土地の形質の変更後は、地域に生育する樹木の植栽によって景観の復元に努めることとします。
- ・高さ 1.5m を越える法面を生じないように計画し、法面は緑化に努め、法面に複数種の樹木、草本を組み合わせた植栽を設けるようにします。
- ・行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により景観の復元に努めることとします。

項目 18	木竹の植栽又は伐採	対象	その他
景観形成基準	<input type="checkbox"/> 植栽は、地域に生育する樹木を中心とした植樹により周辺の景観との調和を図ること。 <input type="checkbox"/> 伐採後は、地域に生育する樹木による緑化等により景観の復元を図ること。		

解 説

- ・本地区は、城山や椎尾神社の森の緑を背景とした地区であり、敷地内における樹木もまちなみをつくりだす重要な要素のひとつとなっています。
- ・そのため、現在、庭木として利用されている樹木を保全し、伐採後の復元や樹木の植樹を推進します。

▼庭木として利用される樹種（例）

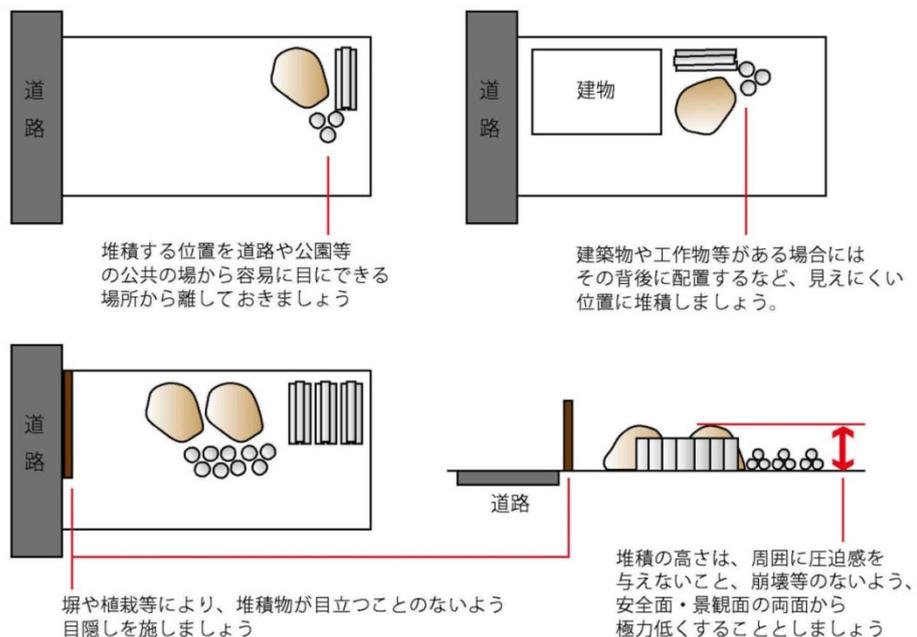
形 態	区 分		主 な 樹 種
独立木	針葉樹		クロマツ、アカマツ等
庭木 (高木)	広葉樹	常緑樹	クスノキ、シイ（スダジイ、ツブラジイ）、アラカシ、シラカシ等
		落葉樹	ケヤキ、エノキ、ムクノキ等
庭木 (中木)	針葉樹		カイヅカイブキ、イヌマキ、コウヤマキ、ゴヨウマツ等
	広葉樹	常緑樹	クロガネモチ、ウバメガシ、ヤブツバキ、ヤマモモ、キンモクセイ、マテバシイ、マサキ等
庭木 (低木)	針葉樹		イチイ、コノテガシワ等
	広葉樹	常緑樹	サザンカ、アオキ、カナメモチ、イヌツゲ、ネズミモチ等
		落葉樹	ツツジ（サツキ、ドウダンツツジ）等

項目 19	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	対象	その他
景観形成基準	<p>□堆積等の面積は、必要最小限にとどめ、高さを極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。</p> <p>□道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等の植栽を施し、周辺のまちなみとの調和に配慮すること。</p>		

解説

- 道路に近い場所での高い堆積物は、安全面及び地域の住環境の面から、問題があり、道路から目立たないように敷地奥への配置や、建築物や工作物の背後への配置、又は、塀や生け垣等で目隠しを施す等、地域の住環境への影響を最小限にすることとします。

▼堆積例

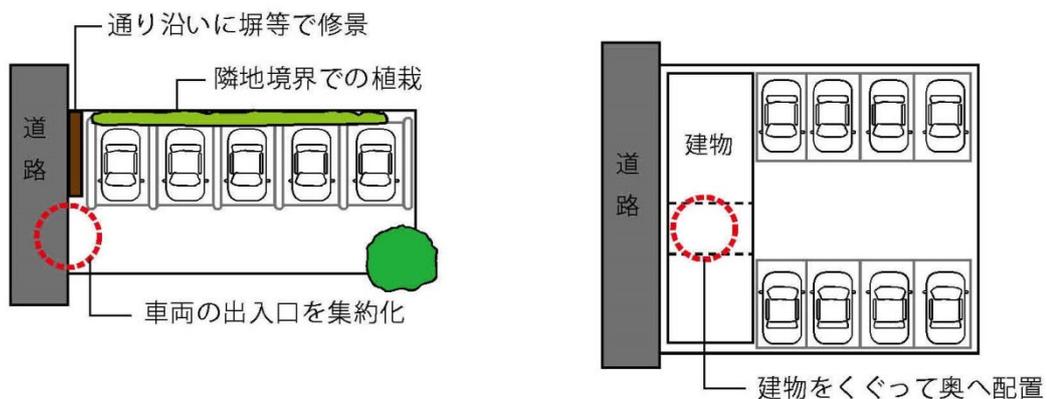


項目 20	駐車場	対象	その他
景観形成基準	<p>□駐車場として土地を利用する場合には、できる限り車両の出入り口を集約化し、周辺のまちなみに与える影響を最小限とし、敷き際は、塀等による遮へい又は生け垣等の植栽による目隠し等を行うことにより、周辺の景観との調和を図ること。なお、塀等を設ける場合には、その意匠は工作物の基準に準ずるものとする。</p>		

解説

- ・ 自家用車を移動手段として多く利用する現代の暮らしには、路外駐車場は地区住民だけでなく、地区を訪れる人にとっても必要な機能ですが、建物や塀が建ち並ぶ通りの景観においては、どうしても閑散とした印象を与えてしまいます。
- ・ そのため、時間貸しや月極等の駐車場として整備する場合には、道路への車両の出入り等、通りを歩く歩行者の安全性を確保することに留意するとともに、通りごとのまちなみとの調和に配慮することが必要であり、通りからの出入口を集約化することとします。
- ・ また、駐車場の隣接地との境界等では、排気ガスや騒音等に関する周辺への配慮も含め、植栽等に努めることとします。

▼路外駐車場や敷地内駐車場での配慮（例）



項目 21	空き地	対象	その他
景観形成基準	<p>□空き地は、適切な維持・管理を行うこと。</p>		

解説

- ・ 建築物を滅失させた後に、土地を空き地としておく場合には、周辺のまちなみに与える影響が最小限となるように、適切な土地の維持・管理を行うこととします。

4 ゆとり住宅地区の景観形成基準と解説

項目 1	基本事項	対象	全ての行為
景観形成基準	□岩国城下町の武家地として形成された、緑ゆたかな風格ある住環境を形成することを目的に、和のしつらえによる落ち着いた佇まいのある佇まいを基本とする。		

解説

【城下町の武家地として形成された、緑ゆたかな風格ある住環境】

- ・本地区は、岩国城下町として形成された、武家屋敷地に由来するゆとりある住宅地です。
- ・また、岩国4丁目の一部にあたる地区は、岩国山へと続く山なみの麓に位置し、周辺には豊かな緑の風景が広がっています。
- ・本地区では、城下町の武家地に由来する歴史を継承しつつ、周辺の豊かな緑や錦川の水辺からの眺めとの調和を図るため、和のしつらえによる落ち着いた佇まいと、庭木の緑が創り出す低層を中心とした住宅地の景観を形成していくこととします。



椎尾神社の森を背景とした景観



庭木が豊かな低層住宅地

【和のしつらえによる落ち着いた佇まい】

- ・本地区における「和のしつらえ」とは、岩国地区に多く残る伝統的な建築様式を有する修繕対象物等の外観に代表されるしつらえであり、これらと調和する配慮や工夫を行うこととします。

<和のしつらえ>

- 屋根：瓦はいぶし銀の和形日本瓦で、切妻、入母屋、寄棟等の構造で道路に対して傾斜し、1階には前面道路に面して軒庇を有する形態。
- 前面道路に面して設けられる開口部：腰窓、虫籠窓、掃出し窓で、建具の様式は、格子戸や引き戸、引違いの戸や窓、固定窓。
- 壁面の仕上げ：漆喰壁、土壁、板張り（焼き杉含む）、砂壁状吹付等で、色は漆喰や土、木材、砂の素材色、それらに類する白色、薄い茶色、薄い灰色。
- 門：薬医門や棟門等の和風の門構え。
- 塀：白壁、土塀、小壁付き和風の塀、板塀等。

<モダン>

- 地区内に残る近代建築の形態・意匠を残す建物の外観
(洋館や石造風の外観、素材でのしつらえ)

項目2	配置	対象	建築物・工作物
景観形成基準	□バス通り沿道は、道路に面して門・塀等が連なる配置とし、通りのまちなみとの調和を図ること。		

解説

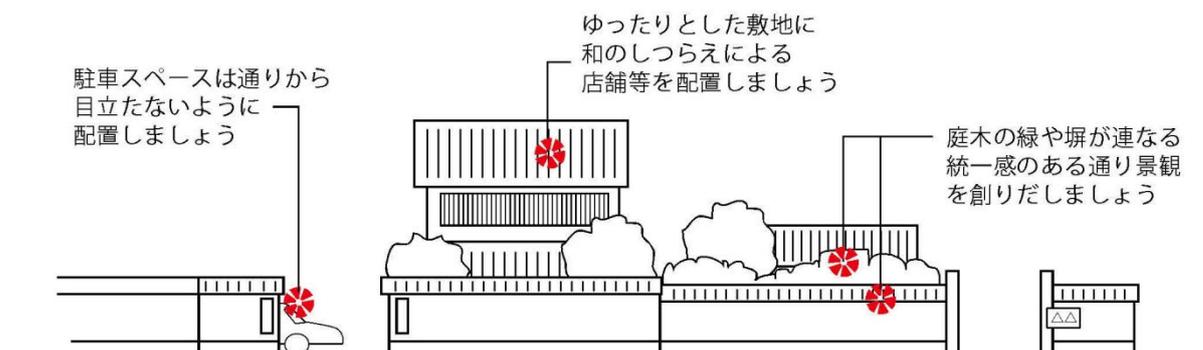
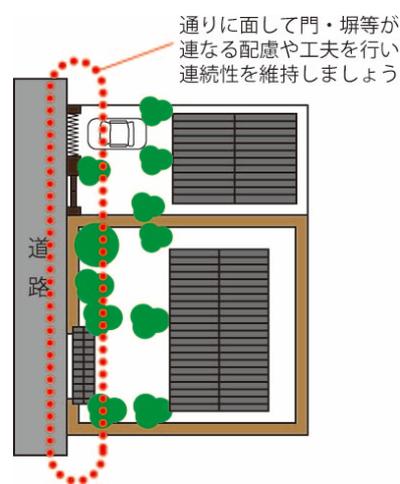
【道路に面して門・塀等が連なる配置】

- ・それぞれの通り景観を印象づけるものとして、通りに面した部分の使い方が重要です。
- ・本地区は、緑豊かなゆとりある住宅地の景観を形成しています。これは、建物が後退し道路に面して門・塀、緑等が連なることにより形成されていることから、これらの連続性を感じさせる配慮を行うことで、通りの特徴を継承した景観を形成するよう、配慮や工夫が必要です。

【通りのまちなみとの調和】

- ・前面道路に面して、かつての武家地を印象づける門・塀や緑等を配置し、建物は後退することを基本とし、統一感のある通り景観の形成に向けた配慮や工夫を行うこととします。
(⇒「門・塀」の形態・意匠等はP II-74の基準を参照)

- ・敷地条件等により敷地に門・塀等の配置が困難な場合には、通りとしての連続性を喪失させないように、建物の位置や緑等での工夫により敷地の見え方において配慮を行うこととします。



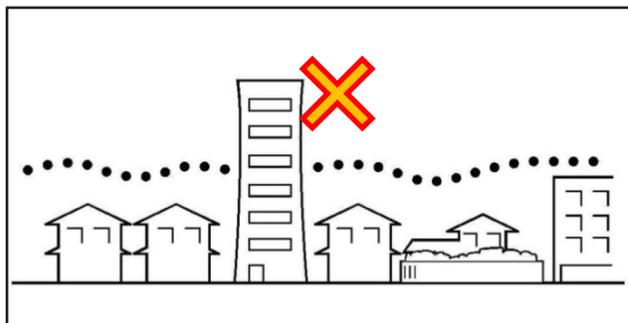
項目3	形態意匠（形態及び高さ）	対象	建築物
景観形成 基準	□歴史的な建物等からなる通りとしての連続したまちなみを阻害せず、地区の歴史的な建物と調和した形態及び高さを基本とし、やむを得ず中層となる場合には、地区のまちなみと調和した10～12m程度とすること。ただし、地区の歴史的な建物と調和した傾斜屋根とする場合には、15mを限度とすることができる。		

解 説

【歴史的な建物等からなる通りとしての連続したまちなみと高さ】

- ・本地区は、2～3階建ての低層の家屋が多く、通りとして建物の高さがそろっているのが特徴です。低層が建ち並ぶことにより通りのまちなみが形成されていることに留意した高さとなるよう配慮や工夫を行うこととします。
- ・やむを得ず中層となる場合には、上層階のみを後退させるなど、建物の配置や形態における配慮や工夫を行い、通りのまちなみとの調和を図ることとします。

(例) 周囲より突出した規模の建築物が立地すると、まちなみ全体への影響を与えるとともに、日照や通風等も含めた住環境にも影響が大きくなります。



項目3	形態意匠（形態及び高さ）	対象	工作物
景観形成 基準	□岩国城下町の武家地として継承されてきた低層を中心としたまちなみと調和した形態及び高さとし、地区のまちなみと調和する12m程度を限度とすること。		

解 説

【歴史的な建物と調和した形態及び高さ】

- ・岩国地区は、全体として2階建てが大部分を占めています。
- ・工作物については、歴史的な建物等からなる通りとしてのまちなみを阻害しないよう、歴史的な建物等と調和するよう形態及び高さの配慮し、最高でも12m程度を限度とします。

項目3	形態意匠（屋根）	対象	建築物
景観形成基準	<p>□屋根は、傾斜屋根等、周辺のまちなみと調和したものとし、建物全体としてまとまりある意匠とすること。</p> <p>□バス通り沿道では、屋根は傾斜（勾配）を沿道側に向け、まちなみの連続性に配慮すること。</p>		

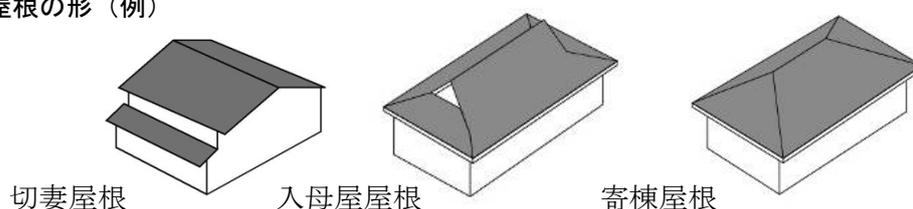
解説

【切妻、入母屋、寄棟等の傾斜屋根】

- ・本地区では、かつての武家地という歴史・文化を有しており、その屋根は、切妻や入母屋、寄棟等により、風情あるまちなみが形成されていることから、屋根はこれらと調和したものとし、ます。なお、その勾配は、極端に勾配が緩いものや極端に勾配がきついものは避け、地区内の建物と調和したものとなるよう配慮することとします。

（⇒「色彩」はPⅡ-68の基準を参照）

▼伝統的な屋根の形（例）

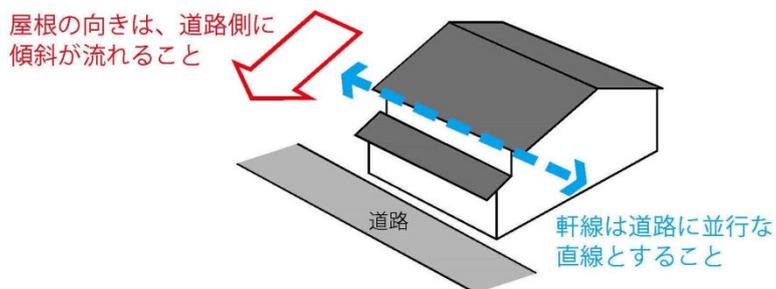


【屋根によるまちなみの連続性】

- ・バス通り沿道では、隣接する沿道にぎわい地区と一体的な通り景観の形成を図るため、前面道路に対して傾斜する屋根をかけることで、通りのまちなみとの調和を図ることを基本とします。



武家地としての面影を残す住宅の外観



修繕

- ・本地区における修繕対象では、既存の屋根の構造を維持することを基本とします。
- ・ただし、建物の老朽化等の状況により、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。

修景

- ・かつての武家屋敷や町家等と調和した伝統的な日本家屋の屋根の形態として、切妻、入母屋、寄棟等の傾斜屋根とします（バス通り沿道については、前面道路に向けて傾斜することとします）。
- ・勾配は、道路側に対して、目安として10分の3.5～5.5とします（ただし、寺院等、固有の形態を有する場合はこの限りではありません）。

項目3	形態意匠（外壁等）	対象	建築物
景観形成 基準	□外壁・開口部・軒・庇・敷地境界から壁面までのしつらえ等からなる外観は、錦川や城山からの見え方に留意し、周辺のまちなみと調和した落ち着いた意匠とすること。		

解説

【周辺のまちなみと調和した】

- ・本地区は、かつて武家屋敷地であった歴史を継承した緑豊かな落ち着いた住宅地のまちなみが形成されています。
 - ・地区内には、武家屋敷等に由来する歴史的な建物も残っており、これらの外観は、漆喰や板張り等の自然素材が外壁材に使用されたものが多く、格子戸の玄関や引き違い窓、固定窓が設けられ、全体として落ち着いた外観となっています。
 - ・これらと調和するよう、外壁の仕上げや開口部の意匠に配慮し、建物全体として和のしつらえと調和した落ち着いた意匠のあるものとします。
- (⇒「色彩」PⅡ-68の基準を参照)

修繕

- ・本地区における修繕対象には、武家屋敷や町家等の伝統的な建築様式の建物や近代建築があり、それぞれ時代や用途により外観の特徴が異なっています。そのため、1つの統一した様式があるものではないことから、個々の現状の外観を基本に修繕を行うこととします。
- ・なお、物件の状況に応じて増改築の影響等を加味しながら、建物本来の持つ良好な外観に修繕するものとし、個々の状況により、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。

修景

- ・公共空間から見える位置の開口部は、格子戸や引違窓、掃出し窓や面格子等、和のしつらえと調和するものとします。

▼形態・意匠

【出入口】



建具店のデザイン見本より参照



LIXIL より参照

【窓・面格子】



LIXIL より参照

項目3	形態意匠（外観）	対象	建築物
景観形成 基準	□周辺の低層の住宅地との調和に配慮し、やむを得ず中層となる場合には、通りへの圧迫感を軽減する形態意匠とすること。		

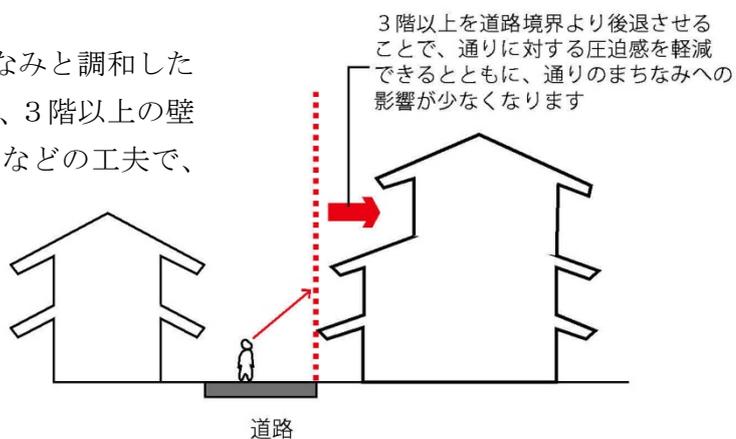
解 説

【圧迫感の軽減に配慮】

- ・本地区は、武家屋敷等の歴史的な建物が残るとともに、岩国山から続く山なみの麓や錦川沿いに位置する緑豊かなゆとりある低層の住宅地です
- ・低層のまちなみである通りの景観との調和には、やむを得ず中層となる場合、上層部のみを後退させるなど、建物の配置や形態における配慮や工夫を行い、低層の緑豊かな住宅地のまちなみとの調和を図ることとします。

(例) 2階建てがつくりだすまちなみと調和した

中層の建物を建てる場合には、3階以上の壁面を道路境界から後退させるなどの工夫で、歴史的な通りらしさを醸し出す低層のまちなみへの影響が最小限となり、通りからの人の目線において、圧迫感を軽減することもできます。



項目 4	形態意匠（色彩）	対象	建築物
景観形成 基準	<p>□屋根の色は、和形いぶし日本瓦等と調和した黒色、濃い灰色（いぶし銀）、又は、濃い茶色等、周辺の低層の住宅地と調和したものとすること。</p> <p>□外壁等の色は、低層を中心としたまちなみと調和した落ち着いたものとする。</p>		

解 説

【屋根の色】

- ・本地区は、城下町としてのまとまりと落ち着いたある屋根なみを形成することとします。
- ・屋根の色は、歴史的な建物の屋根に多く見られる和形いぶし日本瓦等と調和した黒色や濃い灰色、または濃い茶色の屋根とし、推奨色は次に示す範囲を参考とします。

▼推奨色

屋根材における推奨色を以下に示します。

黒色、濃い灰色（いぶし銀）

N5	N4	N3	N2
			

マンセル値：N2.0 ～ N5.0

色彩に示す数値は、マンセルカラーチャートによる標準色です。※印刷では実際の色とは異なることがあります。

【周辺のまちなみと調和した落ち着いたある外壁の色彩】

- ・岩国地区内にある歴史的な建物の外壁にみられる素材や色を参考に、それらと調和する色の使用を行うこととします（黒は焼き板スギ以外での使用の際には部分的な利用にとどめることとします）。PⅡ-69 に示す修景の素材や、自然素材を使用する場合は、問題ありません。
- ・また、歴史的な建物にみられるような伝統的な日本家屋の形態以外の建物では、外壁の色彩は単色利用に留め、建物全体として落ち着いたあるものとする。

修繕

- ・本地区における修繕対象の屋根には、和形いぶし日本瓦葺きを基本としますが、物件ごとの屋根の状況に応じて、既存の屋根に使用されているものと同じもの、又は類似する素材を使用することを基本とします。
- ・ただし、屋根の老朽化等の状況や素材の入手の容易さ等を考慮し、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。
- ・外壁の色彩は、PⅡ-66「形態意匠の修繕基準」とあわせ、外壁材とともに判断することとします。

修景

- ・かつて武家地であった歴史・文化を醸し出す外壁や屋根の素材、色彩を基本に、以下に示す範囲での整備を行うこととします。

▼外壁の素材

土壁	漆喰壁	珪藻土壁	板張り
			
自然色 (茶色(土色))	自然色 (白色)	自然色 (白色、薄い茶色(土色))	自然色 (木素材色、焼き板スギの黒や板張りの茶色)

サイディング	砂壁状吹き付け
・土壁、しっくい壁、板張りに近い仕上がりとする	リシン吹付 スタッコ吹付 (和風仕上げ)
白色・灰色・薄い茶色(土色)	

▼主な屋根材

和形いぶし日本瓦	
本葺き (平瓦+丸瓦)	棧瓦(J形等)
	
黒、濃い灰色(いぶし銀)	

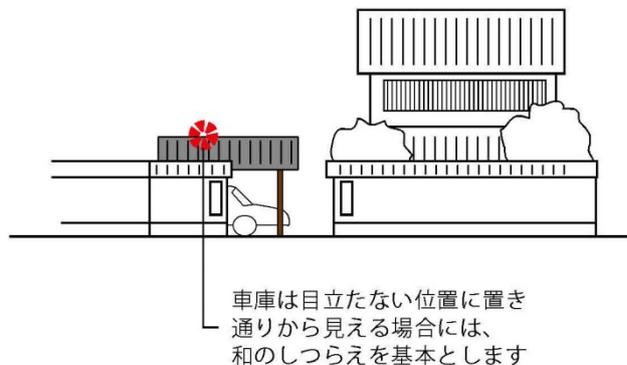
項目6	車庫等	対象	建築物
景観形成基準	□車庫等は、周辺の景観と調和したものとすること。		

解説

【周辺の景観と調和】

- ・車庫を設ける場合には、車庫は目立たない位置に置き、通りから見える場合には、建物の外観と調和したデザインとします。
- ・また、敷地形状等により車庫の位置が前面道路に面して設けざるを得ない場合には、門・塀との連続性を阻害しないよう配慮・工夫を行うこととします。

(⇒「門・塀等」PⅡ-74の基準を参照)



項目7	室外機、建築設備機器等	対象	建築物
景観形成基準	□室外機等は、道路から見えない場所に設置するか、視線を和らげるため周囲と同系色とする。又は、木製格子等の目隠しを施すものとする。		

解説

【配置や色による配慮】

- ・ 室外機等の設備類は、本来、多くの人の目に触れる必要のないものであり、通りから見えない場所に設置することを基本とします。
- ・ 敷地条件や建物の状況等により、やむを得ず公共空間から見える範囲に設置しなければならない場合には、目隠しを行うか、建物の外観と同系色での処理を行う等、目立たないような配慮及び工夫を行うこととします。

修景

- ・ 公共空間から容易に見える場所に設置する室外機等の設備機器に対して、木製格子等室外機が設置される建物の外観と調和した材料を用いて目隠しを施すか、設置される外壁と同系色の着色等を施すことにより、まちなみと調和を図ることとします。



室外機が目隠し実施例

項目7	室外機、建築設備機器等	対象	建築物
景観形成基準	□日よけテント、オーニング等は、周辺のまちなみとの調和に配慮した形態、意匠、色彩とすること。		

解説

【まちなみとの調和】

- ・ 日よけテントやオーニング等は、緑豊かな住宅地での暮らしの中で、アクセントとなる場合もありますが、そのデザインや色彩が奇抜なものの場合には、通りとしての印象を壊す場合もあります。
- ・ 低層の住宅地の印象を阻害しないことに配慮した形態、意匠、色彩とし、奇抜な印象につながりやすい高彩度のものの使用は避け、落ち着いた色彩のものを使用することとします。

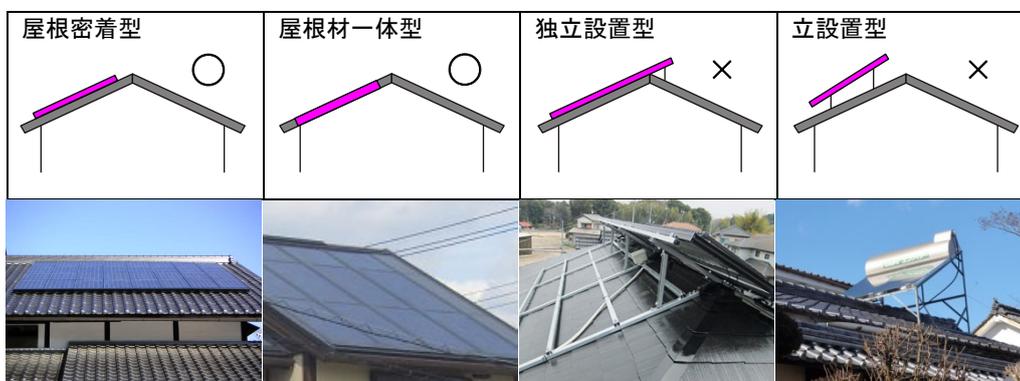
項目7	室外機、建築設備機器等	対象	建築物
景観形成基準	□太陽光パネル、太陽熱温水器は、屋根と違和感のないものとする。ただし、錦川沿い（岩国1丁目・2丁目）の建築物の川に面した部分には設置しないこと。		

解説

【屋根瓦と違和感のないよう配慮】

- ・岩国城下町としての歴史・文化を継承した景観形成を図る上で、太陽光パネルや太陽熱温水器の設備類が目立つことは、本来ある魅力あるまちなみを阻害することにつながります。
- ・屋根面と一体となったものや、通りから容易に見えない位置に配置するなど、設備のデザインや配置において配慮や工夫を行うこととします。

▼太陽光パネル、太陽熱温水器の設置位置の適用例



▼太陽光パネル（発電モジュール）の色彩（例）

パネル面の色	黒とする		
		○	×
パネル面の光沢	キラツキ感がないもの		
セルの目地	目立たないもの		
		○	×
フレーム	黒とする		

【錦川に向けた設置はしない】

- ・錦帯橋を中心とした区域は名勝に指定され、自然と人の営みがつくりだす美しく広がりのある風景が広がっています。
- ・錦川に面する屋根には、太陽光パネルや太陽熱温水器等の設備類の設置は禁止します。

項目 8	緑 化	対象	建築物
景観形成 基準	□樹木や生け垣、花壇等の植栽を施すことにより、緑豊かなまちなみの形成に配慮すること。		

解 説

【緑豊かなまちなみの形成】

- ・本地区は緑豊かな低層の住宅地のまちなみが形成されています。そのため、できる限り樹木等による植栽を施し、門・塀や建物と一体となった緑による通り景観の連続性の創出に努めることとします。

項目 8	緑 化	対象	工作物
景観形成 基準	□周囲のまちなみとの調和に配慮した緑化を図ること。		

解 説

【周囲のまちなみとの調和に配慮した緑化】

- ・工作物と一体として利用される土地（行為地）が生じる場合には、工作物が周囲から目立たないように、行為地内における緑化（植栽や生垣等）による調和に向けた配慮を行うこととします。

項目 9	門・塀等（建築物に付属するものを含む）	対象	工作物等
景観形成 基準	<p>□バス通り沿道では、敷き際に門・塀等を設置する等により、通りの連続したまちなみの形成を図ること。</p> <p>□門・塀又は生け垣は、周辺の景観と調和したものとすること。ただし、バス通り沿道に設ける門・塀等は、沿道にぎわい地区の基準に準拠したものとす</p>		

解 説

【門・塀等による通りの連続したまちなみ】

- ・バス通り沿道では、武家地の風情を継承・創出するため、敷際に門・塀等を設置し、塀、植栽等が連なる通りとしてのまちなみの連続性を維持・創出することとします。
- ・敷地条件により、前面道路に面して車庫等を配置せざるを得ない場合には、ゲート等を設置することにより、門・塀が連なるまちなみとの調和をはかることとします。

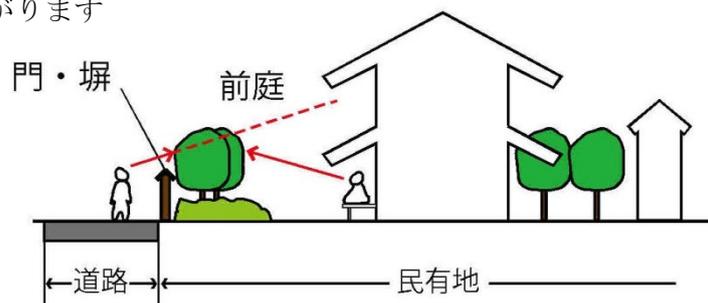
【周辺の調和した門・塀・生け垣】

- ・門・塀や生け垣等を設置する場合には、地区内に残る武家屋敷地の門・塀、庭木等が創り出す風情あるまちなみと調和するよう、落ち着いた色彩やデザインのものとし

【バス通り沿道に設ける門・塀等】

- ・バス通り沿道は、隣接する沿道にぎわい地区とともに通り景観を形成しています。
- ・そのため、前面道路に面して設ける門・塀等は、武家屋敷地の風合いと調和したものとなるよう配慮・工夫することとし、透視性の高いフェンスのみの設置は避けることとします。
- ・また、植栽等により門・塀等と調和を図る場合には、生け垣や、フェンスと植栽の組み合わせ等により、通りとしての連続性を創出することとします。
- ・塀や生け垣等の高さ（フェンスと植栽の組み合わせの場合には全体としての高さ）は、通りを歩く人が容易に覗きこむことができない高さ（目安として1. 2 m程度）を超える高さを推奨します。

(例) 道路境界に門・塀を設けることでオモテである道路を通る人の目線から、敷地内や住居内の様子をさえぎることができます。また、門・塀から建物までの間を前庭として整備するなどにより、居室内からの眺めも良好なものとなるなど、良好な住環境の形成につながります



修繕

- ・本地区にある修繕対象として、既存の白壁や板塀、土塀等の塀や、薬医門や棟門等の門は、できる限り現状の外観を基本に修繕を行うこととします。
- ・ただし、それぞれの建造物の状況により、詳細は個別に協議を行いながら判断を行うこととします。

修景

- ・岩国地区の武家屋敷で見られる門・塀と同等のものを設置することとします。
- ・塀は、白壁や白壁風の塀、板塀、小壁付きの和風板塀、土塀、土塀風の塀等、または生け垣とします。

▼塀の形態・意匠



小壁付き和風板塀



板塀



土塀や土塀風の塀



白壁や白壁風の壁

▼透視性の低い塀（既製品例）



（参照：三協アルミ）

- ・門は、薬医門、棟門及びこれらの形態意匠と調和した、格子や木、瓦を活用した和風のデザインのを基本とし、まちなみと違和感が創出しない限り、既製品や耐久性のあるアルミ製を使用することも可能とします。
- ・敷地条件により前面道路に面して車庫等を配置する場合には、敷地を閉じるためのゲートとして、跳ね上げ式ゲートや外構と一体となったスライドゲート等を設置することとします。

▼薬医門や棟門等の門構えの例



岩国地区に見られる薬医門



既製品の棟門（LIXIL より参照）

▼道路境界を閉じる車庫前のゲートの例



間口が狭くても閉めることのできる、跳ね上げ式ゲート（参照：LIXIL）



外構と一体となったスライド式ゲート（参照：三協アルミ）

項目10	看板等	対象	工作物等
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> □自立式看板を設置する場合には、周辺のまちなみとの調和に配慮した高さ、形態、意匠とすること。 □壁面看板を設置する場合は、周辺のまちなみとの調和及び建物本体との調和に配慮した設置箇所、形態、意匠とすること。 □屋上及び屋根面には設置しないこと。 □のぼり旗や立看板等の掲示物については、周辺のまちなみに配慮したものとすること。 □電飾看板は、使用しないこと。 		

解説

【まちなみとの調和】

- ・本地区は、緑豊かな低層の住宅地のまちなみが形成されています。
- ・そのため、屋外広告物の掲出は最小限の数や規模にとどめることを基本とし、設置する場合には、屋根よりも高い位置での設置は避け、1～2階レベルにおいて、建物の外観と調和したのれんや壁面看板等の設置を行うこととします。
- ・また、看板が建物の外観以上に目立つことにより緑豊かな住宅地のまちなみを阻害しないことよう、掲出位置やデザインにおいて配慮や工夫を行うこととします。

修景

- ・壁面看板や突出看板、のれん等の建物に付随する看板は、歴史的な建物の外観との調和や建物全体との調和に配慮した素材やデザインとし、掲出数を最小限とすることとします。

項目11	舗装等	対象	工作物等
景観形成基準	□建築物の壁面後退により生じる土地のうち、通りから容易に見える部分の舗装は、周辺のまちなみと調和し、落ち着いたあるしつらえとすること。		

解説

【通りから容易に見える部分】

- ・道路から建物等が後退することにより生まれる用地のうち、前面道路から目にすることができると玄関までのアプローチや駐車スペース等、舗装を必要とする部分をさします。

【落ち着いたあるしつらえ】

- ・玄関アプローチや駐車スペース等は、その舗装の種類により、建物や門・塀等で形成するまちなみとは異なる洋風な印象を与えたり、簡素なイメージとなる場合があります。
- ・舗装が必要な場合には、和のしつらえやモダンさと調和する舗装として、石張りや洗い出し舗装、脱色アスファルト舗装等とし、色は石や土等の自然素材と調和したものとすることを推奨します。

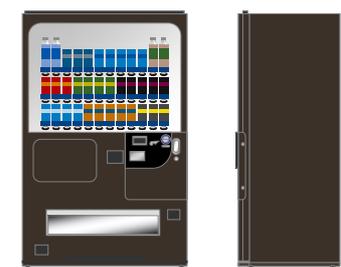
項目 1 2	自動販売機	対象	工作物等
景観形成 基準	□自動販売機については、周辺のまちなみに配慮した色とすること。		

解 説

【色による配慮】

- ・自動販売機等は、設備そのものが広告的な役割もあり、企業カラー等による派手な色彩のものが多くなるため、色彩についてはまちなみとの調和が必要です。
- ・道路沿いに自動販売機等を設置する場合には、まちなみとの調和に配慮した色として、以下の色彩を参考とします。

▼参考色



茶系色とした自動販売機

項目 1 3	擁 壁	対象	工作物等
景観形成 基準	□擁壁の規模・形態は圧迫感を与えないものとなるよう配慮し、周辺のまちなみと調和するように配慮すること。		

解 説

- ・既存の石積み等はできる限り修繕します。
- ・大規模な地形改変は避けるとともに、圧迫感を与えないよう擁壁の高さや延長は最小限となるよう努力します。
- ・新たに擁壁を設置する場合には、石積みを標準とし、コンクリートやブロックによる場合は、塀等との調和に配慮した和風のしつらえとします。

項目 1 4	鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等	対象	工作物等
景観形成 基準	<input type="checkbox"/> 鉄塔等の設置は避けること。 <input type="checkbox"/> 電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等は、周辺に調和したものとする。		

解 説

- ・本地区は市街地ですが、城山や錦帯橋、錦川等から眺望されるエリアであり、地区内への鉄塔等の設置は避けることとします。
- ・岩国地区は、横山地区とともに岩国城下町として形成された一体的な地区であり、また多くの来訪者が訪れるまちでもあり、道路に附帯する街灯等の仕様については、城下町として統一感のある景観整備を行うこととします。
- ・電柱や街路灯、カーブミラー等は、自然やまちなみと調和する色として、最も目立ちにくい茶系色とし、以下の推奨色を基本とします。

▼推奨色



項目 1 5	仮 設 物	対象	工作物等
景観形成 基準	<input type="checkbox"/> 仮囲い等の仮設の工作物等は、周辺のまちなみとの調和に配慮すること。		

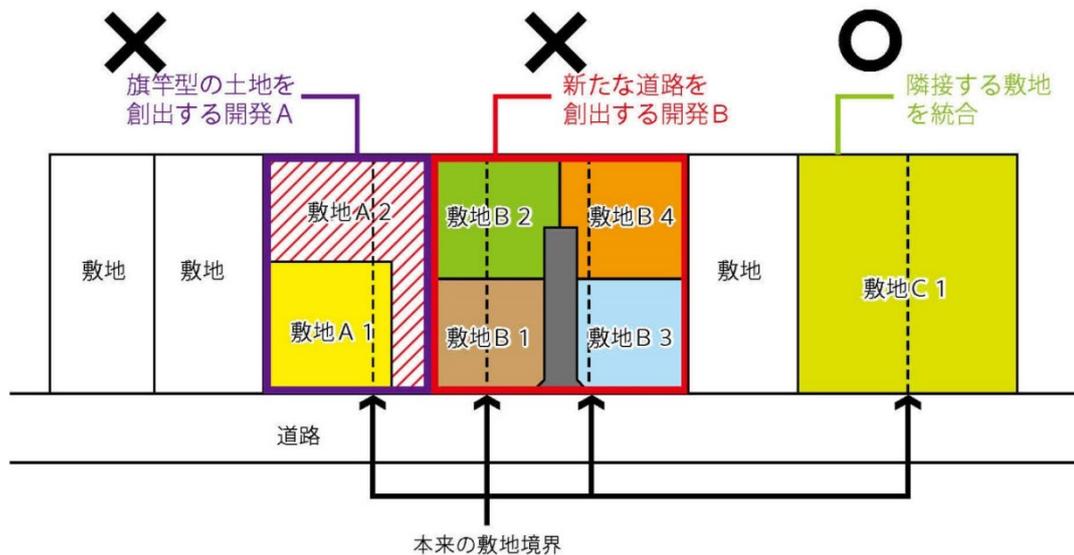
解 説

- ・本地区は、歴史的な建物が地区内に残る、緑豊かな風情ある住宅地のまちなみを形成しています。
- ・そのため、工事中の仮囲い等においても、周辺のまちなみとの調和に配慮した落ち着いた色やデザインとし、設置中の適切な維持・管理を行うこととします。

項目16	開発行為（住宅開発等）	対象	開発行為
景観形成基準	□開発後の状態が周辺のまちなみと不調和とならないこと。また、城下町由来の町割の継承を阻害しない形状とすること。		

解 説

- ・本地区は、城下町の武家屋敷地として整備された由来のある風情ある住宅地のまちなみが形成されているとともに、岩国城下町へのアクセスを担うバス通りにも面していることから、沿道での開発行為は、岩国城下町を訪れる来街者への印象を大きく左右する場合があります。
- ・そのため、開発の際には、開発後の状態が、城下町としての歴史的な町割を損ねたり、まちなみと不調和を起こす可能性のあるようなものにならないよう配慮することとします。
- ・なお、バス通り沿道では、通りに面して敷地を前後に分割するために歴史的な通りに面して垂直に道路を設ける住宅開発（行き止まり道路や位置指定道路による住宅開発）についても、同様に禁止します



項目 16	開発行為（住宅開発等）	対象	開発行為
景観形成 基準	<p>□樹木の伐採は、必要最小限とすること。</p> <p>□住宅宅地開発の場合、建築物の敷地面積の最低限度は 150 m²とする。ただし、延長敷地及び法面を除いた有効宅地を対象とする。</p> <p>□造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめること。なお、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。</p> <p>□斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。</p>		

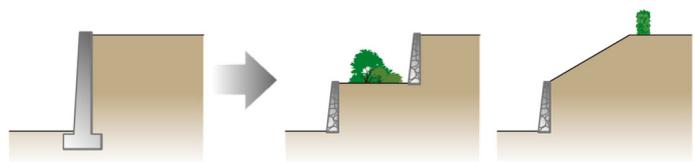
解 説

- ・造成前後のまちなみの変化が最小限となるような計画をたてることに留意し、樹木の伐採は最小限としたり、可能な限り地形改変を行わないよう配慮することとします。
- ・なお、造成に伴い擁壁や法面等ができる場合には、必要最小限な規模かつ周囲のまちなみに与える影響を最小限となるよう配慮したものとします。

- ・造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめ、コンクリートによる垂直擁壁を避け、緩やかな勾配とします。



- ・法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図り、大きなのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁を分割し圧迫感を軽減させます。



- ・斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮し、植栽等による修景に努めます。

項目 17	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	対象	その他
景観形成基準	<input type="checkbox"/> 行為後の状態が周辺のまちなみと不調和とならないこと。 <input type="checkbox"/> 長大な法面を生じないように配慮し、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 <input type="checkbox"/> 行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により景観の復元を図ること。		

解 説

- ・ 行為地の周辺に植栽を行い、行為地を道路等の公共の場所から見えないようにし、土地の形質の変更後は、地域に生育する樹木の植栽によって景観の復元に努めることとします。
- ・ 高さ 1.5m を越える法面を生じないように計画し、法面は緑化に努め、法面に複数種の樹木、草本を組み合わせた植栽を設けるようにします。
- ・ 行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により景観の復元に努めることとします。

項目 18	木竹の植栽又は伐採	対象	その他
景観形成基準	<input type="checkbox"/> 植栽は、地域に生育する樹木を中心とした植樹により周辺の景観との調和を図ること。 <input type="checkbox"/> 伐採後は、地域に生育する樹木による緑化等により景観の復元を図ること。		

解 説

- ・ 本地区は、城山や椎尾神社の森の緑を背景とした地区であり、敷地内における樹木もまちなみをつくりだす重要な要素のひとつとなっています。
- ・ そのため、現在、庭木として利用されている樹木を保全し、伐採後の復元や樹木の植樹を推進します。

▼庭木として利用される樹種（例）

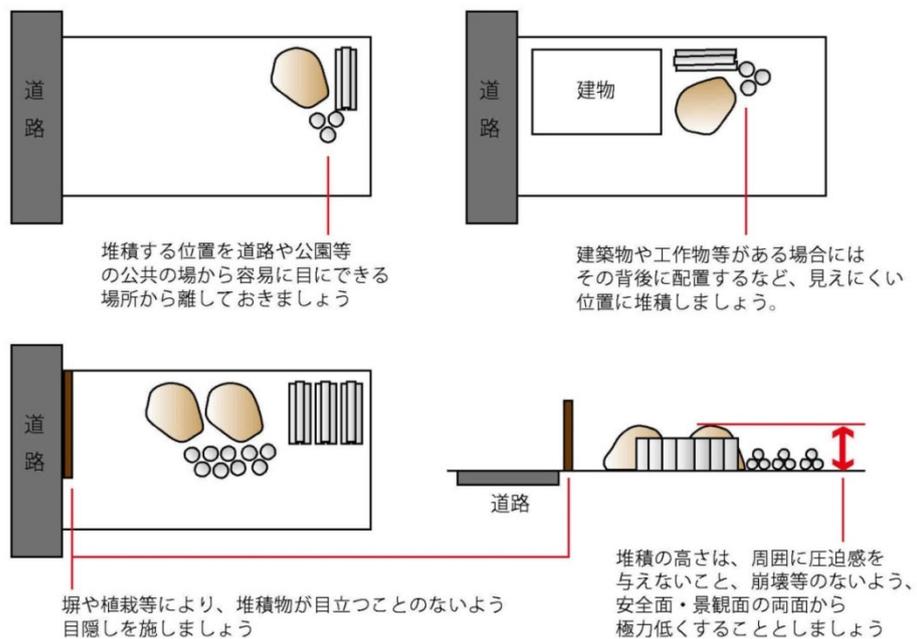
形態	区分		主な樹種
独立木	針葉樹		クロマツ、アカマツ等
庭木 (高木)	広葉樹	常緑樹	クスノキ、シイ（スダジイ、ツブラジイ）、アラカシ、シラカシ等
		落葉樹	ケヤキ、エノキ、ムクノキ等
庭木 (中木)	針葉樹		カイヅカイブキ、イヌマキ、コウヤマキ、ゴヨウマツ等
	広葉樹	常緑樹	クロガネモチ、ウバメガシ、ヤブツバキ、ヤマモモ、キンモクセイ、マテバシイ、マサキ等
庭木 (低木)	針葉樹		イチイ、コノテガシワ等
	広葉樹	常緑樹	サザンカ、アオキ、カナメモチ、イヌツゲ、ネズミモチ等
		落葉樹	ツツジ（サツキ、ドウダンツツジ）等

項目 19	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	対象	その他
景観形成基準	<p>□堆積等の面積は、必要最小限にとどめ、高さを極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。</p> <p>□道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等の植栽を施し、周辺のまちなみとの調和に配慮すること。</p>		

解 説

- ・道路に近い場所での高い堆積物は、安全面及び地域の住環境の面から、問題があり、道路から目立たないように敷地奥への配置や、建築物や工作物の背後への配置、又は、塀や生け垣等で目隠しを施す等、地域の住環境への影響を最小限にすることとします。

▼堆積例

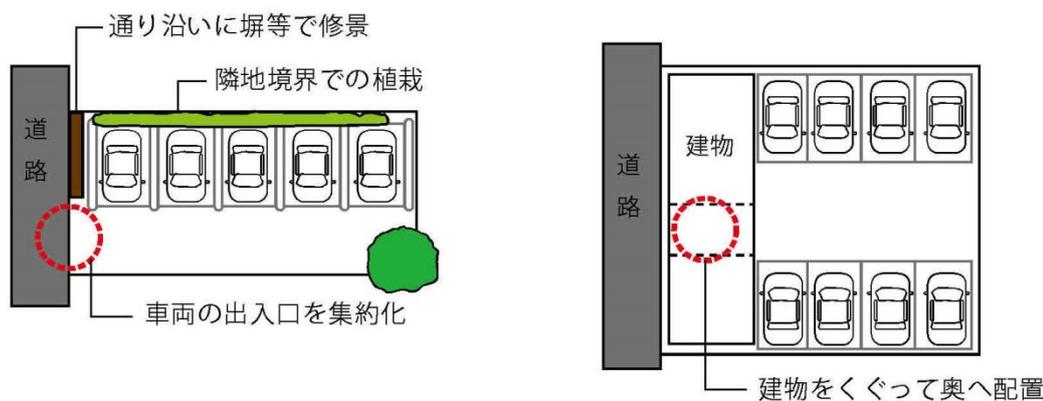


項目 2 0	駐車場	対象	その他
景観形成 基準	<p>□駐車場として土地を利用する場合には、できる限り車両の出入り口を集約化し、周辺のまちなみに与える影響を最小限とし、敷き際は、塀等による遮へい又は生け垣等の植栽による目隠し等を行うことにより、周辺の景観との調和を図ること。なお、塀等を設ける場合には、その意匠は工作物の基準に準ずるものとする。</p>		

解 説

- ・自家用車を移動手段として多く利用する現代の暮らしには、路外駐車場は地区住民だけでなく、地区を訪れる人にとっても必要な機能ですが、建物や塀が建ち並ぶ通りの景観においては、どうしても閑散とした印象を与えてしまいます。
- ・そのため、時間貸しや月極等の駐車場として整備する場合には、道路への車両の出入り等、通りを歩く歩行者の安全性を確保することに留意するとともに、通りごとのまちなみとの調和に配慮することが必要であり、通りからの出入口を集約化することとします。
- ・また、駐車場の隣接地との境界等では、排気ガスや騒音等に関する周辺への配慮も含め、植栽等に努めることとします。

▼路外駐車場や敷地内駐車場での配慮（例）



項目 2 1	空き地	対象	その他
景観形成 基準	<p>□空き地は、適切な維持・管理を行うこと。</p>		

解 説

- ・建築物を滅失させた後に、土地を空き地としておく場合には、周辺のまちなみに与える影響が最小限となるように、適切な土地の維持・管理を行うこととします。